

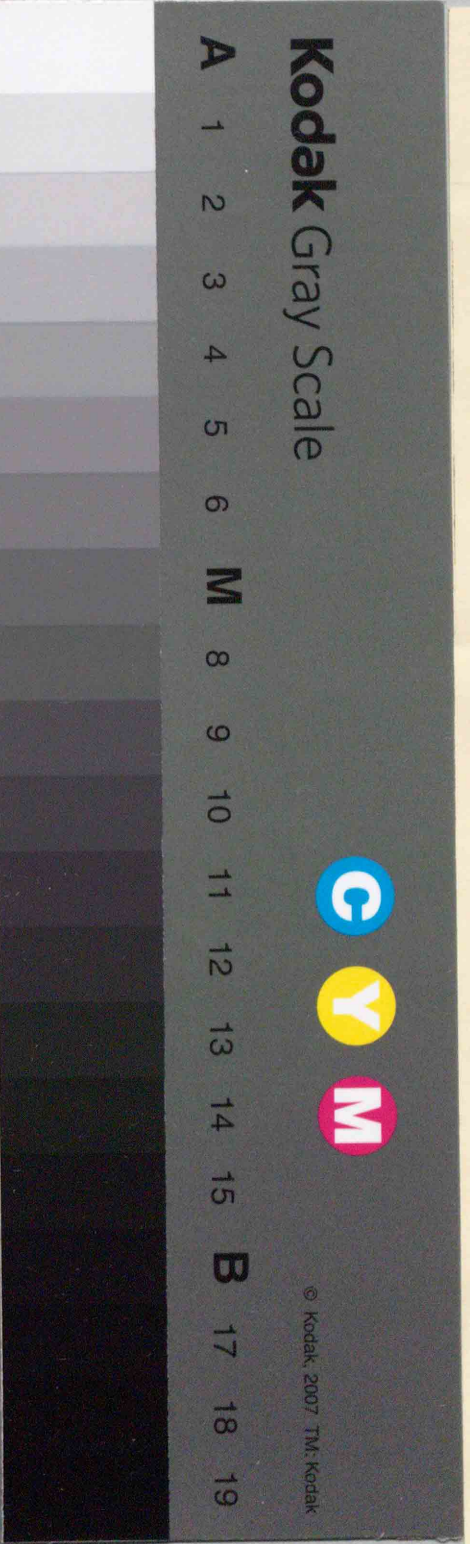
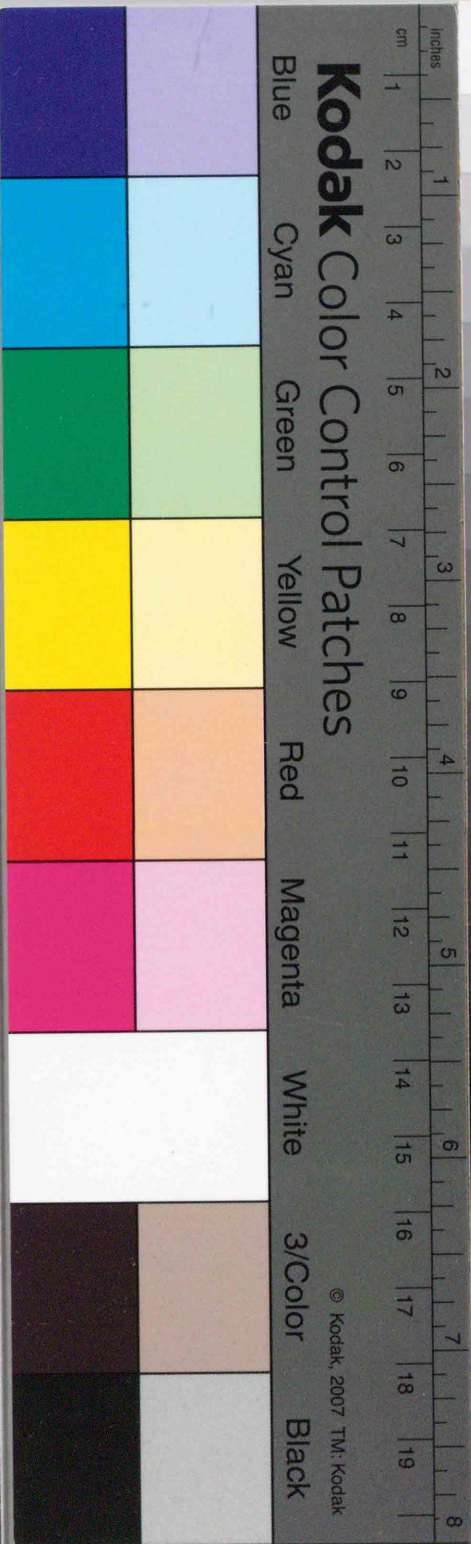
教科書文庫
4
370
51-1926
2000039146

合 統
書 科 教 育 教 新

學 校 管 理 法

松 邑 三 松 堂

田中寬一 北澤種一
日田權一 島田民治 共著



41213

教科書文庫

4
370
51-1926
20000 39146

T. 15
1926

教科書文庫

4

370

51-1926

2000039146

日一十二月一年五十正大
濟定檢省部文

合 統
書科教育教新

田中寬一 北澤種一 共著
日田權一 島田民治

學校管理法

松邑三松堂

広島大学図書

2000039146



資料室

3219
T114



凡 例

一、教育科は師範學校の重要學科であるから其の教授に粗漏のあらう筈はない。それにも係らず、その成績が不充分なのは主として教科書の不備なものによるものと見なければならぬ。依て私共は互に研鑽を重ねて、去る大正三年十月に始めて統合教育教科書を編纂した處、幸に師範學校用又は教員檢定試験用として各府縣に採用され、現に數版を重ねた。その後實地教授の結果必要に應じて一部分宛の訂正を試みたが、まだ十分でないので、今回最新の思潮と實地の研究とに基づいて一大訂正を加へることにした。

二、本書の改訂に當つて、特に注意したのは次の諸點である。

イ各分科の統合聯絡を圖つたこと。
ロ最新の學說と實地教授の經驗とに基づいて師範教育の實
際に適するやうにしたこと。
ハ從來教育の原理がとかく小學校の教育と没交渉になりが
ちの弊があるので、なるべくその所説を實際的にすること
に努めたこと。

ニ文章を解し易くする爲に全部平明な口語にしたこと。

大正十四年十月

著者識す

統合新教育教科書 學校管理法

緒言

- 一、本書は統合教育教科書の一部として、師範學校教育科の教授要目に準據し、學校管理法の講究すべき事項を記述したものである。
- 一、本書は全體としての統合聯絡に重きを置いたけれども、各分科はそれぞれ完結したものとして編纂してあるから、たとひ單獨に之を使用しても、何等の差支はない。
- 一、學校管理法の範圍は廣汎であるから、之を詳述することは、小冊子の能くする所ではない。本書は師範學校に於ける實際の教授時數を計り、分量を加減し、而も其の要領を會得するに都合のよいやうにしてあるから、教科書として最も適當であること信ずる。
- 一、學校管理法は、法令に遵據して講究するものであるから、法令の改廢され

る毎に改訂しなければならぬ。本書は地方學事通則を始め凡て最新の法令に基づいて記述してあるから、安心して使用することが出来る。

一、學校管理法は、要するに法の活用を目的とするものである。故に之に關する知識と趣味をもつてゐなければ、國家の要求する活教育を行ふことは出来ぬ。教授者は宜しく中央官廳及び地方官廳から發布された現行法規並に府縣師範學校附屬小學校細則等と對照し、務めて實例を擧げて法の精神と教育界の實際とをよく學生に理解させ、且教育の權威もあり、趣味もある事業であるといふことを曉らせ、奮つて之に當らうといふ自信と抱負を誘發しなければならぬ。

一、章節の末尾若しくは段落の後に記した參照の事項中、令とあるのは小學校令、施行規則とあるのは小學校令施行規則の略語である。

一、本書は是迄、必要に應じ數次改版に改版を重ねて來たが、其の後法令の改正されたものも多く、又最近に教授要目の改正もあつたので、今回大々の

に訂正を加へ更に改版することゝした。即ち新教授要目に準據したことは勿論、法令はすべて新法に依て訂正をなし、又新に「小學校經營上の諸施設」の一章を加へ、小學校管理法として講究すべき事項にして、遺漏なからんことを期した。

大正十四年十月

著者識す

合統
新教育教科書 學校管理法目次

第一章 學校管理法の意義……………一

第二章 教育制度の概要 (教育制度)……………三

 第一節 國家と教育……………三

 第二節 自治體と教育……………五

 第三節 教育行政機關……………八

 第四節 學校の種類及び系統……………一四

 第五節 小學校に關する法令……………二一

第三章 小學校の本旨 (學校管理法)……………二三

第四章 小學校の種類……………二七

第五章 小學校の設置……………三〇

目次

一

大正十四年十月

著者 藤村

第一節 市町村立尋常小學校の設置……………三〇

第二節 市町村立高等小學校の設置……………三三

第三節 私立小學校の設置……………三四

第六章 小學校の教科……………三六

第一節 修業年限……………三六

第二節 教科目……………三七

第三節 教科課程……………三九

第四節 教授細目・教案・教授録及び日課表……………四六

第五節 兒童成績考查……………五一

第六節 教科用圖書……………五五

第七節 教授期間・休業日及び儀式……………五七

第七章 小學校の編制……………六一

第一節 學級編制……………六一

第二節 教員配置……………七一

第三節 學級擔任……………七三

第四節 學級の經營……………七五

第五節 補習科……………七八

第八章 小學校の設備……………八二

第一節 設備規程……………八二

第二節 校地……………八四

第三節 校舍……………八六

第四節 體操場……………九二

第五節 校具……………九六

第六節 學校園……………一〇三

第七節 兒童圖書館・學級文庫・兒童博物館……………一〇五

第九章 就學……………一〇七

- 第一節 學齡及び就學義務……………一〇七
- 第二節 就學義務の猶豫及び免除……………一一二
- 第三節 就學に關する事務……………一一三

第十章 小學校の職員……………一二七

- 第一節 職員の種類……………一二七
- 第二節 資格及び待遇……………一一九
- 第三節 職務及び服務……………一二四
- 第四節 權限……………一三〇
- 第五節 俸給諸給與及び旅費……………一三一
- 第六節 恩給……………一三五
- 第七節 任用及び解職……………一四四

第八節 懲戒處分業務停止……………一四八

第九節 小學校教員心得……………一五〇

第十一章 小學校の事務……………一五七

第一節 校務の種類……………一五七

第二節 表簿の種類……………一六二

第十二章 小學校經營上の諸施設……………一六四

第一節 諸會合……………一六四

第二節 遠足・校外散歩……………一七〇

第三節 校外教授……………一七二

第四節 講堂訓話朝會學校揭示……………一七三

第五節 訓育方針の統一……………一七四

第六節 兒童の作業……………一七六

第七節 兒童召集……………一七八

第八節 學校と家庭との聯絡……………一七八

第九節 職員の看護當番當直……………一八一

第十節 學校視察……………一八二

第十一節 教育測定及び學校調査……………一八三

第十三章 小學校の費用負擔及び授業料……………一八五

第一節 費用の負擔……………一八五

第二節 經費の豫算……………一九五

第三節 授業料……………一九七

第四節 基本財産及び積立金……………一九九

第十四章 小學校に類する各種學校……………二〇一

第十五章 幼稚園……………二〇二

第十六章 小學校の管理及び監督……………二〇六

第十七章 學校衛生……………二〇九

第一節 學校衛生の必要……………二〇九

第二節 設備上の衛生……………二一〇

第一 採光……………二一〇

第二 通風……………二一一

第三 煖房……………二一二

第四 清潔法……………二一三

第三節 教授上の衛生……………二一七

第四節 運動上の衛生……………二二三

第五節 身體虛弱者・精神薄弱者の取扱……………二二五

第六節 身體検査……………二二九

第七節 學校醫及び學校看護婦……………二二六

 第一 學校醫……………二二六

 第二 學校看護婦……………二二九

第八節 學校病及び其の豫防……………二四二

第九節 學校傳染病及び其の豫防……………二五〇

第十節 救急療法の大要……………二六八

附 錄

地方學事通則……………一

小學校令……………三

小學校令施行規則……………一五

目次 終



統合新教育教科書

學校管理法

第一章 學校管理法の意義

學校管理法の意義

學校管理法は教育科の實際的方面に屬するもので、主に教育法令に準據し、諸般の學理に照して、小學校を完全な國民教育所となし、其の教育の効果を佳良ならしめる方法を講究するものである。所謂教育學は、理論に基づいて組織的に講究するのが本領であるから、何れの國でも、そのまゝにこれを小學校の實際に施すことは出来ない。なぜならば、國家は各、その特色を有し、その情態を異にしてゐるから、教育の制度や法令も畫一ではない。而して小學校の事

管理法講究の
範圍及び區分

業は一に此の制度や法令の指示する所に據つて、施設運用すべきものであるからである。學校管理法の本領は即ち此の點にある。學校管理法の講究すべき範圍は頗る廣汎で、教育制度を始め、小學校の設置設備、編制、教科等から兒童就學、職員、衛生、經濟、表簿等に至るまで、實際的事項の一切を包含してゐる。師範學校の教育科で教育制度、學校管理法、學校衛生を教授すること、定められたのは、便宜上の區分で、其の間に畫然たる限界があるわけではなく、總て廣義の管理法の内に包括し得べきものである。故に本書は學校管理法の名の下に是等一切の事項を包括して、先づ教育制度を概説し、次に狹義の管理法を説述し、最後に學校衛生について畧説しようと思ふ。右の如く學校管理法は、教育の實際的方面を講究するものであるから、苟も小學校教員たるものは、資格の種類と男女の區別を問はず、一樣に之を重要視しなければならぬ。單に學校長の心

得べきことこのみ思ふが如きは、たいへんな心得ちがひである。

第二章 教育制度の概要

第一節 國家と教育

世界の大戦亂が局を結んだ結果として、國際聯盟が成立し、新に平和の保障を得るに至つたが、その威力はまだ戰爭を根絶し、世界を永久に安寧ならしめるに足らない。如何なる國家も、如何なる民族も、各、其の所を得て、平和の裡に交際通商をなし、人類の幸福を完うしようこの思想は、大戦の齎した一大福音であるが、之と同時に強固な國家主義の下に、國民の統一團結を圖らなければ、國家の存立繁榮を期することは出来ない。されば列國は皆此の主義に據つて、孜孜として戦後の經綸畫策に努めて居る。是れ實に現下宇内の大

國家と教育

勢であるを謂つてよい。而して國家が國際競争に處して優越の地歩を占めようとするには、軍備の整頓、財政の豊富、學藝の發達等一として必要でないものはないけれども、最も根本的で、國家發達の第一義とも謂ふべきは教育である。從來、兎角教育を個人的見地からのみ見ようとする傾向もあつたが、（今後は）眞の教育は公正な國家主義の下に、穩健な國民教育を行はなければならぬ。若し國民の心身が羸弱で、其の行動が利己放肆に流れたならば、國家の實力が減退するばかりでなく、個人の幸福も亦享有することが出來ないのは勿論である。故に國家は健全な國民を養成する爲に、國家自ら其の要綱を規定して、國民の思想や感情を統一し、其の團結を強固にしようと努める。是れ即ち普通教育の國家に重きを爲す所以であり、又教育者が自重自奮して、國家の期待に副はねばならぬ所以である。國家と教育との關係は前に述べた通りであるから、教育に關する

教育事務の範圍

市町村の教育事務

國の教育事務

政務は、國家が自ら處理するのが本則である。即ち教育事務は所謂國政事務に屬するのである。然れども教育事務は國民の福祉を助長することを目的とするものであり、且地方の情況に適應さすべき必要もあるから、その一部は地方自治體をして助けしめるが適切である。依つて重要にして且一般的な事務は國家が自ら之を處理し、これにつぎて重要なもの及び地方の情況に適應すべきものは地方自治體に委任することになつてゐる。之を市町村の教育事務と云ひ、前者を國の教育事務といふ。

國の教育事務に屬するものは、小學校の目的、種類、修業年限、教科編制、就學の義務、教員の資格、費用の負擔及び授業料に關することなどである。是等は國家が自ら之を規定し、且自ら之が處分をなすべきものである。

第二節 自治體と教育

自治體と教育

市町村は一定の土地と公民（人）から成り立つて居る地方自治團體の一である。而してこの自治團體は國家から法人として獨立の人格を認められて、國家の監督の下に自己の選出した機關により、自己の名と負擔を以て、國家から委任せられた公の行政事務を行ふ公共團體である。

市町村の上級には更に府縣といふ地方自治團體がある。故に我國の地方自治團體は市町村と府縣との二級制である。而して自治團體として上級の府縣よりも下級の市町村が比較的完全であるから國家の組織の基礎よりすれば下級の市町村が一層重要である。要するに此等上下二級の自治團體が健全なる發達を爲すことが國家の健全なる發達の一大要件である。

普通教育は國家の存立の上に必要なことは勿論であるけれども、亦自治體の發達にも至大な關係がある。故に市町村は出來得るだ

市町村の教育事務

けの力を兒童の教育に致さなければならぬ。是れ自治體の存在を強固にすると同時に、我が國家を自衛する所以である。而して教育者は實に此の自治體の中で實際の活動をなすものであるから、自ら自治體の中心を以て任ずるだけの見識と實力とを有し、常に該團體の穩健な發達を念しなければならぬ。

自治體が國家から委任されて、當然處理すべき所謂市町村の教育事務は、主として校地の選定、校舎の建築、修繕、書籍器具の購入、俸給、旅費の支辨等である。市町村は各、其の力に應じて、之が經營をなさねばならぬ。

此の市町村の教育事務を處理するものは、市町村の行政機關たる市町村長である。而して國の教育事務も亦法令の定むる所に従ひ、國家の委任に依つて、市町村長が之を處理するのである。故に市町村長は自治體の機關として、市町村の教育事務を處理すると共に、

國家の行政機關として國の教育事務の一部を執行するものである。

第三節 教育行政機關

教育行政機關

我が國の教育行政機關は官廳に文部大臣府縣知事(道廳長官)郡(島司支廳長)があり、自治體に市町村長及び市町村學校組合長、町村學校組合長がある。但し朝鮮、臺灣、樺太及び關東州の如き特別の行政を施す地方は之に與らぬ。以下各機關に就いて説明しよう。

文部大臣

一、文部大臣 文部大臣は教育學藝及び宗教に關する事務を管理する官廳で、教育行政の最高機關である。

補助機關

文部大臣の補助機關には政務次官、次官、參與官、局長、祕書官、書記官、事務官、督學官、學校衛生官、圖書事務官、圖書監修官、圖書監修官補、技師、屬及び技手がある。各上官の命を承けて事務を分掌する。

大教省一局長一科一室

(大教省官制の事) (大教省官制の事) (大教省官制の事)

印

督學官
視學委員

文部省督學官
及視學委員
學事視察規程

文部大臣が事務を處理する文部省は、大臣官房、專門學務局、普通學務局、實業學務局、圖書局及び宗教局の六部に分れて居る。而して普通教育に關する事務は普通學務局の分擔に屬する。教育學事の視察は督學官が主として之に當り、又別に直轄學校の職員中から視學委員を任命して、特に指名された學事を視察させることになつてゐる。而して是等視察官の視察に關する要項は左の規定に詳かである。

○文部省督學官及文部省視學委員學事視察規程 (大正三年四月三十日 日文部省訓令號外)

第一條 文部省督學官學事視察ヲ命セラレタルトキハ左記ノ事項ニ就キ視察スヘシ

- 一 教育行政ノ狀況
- 二 學校教育ノ狀況
- 三 學校衛生ノ狀況
- 四 學校經濟ノ狀況

- 五 學事關係職員職務ノ狀況
- 六 通俗教育其ノ他教育學藝ニ關スル諸施設ノ狀況
- 七 其ノ他特ニ指命ヲ受ケタル事項視學員は特に命せらるゝものある。
- 第二條 文部省督學官視察中緊急處理ヲ要スト認メタル事項アルトキハ直ニ文部大臣ニ具申スヘシ
- 第三條 文部省督學官ハ視察中左記ノ事項ニ就キ關係者ニ注意ヲ與フヘシ
 - 一 法令ニ牴觸シタル事項
 - 二 省議ノ決定ニ反シタル事項又教育省に決定したる事
 - 三 教授ノ方法ニ關スル事項
 - 四 其ノ他特ニ指命ヲ受ケタル事項
 - 必要アル場合ニ於テハ教授ノ方法ニ關シ指導スルコトヲ得
- 第四條 文部省督學官視察上必要ト認メタルトキハ日課ヲ變更シテ教授ヲナサシメ又ハ生徒兒童ノ學力ヲ試驗スルコトヲ得
- 第五條 文部省督學官視察ヲ終リタルトキハ直ニ口頭ヲ以テ大要ヲ文部大臣ニ復命シ更ニ一箇月以内ニ復命書ヲ提出スヘシ以上督學官
- 第六條 文部省視學委員ハ文部大臣ノ命ヲ受ケ特ニ指命セラレタル學事ヲ視察ス

府縣知事

視學委員視察ヲ終リタルトキハ一箇月以内ニ復命書ヲ提出スヘシ
 第二條及第四條ノ規定ハ視學委員ノ視察ニ關シ之ヲ準用ス

二、府縣知事道廳長官 府縣知事道廳長官ハ其ノ府縣内一般の行政を掌る官廳で、教育に關しては文部大臣の指揮監督を受けて其の管内に於ける教育行政事務を掌る。

府縣知事の補助機關の中で、教育に關係のあるものは、内務部長たる書記官視學官たる書記官、衛生技師學校衛生技師、屬及び視學屬及び視學である。

内務部長は知事の命を受けて、管内の教育に關する事務を掌理し、視學官は内務部に屬し、知事知事の命を受けて學事の視察、其の他教育に關する事務を掌り、屬は學事に關する庶務に従事し、視學は學事の視察及び教育に關する庶務を掌る。又府縣の師範學校長は該管内の小學校教育に關する學事を視察すべき任務を有する。

郡長

郡長(島司支廳長) 郡長(島司支廳長)は地方長官の指揮監督を受け、其の管内に於ける教育行政事務を掌る。補助機關としては、郡長には郡書記、郡視學があり、島司には島廳書記、島廳視學がある。又支廳長には屬がある。

郡視學及び府縣視學の學事視察要項は、次の通りである。

- (一) 教育に關する勅語の趣旨の實際に行はれる狀況。
- (二) 町村に於ける教育行政の狀況。
- (三) 學校教育の狀況。
- (四) 學校衛生の狀況。
- (五) 學事關係職員執務の狀況。
- (六) 學事集會の狀況。

市町村長

四三

市町村長(市町村學校組合管理者) 町村學校組合管理者(市町村長に代る) 市町村長(市町村學校組合管理者)町村學校組合管理者は自治體

學務委員

の機關であつて、官廳ではないけれども、知事、郡長、市町村長の指揮を受け、市町村又は市町村學校組合又は町村學校組合に屬する國の教育事務を管掌し、且市町村の教育事務を行ふ。

補助機關としては、助役及び市町村吏員があり、又名譽職たる學務委員がある。而して市町村に於ける學務委員の數は十人以下(東京市は十五人を最多限とする)とし、其の組織は市に在つては(市長助役と市會議員から五名選出)市會議員及び市公民、町村に在つては町村會議員及び町村公民から選舉した者と、市町村立小學校の男教員中から市町村長が任命した者とから成り立つ。而して左記の事項に就いて市町村長、市町村學校組合管理者、町村學校組合管理者、區長並に其の代理者を補助し、又は其の諮問に應じて意見を述べること、をその職務とする。(令六二則一八二二八三参照)

(一) 就學督促に關すること。

知事(九)
 府令(三)
 市令(七)
 町令(七)
 村令(七)
 區長
 市令(七)
 町令(七)
 村令(七)

- (二) 家庭又は其の他に於て尋常小學校の教科を修める者の認可に關すること。必ず學校に行かざるが家庭教師を以てせしむる事あり。
- (三) 就學義務の免除又は就學の猶豫に關すること。事務繁忙を以て視察に行き結果免れ給ふ事あり。白痴病氣困難
- (四) 設備に關すること。
- (五) 經費豫算の調製に關すること。
- (六) 授業料に關すること。
- (七) 學校基本財産に關すること。
- (八) 教科目の加除選定に關すること。農業科目 農業及び商工
- (九) 修業年限に關すること。
- (十) 補習科の設置廢止に關すること。

第四節 學校の種類及び系統

學校の種類及び系統

我が國の學校の種類は、其の教育の目的に依つて、普通教育、實業教

普通教育

幼稚園

小學校

育、専門教育、師範教育及び特別教育の五部に分けることが出来る。

今各部に屬する學校を左に列記しよう。

一、普通教育

國民としての一般的陶冶を施すことを目的とする。職業の陶冶に對する言葉

(一) 幼稚園

満三歳から尋常小學校に入學するまでの幼兒を保育する所である。幼稚園は、修業年限の入りかたを以て、三歳から五歳までの幼兒を保育する所である。幼稚園は、修業年限の入りかたを以て、三歳から五歳までの幼兒を保育する所である。

(二) 小學校

尋常小學校及び高等小學校の二種に分たれる。

尋常小學校は六個年を以て修業年限とする。我が國民は必ず

此の教育を受けなければならぬ。所謂義務教育である。英佛獨

等の諸國では國民の貧富の階級に依つて、就學の初めから學

校の種類を異にして居るが、我が國では國民の全部が先づ尋

常小學校に入つて、一樣の基礎的教育を受くべきものと定め

てある。是れ實に我が教育制度の一大特色である。此の一大特

色が國民精神の統一融合の上に、好影響を齎すことは言ふま

中學校

高等女學校

實科高等女學校

でもないことである。
高等小學校は尋常小學校を卒業した兒童に對して、稍深く、そして適切なる普通教育を施す所である。その修業年限は二個年又は三個年である。

(三) 中學校 尋常小學校を卒業した男子に、必要な高等普通教育を施す所で、その修業年限は五個年である。

(四) 高等女學校 尋常小學校を卒業した女子に、必要な高等普通教育を施す所で、その修業年限は五個年又は四個年(土地の情況に依つては、三個年とする)ことも出来る。高等女學校

では、その上に尙高等科や専攻科を置くことが出来る。修業年限は各二個年又は三個年である。又二個年以内の補習科を置くことも出来る。

(五) 實科高等女學校 高等女學校の一種で、家政に重きを置いて

教育する所である。其の修業年限は左の三種に分たれる。

(イ) 尋常小學校卒業生を收容するもの……………四個年

(ロ) 高等小學校第一學年修了生を收容するもの……………二個年

(ハ) 修業年限二個年の高等小學校卒業生を收容するもの……………二個年

(六) 盲・聾啞學校 盲學校は盲人に、聾啞學校は聾啞者に普通教育を施し、其の生活に必要な特殊の知識・技能を授くることを

目的とし、道府縣に於て設置の義務を負ふものである。

二、實業教育 實業教育の學校は、農業・工業・商業等に從事するものに必要な教育を施すことを目的とする。

三、専門教育 高等の學術・技藝を教授し、若しくは學術の蘊奥を攻究することを目的とする。

(一) 高等學校 高等學校は修業年限が七個年で、高等科三個年、尋常科四個年とする。但し高等科のみを置くことも出来る。男子

東京

高等學校

専門教育

實業教育

盲・聾啞學校

帝國大學

京大
早大
慶大

の高等普通教育を完成するを目的とする。
帝國大學 帝國大學には諸種の學部がある。各學部の在學年限は三個年以上で、醫學部だけは四個年以上である。

大正十一年三月
大正十一年三月
大正十一年三月

大學院は、大學の卒業生が更に進んで學藝の蘊奥を攻究する所で、在學年限を二個年とする。但し三個年間は希望に依り、一年毎に在學延期を許されることがある。

各種専門學校

各種専門學校 専門學校は各種の専門に屬する學術・技藝を

大正十一年三月
大正十一年三月
大正十一年三月

教授する所で、その修業年限は三個年以上である。高等農林學校、高等商業學校、高等工業學校、高等商船學校、醫學專門學校、山専門學校、蠶糸専門學校、外國語學校、美術學校、音樂學校等は皆之に屬する。

師範教育

四、師範教育 師範教育の學校は、普通教育に従事する教員を養成することを目的とする。

師範學校

(一) 師範學校(男) 師範學校は、小學校教員を養成する所で、本科

(第一部)と専攻科とに分ける。その修業年限は、本科第一部では

五個年、本科第二部では、男生徒は一個年、女生徒は一個年又は二個年、専攻科では一個年である。又入學資格は本科第一部では修業年限二個年の高等小學校卒業生、本科第二部では、男生徒は中學校卒業生、女生徒は修業年限一個年の場合は、修業年限五個年の高等女學校卒業生、修業年限二個年の場合は、修業年限四個年の高等女學校卒業生、専攻科は師範學校卒業生である。

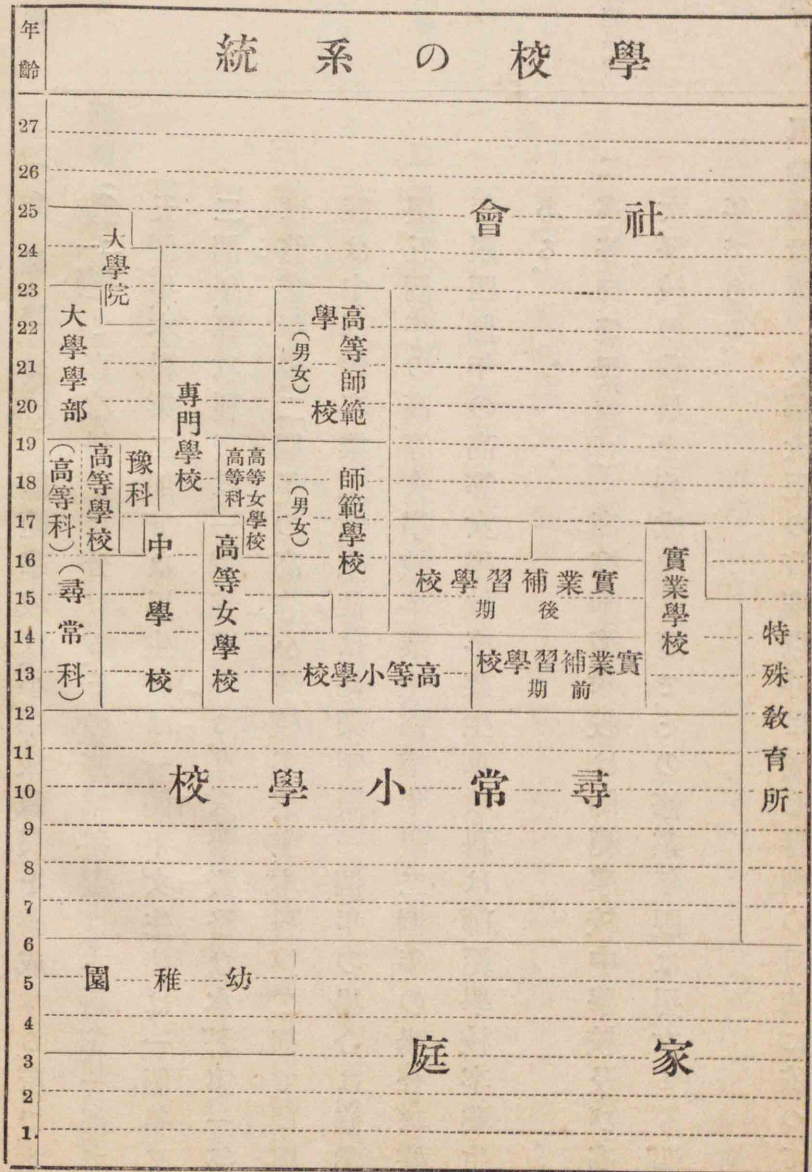
高等師範學校

(二) 高等師範學校(女) 高等師範學校は、師範學校中學校及び高等女學校の教員を養成する所で、その修業年限は男女とも四個年である。

特別教育

五、特別教育 文部大臣の管理以外に屬し、特別の目的に依つて設

學校の系統



置された學校も少なくない。その主要なものは左の通りである。

- (一) 宮内省所管の學習院・女子學習院。
- (二) 内務省所管の神宮皇學館。
- (三) 陸軍省所管の大學校・士官學校・幼年學校・經理學校等。
- (四) 海軍省所管の大學校・兵學校・機關學校・經理學校等。
- (五) 農商務省所管の水産講習所。

近年私立學校の發達は大いに觀るべきものがあつて、或は普通教育に、或は専門教育に、其の數が甚だ多い。而も是等は總て私立學校令及び其の他の法令に準據すべきものとなつて居る。以上説明した普通教育・實業教育・専門教育・師範教育に屬する學校の系統は、前頁の表によつて之を知るがよい。

第五節 小學校に關する法令

小學校に關する法令
小學校令

小學校教育に關する根本法は小學校令である。我が國の小學制度は明治五年の學制に創まり、數回の變更を経て、同二十三年の明治二十三年の小學令(勅令第二百十五號)となり、大いに改善整備されたが、同三十三年八月更に改善されて、現行の小學校令(勅令第三百四十四號)となり、爾來國運の進歩と共に、數次部分的改正を加へられて今日に至つたのである。

小學校令施行規則

小學校令に次いで重要な法令は、小學校令施行規則である。小學校令施行規則は、小學校令實施上の方法、手續等を詳細に規定したもので、明治三十三年八月文部省令第十四號を以て、小學校令と共に發布され、爾來小學校令と同じく、數度に互つて部分的に改正された。

小學校令及び小學校令施行規則は、我が小學校教育に關する法規の中樞であるから、小學校に於ける一切の施設運用は皆出發點を

我が小學校教育の特色
一、庄園一併
以上、若し統一的に正
然として庄園一併と制
定せられたるは、
之を故と勿難

小學校の本旨

此に置かなければならぬ。従つて本書の講究する事項も、亦此の二法と常に密接の關係をたもつてゐる。
右の外小學校に關する法令としては、地方學事通則・市町村制・市町村立小學校教育費國庫補助法・市町村義務教育費國庫負擔法・市町村立小學校教員加俸令・恩給法の如き法令其他、(内閣官廳) 及び地方官廳から公布する大小の法規等である。
小學校令、小學校令施行規則及び地方學事通則の三法令は特に附録として、卷末に登載して讀者の便に供することとした。

第三章 小學校の本旨

小學校の本旨即ち小學校教育の目的は、小學校令第一條に次の如く規定されてある。

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基

礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

此の條文は、明治二十三年の小學校令で始めて定められ、爾來聊かの變更をも見ないで今日に及んだのである。今、此の條文に依つて教育の本旨を考察すれば、

一、兒童身體の發達に留意すること。

二、道德教育の基礎を授けること。

三、國民教育の基礎を授けること。

四、普通の知識技能を授けること。

の四大目的を包含することが明かである。是れ實に小學教育の目的精神を完全に表明したものと謂つてよい。而して兒童身體の發達に留意することは基礎的要項であつて、道德教育と國民教育とは、合して一項と見ることが出来る。

兒童身體の發達に留意すること

道德教育の基礎を授けること

一、兒童身體の發達に留意すること。 人生活動の根源は身體の強健にある。身體が若し弱かつたら、啻に勞作に堪へないばかりでなく、精神の發達にも悪影響を及ぼし、個人としては不幸の人となり、國家としては國力の萎靡不振を來すこととなるのである。蓋し邦人は戰場に立つては頗る勇敢であるが、さりさて強健な身體を有してゐるとはいへない。かの毎年行はれる壯丁の體格検査の結果に徴し、又呼吸器病患者の増加に顧みると、實に寒心に堪へないではないか。今後一層國民の體育に注意し、強壯な人を養成することは、實に急務中の最大急務である。而して此の目的を達するには、兒童期に於て周到な注意をなすことが最も肝要である。是れ小學教育を行ふに當つて、常に兒童の身體の發達に留意すべきことを定められた所以である。

二、道德教育の基礎を授けること。 人として世に立つには、其の德

性を涵養し、人道を實踐しなければならぬ。人が若し利己をのみ事として、他に對する本務を疎にしたならば、社會は争鬭の巷となり、萬物の靈たる人類の特色は無くなつてしまふであらう。故に小學校教育に於ては、他日道德的生活を營むに足るべき素地を兒童に形成させて、善良な人物の萌芽を培養しなければならぬ。是れ道德教育の必要な所以である。

三、國民教育の基礎を授けること。既に道德教育といへば單に人としての道德を授けるだけでなく國民としての道德を教へなければならぬことは勿論である。けれども國民としての教育は單に國民としての道德を授けるに止らず、特に國民としてわきまへてゐなければならぬ知識、即ち我國家の歴史及び現在の組織等に關する明瞭なる知識を教へ、以て健全なる國民としての志操及び感情を陶冶せねばならぬ。之れが特にこの一項を擧げ

國民教育の基礎を授けること

体制

普通の知識技能を授けること

小學校の種類

た所以である。

四、普通の知識技能を授けること。兒童は他日成長の後各實際生活に入つて、相當の業務を執らなければならぬ。小學校で日常生活に必須な普通の知識技能を授けるのは畢竟其の素養をさせるためである。而して此の知識技能は各種の職業に對する直接の準備ではなくて、一般的基礎的のものであるべきは無論のことである。(教育學第二篇第三章參照)

第四章 小學校の種類

我が國の小學校には尋常小學校、高等小學校、尋常高等小學校、市町村立小學校、私立小學校、單級小學校、多級小學校などの名稱がある。是等の名稱は教科の程度、費用負擔の所在及び編制の様式等の異

教科に依る種類

尋常小學校

なるところから起るのである。今次に之を説明しよう。

①教科に依る種類

(一)尋常小學校 我が國民に義務教育を施す所である。我が國民は何人を問はず、必ず之に入學して一般的基礎教育を受けなければならぬ。

(二)高等小學校 尋常小學校の教科を了へた者に一層精深適切な

普通教育を授ける所であるから、進んで中等教育を受け得ない者の教育所としては最も便利である。但し之を受けると否とは國民の任意である。

(三)尋常高等小學校 尋常小學校の教科と高等小學校の教科とを一校に併置したものである。

②費用負擔に依る種類

(一)市町村立小學校 市町村立小學校とは、其の教科の尋常たる

尋常高等小學校

費用負擔に依る種類

市町村立小學校

官立小學校
公立小學校
私立小學校

府立小學校
市立小學校
町立小學校

私立小學校

(二)私立小學校 私立小學校とは、私人の費用を以て設置する小學校をいふ。

右の外、國費で設置する高等師範學校附屬小學校の如き官立小學校もあり、又府縣費で設置する府縣師範學校附屬小學校の如き府縣立小學校もある。

③編制に依る種類

(一)單級小學校 年齢能力等の差異に拘はらず、全校兒童を一學級に編制した小學校をいふ。

(二)多級小學校 全校兒童を二學級以上に編制した小學校をいふ。

編制に依る種類

單級小學校

多級小學校

市町村立小學校の設置

第五章 小學校の設置

義務教育(強制教育である)

第一節 市町村立尋常小學校の設置

國家は國民全體に對し、其の子弟に必ず尋常小學校の教育を受けさせることを強制してゐる。然らば理論上、國家は學齡兒童を收容するに足るべき小學校を設置して之を待たなければならぬ。しかし小學校の設置は、各地方の情況に適應させるのが善いといふ事情もあるから、國家は便宜委任事務として之を市町村に託し、市町村が、的確に尋常小學校設置の義務を負ふべきことを命令してゐる。小學校令第六條に、市町村ハ其ノ區域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設置スヘシトあるのは、即ち此の事である。

特別法

相當の資力を具へてゐる市町村では、此の本則に依つて單獨に設置することが出来るけれども、貧弱な自治體では之に依れないのがあり、又資力には乏しくなくても、他の事情に依つて獨立經營の出来ないものもある。是等の場合には特別法を定めて之に依らせることゝしてゐる。

特別法に依るべき場合は左の三通りある。

- (一) 一町村の資力が不十分で、所要の尋常小學校を設置するに堪へない場合。
 - (二) 一町村に於ける就學兒童數が過少なため、一尋常小學校を構成するに足らない場合。
 - (三) 一町村の地形に依り、適度の通學路程内では、就學兒童が過少なため、一尋常小學校を構成するに足らない場合。
- (一)の場合に於ては、小學校令に依つて、他の町村と學校組合を設け、

學校組合

兒童教育事務の委託

共同の資力を以て尋常小學校を設置させ、(二)(三)の場合では、他の町村と學校組合を設けるか、又は就學兒童の全部若しくは一部の教育を他町村、町村學校組合又は其の學區に委託させる。

(令二章各條、五三、五四、參照)

而して之が委託を受けた町村、町村學校組合又は其の學區は必ず之を應諾しなければならぬ。(地方學事通則五、八、參照)

町村の資力が一層薄弱で、學校組合並に教育事務委託に關する費用をも負擔するに堪へない場合、又は市の資力が不十分で、自ら尋常小學校設置の費用を負擔し得ない場合には、府縣は町村又は市に對して相當の補助を與へねばならぬ。(令五三、五四、參照)

兒童教育義務の免除

尙、例外として兒童教育義務の免除といふことがある。それは土地の狀況に依り、前記の規定の如何なるものにも依ることが出来ないとき、萬已むを得ざるものとして、該町村に對し、尋常小學校の設

尋常小學校の校數並に位置

置又は兒童教育事務委託に關する義務を免除することをいふ。
(令一二、參照)

町村
市立尋常小學校の校數並に位置は、直接の監督官廳たる府縣知事が市の意見を聞いて之を決定し、町村立尋常小學校の校數並に位置は、直接の監督官廳たる郡長が町村の意見を聞いて之を決定す

る。但し後者の場合には府縣知事の認可を受けなければならぬ。
(令九、參照)

第三節 市町村立高等小學校の設置

市町村立高等小學校の設置

小學校は尋常高等の別なく、同じく初等普通教育に屬するけれども、其の設置上、國家に對する關係を見ると、一は必然のもの、一は自由のものである。詳言すれば、尋常小學校は義務教育を施す所として市町村の必設すべきものであるが、高等小學校は義務教育の學校でないから、之を設置するに否は全く市町村の任意に屬する。

即ち市町村は市町村又は學區の負擔に依り、或は學校組合を設けて高等小學校を設置することが出来る規定である。而して、之を設置し又は廢止するには、凡て府縣知事の認可を受けなければならぬ。(令一四、一五、参照)

抑、尋常小學校を卒業したばかりでは僅かに基礎教育を授けたに過ぎないので、眞に實質上効果のある教育を施し得るのは是れからのごとである。故に進んで、中等學校に入り得ない多數の兒童のために、高等小學校を設け、是等の兒童に稍、精深適切なる教育を受けさせることは、我が國民教育上最も緊急のごとである。殊に義務教育年限の延長せられる曉には、その一部となる教育であるから、その意味からして、高等小學校の教育は益々發達させなければならぬ。

私立小學校の設置

第三節 私立小學校の設置

小學校は、市町村で之を設置すべきものであるけれども、私人が若し自費で設けようとする場合には、國家は之に認許を與へる。蓋し教育に興味を有する者又は篤志家が相當の費用を投じて、私立の小學校を設置し、懇切な教育を行へば、其の効果は却つて公立の小學校を凌駕することがないでもない。又場合に依つては、私立の小學校があるために、市町村教育費の不足を補ふといふ便宜もあるであらう。而も法令の規定に従つて、公立の小學校と同様の教育を行ふのであるから、國民教育の統一を傷ける虞は決してない。右の理由に依つて、國家は小學校の設置を私人に許し、敢て檢束を加へない。即ち何人でも、府縣知事の認可を受ければ、私立の小學校を設置することが出来る。そして之を廢止しようとするときは、同じく府縣知事の認可を受けなければならぬ。(令一六、参照)

小學校の教科

第六章 小學校の教科

第一節 修業年限

修業年限

尋常小學校の修業年限は六個年、高等小學校の修業年限は二個年又は三個年で、補習科の修業年限は尋常、高等共に二個年以下である。高等小學校の修業年限は二個年を本體とするから、之を三個年にしようとする場合には、市町村立小學校に在つては、市町村若しくは市町村學校組合、町村學校組合に於て、私立小學校に在つては、設立者に於て、府縣知事の認可を受けねばならぬ。

尋常小學校は國民必修の教科を授ける所であるから、子弟をして之を卒業させることは、國民の國家に對する一大義務である。故に此の六個年を稱して教育義務年限といふ。この義務年限は従前四個年であつたが、明治四十年始めて六個年に延長された。是れ實に

教育義務年限

英、九、七、年
他の文明も一般に八、七、年
かゝるし。
日本はまだ七、七、年といつた
八、七、年と延長される。

一段の進歩で、理論上、國民の實力、品位が向上されたものと観ることが出来る。之を歐米諸國の事例に徴するに、多くは八個年を以て義務年限とし、其の上に尙數個年の補習教育を強制して、何れも國民の基礎教育を完成することに熱中してゐる。我が國も亦固より六個年に満足するものではないから、やがて八個年に延長せられることであらう。之が實行は唯時間の問題である。と謂つてよい。吾人は、一日も早く其の實現を望んで已まないものである。

第二節 教科目

教科目

小學校教育の内容を定めるには、先づ以て教科目を選定せねばならぬ。而して國民教育の性質上、國家は自ら之を選定權を占有し、斷じて國民の自由選擇を許さない。明治五年に始めて學制の頒布された當時に於ては、教科目の數がなか／＼に多かつたが、爾來教育

令の改正と共に追々其の數を減じ、且聯絡と統一を得るやうになり、現制に及んで大に整備の域に進んだのである。現行の教科目を挙げれば次の通りである。

一、尋常小學校

必設科目……………

修身・國語・算術・日本歴史・地理
理科・圖畫・唱歌・體操・裁縫(女)

加設科目……………

手工

當分缺き得る科目……………

唱歌

二、高等小學校

必設科目……………

修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・圖畫・
唱歌・體操・裁縫(女)・實業(農業・商業・工業)
家事(女)・裁縫(女)
手工・農業・商業・家事(女)の一科目又は數科目

加設科目……………圖畫・外國語・其他必要な科目。

當分缺き得る科目……………唱歌・手工・農業・商業・家事(女)

尋常小學校では、手工は加設科目で必設科目ではないけれども、兒童を勤勞作業に慣れさせて、工夫構成の習慣を養ふことは、今後の我が國民教育上緊要のことであるから、事情の許す限り之を加設するがよい。

小學校の教科目を加除しようとするときには、市町村立小學校に在つては、管理者私立小學校に在つては、設立者に於て、府縣知事の認可を受けねばならぬ。(令一九、二〇、二二参照)

第三節 教科課程

教科目を各學年に配當して、其の程度及び毎週教授時數を定めたものを教科課程といふ。各教科目に於て、如何なる事項を如何なる

程度に教授すべきかは之に依つて知るこゝが出来ぬ。國民教育の性質上、國家は其の統一を計るために、小學校令施行規則中に左の如く規定してある。

一、尋常小學校教科課程表

第四號表(大正八年文部省令第六號改正)

學年	教科目	時數	授課週	修身	
				第一學年	第二學年
第一學年	二 道德ノ要旨	二	二	二 道德ノ要旨	二 道德ノ要旨
第二學年	二 道德ノ要旨	二	二	二 道德ノ要旨	二 道德ノ要旨
第三學年	二 道德ノ要旨	二	二	二 道德ノ要旨	二 道德ノ要旨
第四學年	二 道德ノ要旨	二	二	二 道德ノ要旨	二 道德ノ要旨
第五學年	二 道德ノ要旨	二	二	二 道德ノ要旨	二 道德ノ要旨
第六學年	二 道德ノ要旨	二	二	二 道德ノ要旨	二 道德ノ要旨

大正八年、表直ニテハ、算術、國語、修身、歴史、地理

圖畫ハ第一學年第二學年ニ於テハ每週一時之ヲ課スルコトヲ得
手工ハ第一學年第二學年第三學年ニ於テハ每週一時、第四學年第五學年第六學年ニ於テハ每週二時之ヲ課スルコトヲ得

學年	計	手工	裁縫	體操	唱歌	圖畫	理科	地理
第一學年	三	簡易ナル細工		體操 遊戯	唱歌 平易ナル單音	單形、簡單ナル形體		
第二學年	三	簡易ナル細工		體操 遊戯	唱歌 平易ナル單音	單形、簡單ナル形體		
第三學年	三	簡易ナル細工		體操 遊戯	唱歌 平易ナル單音	單形、簡單ナル形體		
第四學年	男女三	簡易ナル細工	縫製、裁縫	體操 遊戯	唱歌 平易ナル單音	簡單ナル形體	植物、動物、自然ノ現象、化學、物理、學上ノ	
第五學年	男女三	簡易ナル細工	縫製、裁縫	體操 遊戯	唱歌 平易ナル單音	簡單ナル形體	植物、動物、自然ノ現象、化學、物理、學上ノ	二 日本地理ノ大要
第六學年	男女三	簡易ナル細工	縫製、裁縫	體操 遊戯	唱歌 平易ナル單音	簡單ナル形體	植物、動物、自然ノ現象、化學、物理、學上ノ、人身ノ生理	前學年ノ續キ、滿洲其ノ他外國地理ノ大要

二、高等小學校教科課程表(其一)

第五號表(修業年限二年ノモノ)(大正八年文部省)

學年	教科目	授時數		
		第一學年	第二學年	第三學年
修身	二 道德ノ要旨	六	六	六
		日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ		
國語	六	八	八	八
		日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ		
算術	四	分數、歩合算、比例	珠算、加減乘除	珠算、加減乘除
		日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ		
日本歴史	二	日本歴史ノ大要	二 前學年ノ續キ	二 前學年ノ續キ
		二 外國地理ノ大要		
地理	二	外國地理ノ大要	二 地理ノ補習	二 地理ノ補習
		植物、動物、礦物及自然ノ現象、 通常ノ物理化學上ノ現象、 及化合物、簡易ナル器械ノ構造 作用、人身生理衛生ノ大要		
理科	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象、 通常ノ物理化學上ノ現象、 及化合物、簡易ナル器械ノ構造 作用、人身生理衛生ノ大要	自然ノ現象、通常ノ物理化學上 ノ現象、元素及化合物、簡易ナ ル器械ノ構造作用、人身生理衛 生ノ大要	自然ノ現象、通常ノ物理化學上 ノ現象、元素及化合物、簡易ナ ル器械ノ構造作用、人身生理衛 生ノ大要
		一 單音唱歌(簡易ナル複音唱歌) 一 單音唱歌(簡易ナル複音唱歌) 一 單音唱歌(簡易ナル複音唱歌)		
唱歌	一	一 單音唱歌(簡易ナル複音唱歌)	一 單音唱歌(簡易ナル複音唱歌)	一 單音唱歌(簡易ナル複音唱歌)
		二 體操 教練 遊戲		
手工	三	二 體操 教練 遊戲	二 體操 教練 遊戲	二 體操 教練 遊戲
		裁縫		
裁縫	四	裁縫	裁縫	裁縫
		四 繙ヒ方		

男 女 以下同上
 算術(大要) 男 女
 日本歴史(大要) 男 女
 地理(大要) 男 女
 理科(大要) 男 女
 唱歌(大要) 男 女
 手工(大要) 男 女
 裁縫(大要) 男 女

計 男 二四
 女 二八
 三〇

計 男 二四
 女 二八
 三〇

小學校令第二十條第二項及第三項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒木
 時以內、女兒四時以內ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得
 前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ增加スルコトヲ得但シ每週教授時數
 ノ合計男兒ニ在リテハ三十時、女兒ニ在リテハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス
 實習ニ關シテハ規定ノ教授時數外ニ涉リ尙之ヲ課スルコトヲ得

三、高等小學校教科課程表(其三)

第六號表(修業年限三年ノモノ)(大正八年文部省)

學年	教科目	授時數		
		第一學年	第二學年	第三學年
修身	二 道德ノ要旨	八	八	八
		日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ		
國語	八	八	八	八
		日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ		
算術	四	分數、歩合算、比例	珠算、加減乘除	珠算、加減乘除
		日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ		
日本歴史	二	日本歴史ノ大要	二 前學年ノ續キ	二 前學年ノ續キ
		二 外國地理ノ大要		
地理	二	外國地理ノ大要	二 地理ノ補習	二 地理ノ補習
		植物、動物、礦物及自然ノ現象、 通常ノ物理化學上ノ現象、 及化合物、簡易ナル器械ノ構造 作用、人身生理衛生ノ大要		
理科	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象、 通常ノ物理化學上ノ現象、 及化合物、簡易ナル器械ノ構造 作用、人身生理衛生ノ大要	自然ノ現象、通常ノ物理化學上 ノ現象、元素及化合物、簡易ナ ル器械ノ構造作用、人身生理衛 生ノ大要	自然ノ現象、通常ノ物理化學上 ノ現象、元素及化合物、簡易ナ ル器械ノ構造作用、人身生理衛 生ノ大要
		一 單音唱歌(簡易ナル複音唱歌) 一 單音唱歌(簡易ナル複音唱歌) 一 單音唱歌(簡易ナル複音唱歌)		
唱歌	一	一 單音唱歌(簡易ナル複音唱歌)	一 單音唱歌(簡易ナル複音唱歌)	一 單音唱歌(簡易ナル複音唱歌)
		二 體操 教練 遊戲		
手工	三	二 體操 教練 遊戲	二 體操 教練 遊戲	二 體操 教練 遊戲
		裁縫		
裁縫	四	裁縫	裁縫	裁縫
		四 繙ヒ方		

地理	二 外國地理ノ大要	二 地理ノ補習	二 地理ノ補習
理科	一 植物、動物、礦物、自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物ノ構造、作用、人體ノ生理衛生ノ大要	一 自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	二 理科ノ補習
唱歌	一 單音唱歌、複音唱歌	一 單音唱歌、複音唱歌	一 單音唱歌、複音唱歌
體操	三 體操、教練、遊戲	三 體操、教練、遊戲	三 體操、教練、遊戲
裁縫	四 通常ノ衣服ノ縫ヒ、裁チ方、繕ヒ	四 通常ノ衣服ノ縫ヒ、裁チ方、繕ヒ	四 通常ノ衣服ノ縫ヒ、裁チ方、繕ヒ
計	男 二四 女 一八	男 二四 女 一八	男 二四 女 一八

小學校令第二十條第二項及第三項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒六時以内、女兒四時以内ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得
 前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ增加スルコトヲ得但シ每週教授時數ノ合計男兒ニ在リテハ三十時、女兒ニ在リテハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス
 實習ニ關シテハ規定ノ教授時數外ニ涉リ尙之ヲ課スルコトヲ得

教科目加降の場合

教授時數

右の課程表中尋常小學校で手工を加設する場合、又は第一二學年に圖畫を課する場合には、他の教科目例へば國語算術等の教授時數を減じて之に充てればよい。し、唱歌を缺く場合には、其の時間を適宜他の教科目に配當すればよい。
 小學校の教授時間は、固より前表の規定に據らなければならぬけれども、土地の情況に依つて斟酌を加へる餘地が置いてある。即ち管理者又は設立者に於て府縣知事の認可を受ければ、尋常小學校では三十時以下十八時以上、高等小學校では三十二時以下二十四時以上の範圍内に於て、每週教授時數を増減することが出来るのである。
 二部教授を爲す場合には、管理者又は設立者に於て教科目の每週教授時數を定め、府縣知事の認可を受けねばならぬ。そして其の時數は各部十八時以上を本則とする。但し尋常小學校に於ける年少

の部に在つては、之を十二時まで減ずることが出来る。

(規則一八、一九参照)

第四節

教授細目・教案・教授録及び日課表

教授細目

一、教授細目
 教科課程は、各教科目に於ける教授の大綱を定めたものに過ぎない。故に實際の教授に當つては、此の課程の範圍内に於て教科の選擇・排列を爲し、直ちに之に依つて教授し得る指針を豫定しなければならぬ。之を教授細目といふ。教授細目は土地の情況、兒童の境遇等に適切でなければならぬから、學校毎に獨立して制定すべきものである。是れ施行規則第二十二條に「學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ」と規定して、之が制定權を小學校長に委任した所以である。

教授細目の編制上注意すべき要件

教授細目の編制上注意すべき要件は凡そ左の通りである。

- (一) 教材は土地の情況、兒童の能力、學級の模様等に鑑み、専ら實際に適切なものを選択せねばならぬ。
- (二) かやうにして得た教材は、其の時季を察し、又之に要する時數を考へて取捨を加へ、然る後各學期各週に配當しなければならぬ。
- (三) 教材の排列は、一教科目中に於て聯絡を有するは勿論、他教科との聯絡も亦宜しきを得て、細目全體の上に整然たる統一を保つやうにせねばならぬ。
- (四) 反覆練習は教授上最も緊要の事であるから、之に要する時間を適當に設けて置かねばならぬ。
- (五) 教授細目は教授の豫定案である。従つて實際の教授に當つては、種々不都合な點が発見される筈であるから、常に之が訂正

は種々不都合な點が発見される筈であるから、常に之が訂正
 是れ種々の取扱いに於て教授するに要する補修材料にて、正誤

此れ粗密はん()かんのよろこ、子、の、い、の、事。

教案

と改良を怠つてはならぬ。
二、教案

各教材を時間に配當して、其の教授の目的・順序・方法等を豫定したる案を教授案又略して教案といふ。小學校の兒童を教授するのは、青年若しくは壯年を教授することは大いに其の趣がちがふから、教材に就いて正確な知識を有するのみでは十分でない。従つて是非とも適當な教授法に依らねばならぬ。故に教授に先だつて其の方法を熟慮研究し、適切な教案を作成することは教師たるもの、第一の務である。教案には「研究案」「密案」「日常案」「略案」の別がある。研究案は細密に調製して、その十全を期せねばならぬが、日常案は之に反し、簡單明瞭を旨として、日常の使用に便利なやうにしなければならぬ。而して教師は、學校長の檢閲を受けるために教案を作るのではなく、兒童に適切有效な教授を爲

教授録

すために作るものであるといふことを常に念頭に置いてゐなければならぬ。

三、教授録

實際に教授した事項及び關係事項を記入するものを教授録と云ふ。教授録には「日録」と「週録」があるが、成るべく日録に依るがよい。教授細目と教案とは教授の豫定案であるが、教授録は實行した事項の記録であるから、細目の改正及び教授法の改善には有力な参考資料である。故に教授録にはたゞ教授事項のみでなく、偶發事項並に教材及び教授法の適不適等、教授上の参考となるべき事柄をも成るべく記して置くがよい。

日課表

四、日課表

日課表とは規定の毎週教授時數に應じて、各教科目の教授を毎週の日時に配當したものをいふ。學校に於ける日日の教授作用

は之に依つて進行するものである。されば教科の性質、難易の程度等を考へて、兒童の心身に好影響を與へ、且學校全體の管理に都合の好いように調製しなければならぬ。今調製上注意すべき要件を挙げれば、大要左の通りである。

- (一) 兒童の心的活動の盛なのは午前であつて、午後は比較的筋肉活動に便利である。故に情操教科に屬する修身科の如きは午前、而も第一時に課し、思考教科に對する算術の如きも第二時又は第一時に課し、技能教科に屬する圖畫、手工、書方の如きは午後に課するがよい。
- (二) 心力を勞することの多い教科と少い教科とを交互に課するやうにして、勉めて疲勞の轉換をしなければならぬ。
- (三) 教授時數の少い教科目は、成るべく適當の間隔を保たせるがよい。

日課表調製上注意すべき要件

本條等は午前の為、午後の為、一應いふ。

- (四) 教科目の種類に依つては一時間に二科目を課し、三十分宛教授するがよい。初學年に於ては殊にさうである。
- (五) 日課表は一學級を本位とする外、隣教室、特別教室との關係及び全校の利害をも併せ考へて、之を編製しなければならぬ。

兒童成績考査

第五節 兒童成績考査

兒童教育の成績を考査する目的は、(一)教師が教授の成果を觀て將來教育上の参考に供するため、(二)兒童自身の力及び進歩の度を兒童に知らせて益、奮勵させるため、(三)各學年の課程の修業又は全科の卒業を認定するためである。

斯く目的が異なるにつれて、成績考査の方法も多少の差違はあるが、必ずしも三様別々に行ふには及ばない。一の主要目的のためにした成績考査は、他の目的のためにも利用してよい。要するに考査

向題のあり、手により

の方法は成るべく合理的で、且簡易で、勉めて勞力の經濟を計り、而も其の目的を失はないやうに注意しなければならぬ。

成績考査は小學校令第一條なる「小學校ノ本旨に定められた所に従つて、身體・操行及び學業の三項に就いて行はねばならぬ。而して

身體の考査
操行の考査

身體の考査は法定の身體検査の外に、時々検査を行ふは勿論常に各兒童の身體の發育する情況を知るにある。操行の考査は平時兒童の品性や行爲を觀察して、訓練要目及び各教科中の徳性涵養の程度に合致するかどうかを考へ、且各兒童の個性を知るにある。

學業の考査

學業の考査は時時課題を與へて教育の効果を檢し、又平素の教授に於て授けた知識を整理させたり應用させたりして、兒童各自の知能の發達した程度を知るにある。

學業の考査

學業の考査は比較的容易にもあり、且確實であるけれども、身體及び操行の考査は、其の標準や方法を定めることが困難で、其の結果

もまた不明瞭たるを免れない。さりして身體の發育が餘りに不十分なものや、操行の甚しく劣悪なものを、單に學業の成績のみによりて修業させたり卒業させたりするのは當を得たことであらうか、これは尙疑問の存することであるから、大いに研究の餘地がある。

學業の考査は成績考査の中で、主要の部分を占めて居る。蓋し學業は今日の我が學校組織では、學校教育の要部に位するから、學業成績は、恰も兒童成績の全部であるかの如き觀を呈するものも、亦已むを得ない。さて學業成績の考査は、従前は期日を定めて嚴密な試験

を行つて居たが、徒に兒童の競争心を刺戟し、其の心身を害する弊がある。明治三十三年八月小學校令の改正と共に試験を全廢し、單に平素の成績を考査する事となつた。現小學校令施行規則第二十三條に「小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若クハ全教科ノ卒

試験

試験

し、單に平素の成績を考査する事となつた。現小學校令施行規則第二十三條に「小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若クハ全教科ノ卒

試験の書
一
二
三
試験
考査
入
入

は平素の修業成績を
考査するに
入
入

操行

操行の考査

學業の考査

考查
洋題の成績を考查法
唯一人の成績を

學校管理法

五四

平素の成績

平素の成績を考查法

業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトナク、兒童平素ノ成績ヲ考
査シテ之ヲ定ムヘシトあるのは、即ち是れである。

平素の成績を察することを例とし、知識教科にあつては、平常の成績物
の良否を察することを例とし、知識教科にあつては、平常の成績物
際^{（林能）}に於ける解答の正否及び時々與へる課題の答案を検すること
を例とする。而して各教科目に就いて學期間の成績を定め、或は先

づ毎月の成績を定めた後各學期の成績に依つて學年の成績を定
める。學業成績を表はすには等級を煩瑣にせず、優等と普通と劣等
を區別する程度に止め、甲乙丙等の評語、或は十點法による點數

を用ひるがよい。又兒童保護者には評語を以て示すがよい。

成績考查の結果修業年限の終りに、尋常小學校若しくは高等小學
校の教科の修了を認定した者には、其の證として、卒業證書を授與
する。而して其の認定及び授與の權は學校長にある。又學年末に各

二、修業卒業認定

百點法
十點法

學年の課程の修了を認定した者には、修業證書を授與し、複式編制
即ち數學年の兒童を一學級に編制した場合に、一學年間學習した
者には、學習證書を授與することが出来る。（規則二四、参照）

第六節 教科用圖書

教科用圖書

小學教育は、畢竟教師其の人が兒童に及ぼす人格的感化に外なら
ないが、其の教授作用の方便として、教科用圖書の必要であること
は言ふまでもない。今や我が國は、教科用圖書國定の制度を採用し、
凡て文部省の著作物を用ひることを本則としてある。但し同科目
の著作が數種あるときには、府縣知事が、その選擇採定をなすこと
になつてゐる。

教科用圖書採
定に關する種
別

教科用圖書採定に關する種別は、左の通りである。
一、必ず文部省の著作について採定すべきもの。

算術は必ず五教科の
制定教科書による。
けだ並に口算
は土地の状況により
二教科用圖書を用ひる場合に、文部省の著作及び文部大臣の檢
定した圖書中から採定してよいもの。
修身・國語・算術・日本歴史
地理・理科・家事・圖畫
（その状況を考へよ。）

唱歌（尋常小學校第五）
體操・裁縫
手工・農・業・商業

三、兒童用教科書を採定してはならぬもの。
體操・裁縫・手工・唱歌
（尋常小學校第四）

右の外學校長に於て兒童に使用させないでもよいものは國語書
四方算術・理科圖畫・小學地理附圖などである。
五、^{（尋常小學校第五）}算術・理科・家事・圖畫・裁縫
教科用圖書の使用期に就いては施行規則第五十六條に規定して
ある。（令二四、規則五三、五四、五五、五六、參照。）

松本先生見
二三、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

第七節 教授期間休業日及び儀式

一、教授期間

小學校の年度即ち學年は一般會計年度と等しく、四月一日に始
まり翌年三月三十一日に終るのを常例とする。但し土地の情況
に依つては、九月一日に始まり、翌年八月三十一日に終る學年を
置くことが出来る。（規則二五、參照。）

學年は之を學期に分ける。學期の區分は土地の情況を斟酌する
必要があるから、府縣知事の職權に委任してある。
但し多年の習慣上、各地方とも概ね左の如く一學年を三學期に
區分して居る。（規則二五、參照。）

學期の區分	教授期間
第一學期	學年始四月一日の場合 學年始九月一日の場合
	自四月一日 至八月三十一日
	自九月一日 至十二月三十一日

第二學期
第三學期

自九月一日
至十二月三十一日
自一月一日
至三月三十一日

自一月一日
至三月三十一日
自四月一日
至八月三十一日

毎日の課業終始の時刻は、土地の情況氣候の關係及び兒童の長幼等に依つて、異同が無いわけにはゆかぬ。故に學校長の制定に一任してある。但し大體左の標準に依るが適當である。

(規則二六、参照)

自四月一日 午前八時始業 午後二時終業

自九月三十日 午前九時始業 午後三時終業

休業日

一、休業日

小學校の休業日は、左の如く規定されてゐる。

- (一) 祝日・大祭日
- (二) 日曜日
- (三) 夏季休業日
- (四) 冬季休業日
- (五) 學年末休業日
- (六) 其の他府縣知事の定めた休業日

本館

七月十一日 八月五日 九月一日
三〇日 四〇日

冬は深雪のため、十日以内
休めざるを得ない。二、三
自然の夏は、
冬の休業は、三月以内
の休業は、三月以内
始業準備の日に四日以内
おこしを得る(準備)

儀式

三、儀式

右の内(一)(二)は所謂公暇日で、全國同一であるけれども、(三)から(六)までは府縣知事が之を定める。通常夏季休業は八月一個月間、冬季休業日は十二月二十五日から一月七日に至る二週間、學年末休業は三月末の數日間である。其の他の休業日とは、學校創立記念日・氏神祭日・農繁季節休業日等をいふ。又休業日及び其の日數は必ずしも全校一様にせず、學年に依つて異にすることが出来る。これを要するに、休業日は如何様に定めても、一學年間の休業日數は、日曜日を除く外九十日を超えることは出来ない規定であるから、一年間に於ける實際の教授日數は、二百四十五日、即ち約四十週と見積ればよい。(令二七規則二七、参照)

紀元節・天長節・祝日及び一月一日の三大節は、我が國家の最も重い祝日で、國民たるものが、皆忠愛の至情を以て聖壽の無疆を祈

三大節の儀式に舉行すべき事柄

り、國家の隆昌を祝し奉るべき大切な日柄である。故に國民教育を施す小學校では、其の性質上、必ず學校兒童を召集して、嚴肅な儀式を行ひ、皇室と國家とに對する獻身奉公の情操を養つて、終生渝らぬ根底を樹立しなければならぬ。

三大節の儀式に於て舉行すべき事柄は、左の如く規定されてある。(規則二八、參照)

- (一) 職員及兒童君カ代ヲ合唱ス。
 - (二) 職員及兒童ハ 天皇陛下 皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ。
 - (三) 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス。
 - (四) 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス。
 - (五) 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス。
- 御影を拜戴しない學校及び特に府縣知事の認可を受けて複寫

した御影、若しくは府縣知事に於て適當と認められた御影を奉藏しない學校では、(二)の式を缺き、又唱歌を課せない學校では、(一)(五)の式を缺いてもよい。

三大節祝賀式の外、小學校で舉行すべき儀式は、卒業證書授與式、學校創立記念式、勅語奉讀式、陸海軍記念式、入學式等である。是等の儀式は、夫々順序を定めて之を舉行し、其の精神の徹底するやうにしなければならぬ。

第七章 小學校の編制

第一節 學級編制

一、學級の意義 法令に於て學級の意味は教育目的の解決とあり、
小學校は、多數の兒童を集めて合同教授を施す所である。而して其の合同教授は所謂學級で行はれる。故に學級は學校生活の共

學級の意義
學級編制

同團體、仕事の共同團體である。

従前稱して居た級又は年級の語は、主に學年を追うて進む等級の意義に過ぎなかつた。然るに明治二十三年の小學校令以來、學級は明かに團體を意味することゝなつた。即ち學級とは、一人の本科正教員が、一教室で同時に教授すべき兒童の團體で、學校組織上の單位である。而して此の兒童の團體は同一學年のみから成ることもあり、又數個學年の混合組織であることもある。學級の編制は、單に兒童の生活年齢を標準として行はれて居るが、近時精神年齢や知能率を標準として、兒童を分類せんとする傾向がある。又普通學級の外に、特別學級補助學級の制度も發達しかけて居る。

學級編制法の種別

二、學級編制法の種別

單級編制

學級編制法に二大別がある。一は全校兒童を一學級に編制する

もので、之を單級小學校といひ、一は二學級以上に編制するもので、これを多級小學校といふ。而して多級小學校の編制には、單式編制・複式編制・二部教授編制の三種がある。單式編制とは同一學年の兒童のみを以て、一學級に編制するものをいひ、複式編制とは二個學年以上の兒童を併せて、一學級に編制するものをいひ、二部學級編制とは、全校又は一部の兒童を毎日前後二部に分けて教授する編制法をいふ。

一學校の學級數

三、一學校の學級數

學級は獨立の團體ではなくて、學校の一部分である。學校には學校長があつて學級全體を統一し、同一方針の下に教育作用の進行を圖る。故に一學校の學級數が多いときは、兒童數も従つて多く、到底完全な教育を行ふことは出来ない。吾人の理想とする所をいへば、一學校の學級數は、十二個を極限としたいのである。し

かし夫には勢ひ學校數を増さねばならぬこと、なるが、現に年々學齡兒童を收容するに困難を感じつゝ、ある我が經濟事情から見れば、それもなか／＼むづかしい。施行規則に於て「小學校ノ學級數ハ十八學級以下トス」と規定されたのは、蓋し已むを得ないこと、思はれる。

十八學級は、一小學校の學級數の制限であるけれども、特別の事情があれば、管理者又は設立者に於て、府縣知事の認可を受け、制限以上に學級數を設けることが出来る。(規則二九、三九、參照)

四、一學級の兒童數

一學級の兒童數が多過ぎると、如何に優良な教師でも、親切有效の教育を施すことは出来ない。故に兒童數の少いといふことは、教育上最も必要の條件である。先づ尋常小學校では四十人、高等小學校では三十人を最高限度としたものである。併し經濟上

一學級の兒童數

の關係から見ると、到底之を實行することは出来ない。是れ施行規則に尋常小學校七十人以下、高等小學校六十人以下とし、尙特別の事情あるときは、十人を増すことを得と規定された所以であらう。但し尋常小學校八十人、高等小學校七十人といふが如きは餘りに多過ぎるから、貧弱な町村は已むを得ないとしても、相當資力ある地方では、出来るだけ一學級の兒童數の減少に努めることが最も肝要である。(規則三〇、參照)

五、單級小學校

單級小學校は、全校即ち第一學年乃至第六學年(尋常小學校の場合)の兒童を一學級に編制したものであるから、教師の努力の多大なるに係らず、兒童各自に及ぼす影響は勢ひ少きを免れぬ。殊に知育に於てさうである。故に財力の乏しい僻陬地の外は、漸次單級制を改めて、多級制とするやうになつた。

單級小學校

21/20

複式編制の學級

六、複式編制の學校

單級小學校は複式編制の極端なものであるが、多級小學校でも、複式編制の學級を有するものは頗る多い。此の場合には成るべく近接した學年を合併するがよい。即ち二個學年の複式ならば第一學年第二學年を合併し、三個學年の複式ならば第四學年第五學年第六學年を合併するやうにしたいものである。

七、同一學年學級の編制

規模の稍大きな學校では、同一學年の兒童を數學級に編制しなければならぬ。此の場合に同學年の兒童の能力に甚だしき優劣がなければ之を平等に分配して、學級を編制するがよいが、否らされれば優劣に依つて學級を分ける方がよいこともある。蓋し此の法に依れば、個人差に適應せる教授を施すことが出来るからであるけれども、之が爲に優等級の兒童をして自ら驕らしめ、劣

同一學年學級の編制

① 優劣別編制

② 優劣混合

二部教授の編制

① 正則二部教授

学年別(普通) 地方別(同年代、同エス)

成績別 男女別

② 変則二部教授

隔時制(先まがたり時)

全日部教授

一日より下い

八、二部教授の編制

等級の兒童をして自暴自棄にせしめる様なことがあつてはならぬ。二部教授とは、全校若しくは一部分の兒童を、前後二部に分けて教授する編制で、従前半日小學校といつたものである。此の編制をなし得る場合は左の通りである。

① 一學級毎に、本科正教員一人を置くことの出来ないとき。

經濟上の關係から費用の支出に困難を感じ、教員配置の本則通り、一學級毎に本科正教員一人を置くことの出来ない場合、又は經濟状態には支障がなくても、正教員の不足して居る場合等を指す。

② 同時に全兒童を容れるだけの校舎のないとき。

地方經濟が不如意で、學級數に應ずる教室の設備を爲すことが出来ない場合、又は新築、改築等の竣工するまで、一時教

室の不足する場合等を指す。

(三) ^{特別場合} 兒童の就學上又は教授上特別の必要があるとき。

兒童の就學上とは全日教授では通學に困難な事情のある場合を指し、^{地理的・事情・地方産業上}教授上とは學力の優劣が甚しくて寧ろ二部に分けた方が、教授の効果を擧げるのに都合のよい場合等を指す。
一年生が八人恒例の場合

二部教授は固より已むを得ない窮策で、其の教授の効果が一般に全日學校に及ばないことは、理論上、實際上、争ふべからざる所であるが、民力がまだ豊かでないのに、學齡兒童は年を逐うて増加する今日、此の編制法を無下に難ずることも出来ない。殊に尋常一・二學年の如き幼年の兒童は、此の制を用ひても著しい不結果を來すものではない。單級小學校などで、その一部分に對して二部教授法を適用したならば、其の成績は却つて良好であらう。

二部教授の前後兩部を固定すると、其の成績に偏倚を來すから是非とも時々交替しなければならぬ。交替の方法に就いては、一日交替、一週交替、半月交替等種々ある。又毎日前後兩部の合同教授を行ふ時間を設けるものと然らざるものとある。

(規則一九三、四、三五、參照)

男女學級の區分

九、男女學級の區分

男女は、學級を異にして別々に教育すべきか否か、即ち分。離。主義。を可とするか、共。學。主義。に依るべきかについては、未だ一定の結論に達しない。分離主義を主張する人は、男女は其の性質を異にし、處世上の職務も亦同様でないから、各別に教育しなければ適切有效でないといひ、共學主義を唱へる人は、社會が男女相俟つて互に相補益すると同じく、學校に於ても、之を混同して長短相補ひ相親しむやうにして置けば、他日圓滿な社會を形成するこ

こが出来ようといふ。共學主義の盛に行はれて居るのは米國で、初等教育は勿論、高等教育に至るまで一貫して居る。歐羅巴では、共學主義が必ずしも行はれないではないが、獨英佛の諸國は、原則として分離主義を採用して居る。我が國の制度も亦分離主義で、同一學年の女兒の數一學級を編制するに足るときは男女學級を別つべしと規定されてある。(規則三一、参照)

學級の合同

十、學級の合同

小學校の教授は、學級毎に行はれるのを本則とするけれども、修身體操、唱歌、裁縫、手工、農業、商業、^(貴業)圖畫、^(農工商)外國語等の如きは、訓練及び教授の上から、數學級の全部又は一部の兒童を合せて教授する方が便利な場合がないでもない。依つて是等の教科目は、適宜合同教授を爲し得ることゝなつて居る。但し裁縫、手工、農業、商業は、兒童數があまり多いと教授上に損失があるから、七十人を超え

教員の配置

第二節

教員の配置

る場合には、合同教授を許さない規定である。(規則三三、参照)

一、^(常)學級毎に正教員一人

① 各學級に本科正教員一人

② 二學級毎に主任教員一人
准教員一人

③ 三學級毎に正教員二人
准教員一人

④ 四學級毎に正教員三人
准教員二人

⑤ 五學級毎に正教員四人
准教員三人

⑥ 六學級毎に正教員五人
准教員四人

⑦ 七學級毎に正教員六人
准教員五人

小學校に於ける教員の配置については、各學級に本科正教員一人を置くべきものとされてゐる。然るに正教員の不足と地方經濟の都合とに依つて、所要の正教員を聘し難い事情がある。かゝる事情で此の本則に依ることが出来ない場合には、二學級毎に本科正教員一人、准教員一人を配置し、又は三學級毎に正教員二人を配置してもよいことになつて居る。准教員は補助教授をなすもので、兒童教授の全責任を負ふものではない。故に准教員は必ず正教員の指揮の下に限定された教授をなすに止まり、決して一學級を擔當すべきものではない。

二部教授編制の場合には、前後二學級毎に、本科正教員一人を置く

ここを常例とする。けれども單に教室が不足なために二部教授を
なす場合には、前後の學級に各一人の正教員を配置するのは、固よ
り當然のことである。

三、高等
二、校長配置
一、校長訓導
小學校長は獨立の職ではなくて、訓導たる本科正教員の兼務すべ
きものである。故に學校長は當然教員配置の員數中に加はり事實
上、一學級を擔任して、親しく兒童に教授すべき性質のものである。
然るに學校長の處理すべき事務は可成り多く、且學級數が多くな
るに従つて益、其の繁を加へるから、六學級以上の小學校では、學校
長の教授を補助させるために、別に正教員又は准教員一人を置く
ことが出来るやうになつて居る。

專科正教員は一般教員配置の外、適宜に之を置くことが出来る。

二、高等小學校の校長配置
高等小學校の校長配置
高等小學校の校長配置
正教員、外教員、配置、規則三五、三六、三七、参照
教員、ラオ、キ、ト、ト、三、人、等、二、人、等、三、人

學級擔任

第三節 學級擔任

教員の配置の次に講究すべき問題は、學級擔任の方法である。凡そ
擔任の方法には一人の教員が或教科を分擔し、數學級に互つて受
持つ所の教科擔任法と、一人の教員が一學級全部の教科を受持つ
所の學級擔任法とがある。中等教育以上では、教授の程度が高尙だか
ら、教科擔任法に依らねばならぬけれども、小學校では兒童に國民
的の一般修練を與へることを目的とするから、教授訓練の統一上、
學級擔任法に依ることを原則としてある。しかし教師の能不能と、
教授時數の關係等もあれば、高學年になれば多少教科擔任法を加
味し、各教員はそれ／＼一の學級を擔任し、主としてその學級の教
育に當りつゝ、各自の得意とする所の教科目に関り、相互に交換し
て教授するを便とすることがある。かゝる場合には、一面に於ては

教育上の統一を計ることに注意せねばならぬ。特に技能科實業科の教授のために専科教員を置く場合には、全然教科擔任法に依るのであるから、一層の注意を要する。(規則三七、參照)

學級擔任法には、學年の進むに従つて^④持上つて行くものと、或學級のみを^⑤固定的に擔任するものとある。若し教員が各、其の人を得て、その人物や技倆が同等の場合には、全然持上り法を採用することが出来るけれども、多數の學校では、中に不十分な教員もあり、教員中高學年に適するものと、幼學年に適するものとがあり、又女教員は特に裁縫を受持つ必要などがあるから、完全な持上り法を行ふのは甚だ困難である。故に一部分の持上り法、例へば一學年から二・三學年まで、又は四・五學年から六學年まで、二・三年間の擔任を反覆する法を採つてもよい。教員が常に或學級に固着し、毎年ちがつた兒童を受持つことは、成るべく避けたいものである。

學級の經營

第四節 學級の經營

學級擔任を定めるには、教員の男女別を考へなければならぬ。男女によつて學級を異にした場合には、通例男兒の學級には男教員、女兒の學級には女教員を配置して居る。併し學級擔任の選定は、單に男女の性別のみならず、教師各自の個性及び學力等を考へて、適所に適材を以てせねばならぬ。

學校教育は、其の單位たる學級に於て行はれるから、學級の經營は學校經營の基礎をなすものである。故に學級が適切に經營されなければ、學校の經營は得て望むことは出来ない。蓋し學校の經營は、畢竟學級經營を統括する事業たるに外ならないからである。されば學級擔任者の任務は、實に重大である。謂はなければならぬ。今學級の經營に關して注意すべき事項を左に擧げよう。

訂正の必要あり
 規程(三三、四)
 子存注意
 子存注意
 (或も、その内容を、目的)
 (其の同(事)地)

教育の調和
他級

一、學級は絶對的の獨立體ではなくて、學校組織上の單位である。故に其の經營は當該學校の教育方針に一致すること共に、他學級との調和を保たなければならぬ。單に自己擔任學級の利害のみに没頭して、他學級との關係を顧慮せず、學校の主義精神を度外に置くが如きは、學級の何物たるを辨へないものである。

教師、人格、児童中心

二、學級は例へば一家のやうなもので、教師は家長として立ち、児童は子弟として立つものである。故に教師の人格は學級の中心點で、児童は直接に學級擔任の感化を蒙るものである。従つて教師の人格の級風に影響することは、猶影の形に隨ふやうなものである。畏るべく慎しむべきことではないか。

兄弟、聯絡

三、學級の擔任者は、常に児童の保護者と協力して、児童の教養に遺憾のないことを期せねばならぬ。

四、児童を學級的共同生活に慣れさせ、團體精神の振興を圖ること共に、児童の心意の發達に應じて、自治の精神を涵養すること

個性、児童教育

五、學級教育の弊は動もすれば、児童全體を同じ型に教育しようとする點にある。既に児童を一團として教育する以上は、児童全體の知徳を進め、級風を善美に赴かせるやうに努めなければならぬ。ことは勿論であるが、一面に於て、大に児童の個性に注意し、各個人に對して、教育の目的を徹底させることが肝要である。

児童、教育

六、児童を教育するに當つては、常に児童を本位とし、何事も児童のために盡さなければならぬ。故に教師は終始家庭的感情を以て児童に對し、熱誠努力、児童の利益を圖ることを、學級經營の根本義と考へるがよい。

學級經營
女育に於ける
必らず何と計れ

七、學級經營をなすには確實な計畫を立て、慎思熟慮して事に當らねばならぬ。又常に經營の効果如何を反省し、改善の工夫を凝らさなければならぬ。

修養

八、學級擔任の教師は學級經營者たる自覺と自信をもたなければならぬ。故に國民教育者としての修養を積むことが最も大切である。

補習科

第五節

補習科

小學校の教育は、之に費す年数が少なくないけれども、要するに國民として立つべき基礎を作るに過ぎない。されば卒業後成年に達するまでの數年間、全く學習を缺いたならば、折角小學校で養成された知能や徳性は漸く銷磨し、従つて健全な國民となることが出来ない恐がある。少年期に比して危険の多い青年期を、却つて無學

小學校、一般の陶冶
ニアルカラ、更ニ全
ハ、實業、軍隊、教
育、自身ニテハ、ス
社会ニテ利用スル
價、テマス、何トス。

補習科

習、無監督の状態に棄てて置くのは、偶、其の前途を誤る所以である。されば此の大切な時期に於て、青年を小學校に引付け、之に適當な補習教育を授けて、既修の事項を練習補充し、且職業的訓練を與へて、堅實な國民性を陶冶することは、最も重要なこと、謂はなければならぬ。抑、補習教育は獨逸に起つたものであるが、戦後英米兩國で盛に唱導せられ、既に獨逸でも英國でも之を義務教育としてゐるのである。我國從來の補習教育は形式は兎に角、其の効果に至ては頗る微々たるものであつたが、近年其の必要が眞劍に認められ、政府も銳意之が向上充實を計らんとする機運に向て來たことは、洵に喜ばしいことである。

小學校に於ける補習科の設置は、現在全然地方團體の任意となつて居る。故に地方團體に於ては銳意之が施設を圖り、國家の獎勵と相待つて、有效な青年教育を施さねばならぬ。

現制度では、補習科に①尋常小學校補習科と②高等小學校補習科とあつて、尋常小學校若しくは高等小學校の卒業生に、既修の教科を補習させることになつてゐる。而して成るべく兒童修學の便宜を計り、且土地の情況に適切ならしめる爲、其の規定が頗る自由である。今其の要領を左に記さう。

補習科の修業年限は尋常高等共に二個年以下とし、教科目、教授日、教授時間及び毎週教授時數等には何等制限もない。即ち管理者又は設立者が、府縣知事の認可を受けて適宜に定めて差支ない。唯教科は土地の業務に適切なものを交へるのを原則とする。教科用圖書は學校長が之を定め、府縣知事の認可を受ければよいのである。高等小學校補習科に於て、教授時間を正教科以外に置いた場合には、男女によつて學級を異にしなければならぬ。是は兒童の年齢が稍、長じて居るから、風紀と學習との點より見て其の必要があるの

である。又補習科の教場は、本校舎内に置くのを當然とするけれども、便宜校舎外の家屋を之に充てることも出来る。補習科の教授は、正教科を教授する教員又は代用教員が擔任する。ことゝ定めてある。但し教授時間を、正教科の時間内に定めたときには、特に専任の教員を置かなければならぬ。

(令、二二二三規則四二一五二、参照)

小學校の補習科は、其の教科に實業を加味するを本則とするけれども、本來の目的は普通教育の補習を施すにあるのである。小學校を卒業して、既に職業に従事せる多數の青年少女をして、職業に關する専門的知識技能を得て、着實なる國民生活をなさしめるには、別に公民的及職業的訓練を行ふ補習學校を必要とする。此の要求を充たすものは所謂實業補習學校である。此の學校の施設を大に擴充し、教育の徹底を圖ることは、現下に於ける國家の急務と謂は

實業補習學校

の實業補習學校

の權限

工部局、市、町、村

③ 認定も修業年限

④ 若干年

なければならぬ。
實業補習學校に關する規定は、大正九年文部省令第三十二號を以て發布された實業補習學校規程を参照するがよい。

第八章 小學校の設備

設備規定

第一節 設備規程

小學校の設備に關して、小學校令及び同施行規則には左の如く規定してある。

- 小學校令第二十九條 小學校ニ於テハ校舍、校地、校具及體操場ヲ備フヘシ
- 同第三十條 校舍、校地、校具及體操場ハ非常變災ノ場合ヲ除クノ外小學校ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ教育、兵事、産業、衛生、慈善等ノ目的ノ爲特別ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 同第三十一條 小學校ノ設備ニ關スル規程ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之ヲ定ム

小學校令施行規則第六十四條 校地、校舍、體操場及校具ハ學校ノ規模ニ適應スルヲ要ス

校地ハ道德上並ニ衛生上害ナク且兒童ノ通學ニ便利ナル場所ヲ選フヘシ
校舍ハ教授上管理上並ニ衛生上適當ニシテ質朴堅牢ナランコトヲ要ス
同第七十五條 土地ノ情況ニ依リ成ルヘク教員ノ住宅ヲ設クヘシ

設備に關する規定は従前設備準則と稱する細密なものがあつたが、一面には教育の普及と時勢の進展とのため、一面には畫一の弊を避け、地方の民度に従つて適宜に施設させるため、之を改正してたゞ大體の要綱を示すに止められた。是れ前記の規程の甚だ簡單な所以である。さりながら、餘りに設備を輕視するやうな弊に陥つてはならぬ。世間往々設備は末で、人は本である。苟も教員に其の人を得さへすれば設備の如きは毫も顧慮するに足らぬと説くものもある。其の言ふことは如何にも壯快で、且本末論から見れば、固より肯綮に當つて居るけれども、凡そ物的設備は教育上大切な方便

で、其の有無良否は、教育の效果に至大の關係があるといふことを忘れてはならぬ。唯物には限度がある。比較的 unnecessary の物品や單に裝飾に屬する器具等を、財力に任せて購入するやうなことは最も戒しむべきである。

第二節 校地

國民教育の事業は永久的のものであるから、小學校の校地を定めるときには、兒童全般の利益を主眼とせねばならぬ。かの地方的若しくは黨派的感情、又は個人的利害のために、不適當の地を選ぶが如きことは絶対に避けたいものである。校地選定の要件は凡そ左の通りである。

一、面積 校地の面積は、學校の種類及び兒童數の多少に依つて相違があるけれども、成るべく將來を見越して稍廣く取つて

校地

校地選定の要件

面積

ドイツ三米平方
法、一五米
は標準トシテ

位置

通學上

道徳上
令校カニ校トシ
一カ所トシ

道徳上

置くがよろしい。而して少くとも兒童一人について、二坪乃至

二坪半の割合を標準とするがよい。

二、位置 校地の位置を定めるに就いては、通學上道徳上教授上及び衛生上の四要件がある。

一、通學上 校地は、全體の兒童が通學するに最も便利な場所でないければならぬ。故に學校設置區域の一方面に偏することを避け、成るべく中央部を選ぶがよい。而して兒童通學の最遠距離は尋常科では約二十五町、高等科では約一里を限度とする。

二、道徳上 校地は、成るべく閑靜で卑俗ならぬ場所でないければならぬ。幸にも道徳上好影響を與へるやうな歴史的地點があれば、眞先に之を利用するがよい。風紀を害する建築物の附近などは、斷じて之を避けねばならぬ。

教授上

衛生上

(三) 教授上 兒童の注意を亂すやうな所は之を避けねばならぬ。故に工場製造場市場停車場の附近はよくない。

(四) 衛生上 高燥廣濶で空氣の流通や日當りがよく排水も亦宜しきに適ひ且多量の良水を得易い土地を選び煤烟の飛散する地や有毒瓦斯有機物等の發散する地を避けねばならぬ。植物質粘土質等の地を避け、岩石砂土石灰等を包含する地を擇ぶがよい。

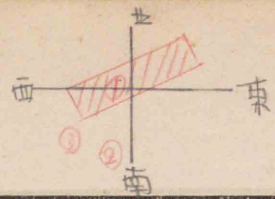
(五) 風致上 景色もよく、ところを遠くから見るとよい。

校舎

第三節 校舎

構造

校地が定まつたならば次に校舎を建築しなければならぬ。校舎を建築するに當つては、教授訓練管理及び衛生の四點を考へ、經濟の許す限り、便利と堅牢とを旨としなければならぬ。



形状

方向

普通である。但し大都市に於ては、地積の關係上、三階建以上とするものが漸次其の數を増し、近來は鐵筋コンクリート式の堂々たるものも出來て居る。形状は一字形、二字形、三字形、又は工字形、凹字形等がよい。方向は地形及び風向きに依つて加減しなければならぬ。いが、原則として、南向き若しくは東南向きがよい。西南向きも亦わるくはない。

校舎の各部

普通教室

設置すべき校舎の部分は、凡そ左の通りである。

一、普通教室 普通教室の構造は長方形とするがよい。而して其の面積は、兒童數の多少に依つて、幅三間以上四間以下、長さ四間以上五間以下で、兒童一人に付三尺平方一坪四人詰の割合より下らないことを標準とせねばならぬ。又天井の高さは、(四間以上五間以下は普通教室) 牀面を距ること九尺以上、牀の高さは地面を距ること二尺以上とし、牀下の四方には風拔を設けるがよい。

採光窓の總面積は、牀面積の六分一以上でなければならぬ。而して其の下縁は牀上凡そ二尺五寸、上縁は牀上八尺五寸以上とし、成るべく天井に接近させるがよい。但し其の上部を廻轉窓とし、ても可い。

凡そ教室の光線は、兒童席の左方から採るのを原則とし、前方より採つてはならぬ。又光線の直射は眼を害するから、必ず窓掛を懸けなければならぬ。

教室内の壁色は灰色、淡綠色、淡黃色等の中性色を可とし、窓掛の色は中性色又は白色を可とする。(他、色々々ませしもの)

教室には暖房の装置をなし、又は暖房器を備へるがよい。教室には二個の出入口を設け、引戸とするが普通である。

特別教室

二、特別教室 小學校に於て必要な特別教室は、唱歌教室、裁縫教室、作法教室、手工教室、理科教室、圖畫教室等である。是等の教室を悉

く設けることは、到底一般の小學校に望めないけれども、唱歌教室、裁縫教室、疊敷として作法教室に兼用してもよいを設けることは極めて必要である。手工、圖畫、理科の特別教室は、一個の共用室で忍ばれないこともない。

教員室

三、教員室 教員室は玄關に近く設けるがよい。圖書室、器械標本室、應接室等の特設することが出来なければ、教員室を兼用してもよい。

御影並に勅語
謄本奉置所

四、御影並に勅語謄本奉置所 御影並に勅語謄本を奉置するため、に、特別の設備をなすことは望ましいが、多數の學校では到底望み難い。通例講堂若しくは教員室の一部を適當に區劃して、嚴重に奉置することになつてゐる。

講堂

五、講堂 講堂は修身講話をなし、諸種の儀式を擧げ、又は合同教授を行ふために最も必要である。經濟上の都合に依つては、屋内體

兒童控所

教員住宅

廊下・階段・昇降口・便所

操場と兼用にしても差支ない。此の場合には階下に設けた方がよい。

六、兒童控所 兒童控所は寒地に於て殊に必要である。而して屋内體操場と兼用にしても差支ない。

七、教員住宅 教員住宅は成るべく校地内に校舎と別棟にして建設するがよい。但し校地に餘裕のない場合には、其の附近に設けても差支ない。經濟上の關係から、多數教員の住宅を作ることは固より困難であらうが、少くとも校長の住宅は設けたいものである。

八、廊下・階段・昇降口・便所 廊下は片廊下を常例とし、其の幅は六尺以上とするがよい。

二階建以上の校舎には、通例二個以上の階段を設ける。階段は幅四尺五寸以上、蹴上げ五寸乃至六寸、踏面八寸乃至一尺とし、成る

べく曲折構造とし、中間に踊場を設け、且手欄を附けなければならぬ。

昇降口は成るべく男女を區別し、常風の方向を避けねばならぬ。便所は校舎と別棟にし、常風の方向を避け、校舎及び井戸より四間以上離れてゐなければならぬ。臭氣を防ぐために、其の周圍に常綠樹殊に、檜を植ゑ、糞壺、尿溝、注壁等は、石の如き不滲透物を以て造り、天井を張らず、臭氣抜を設けるがよい。而して其の數は男兒百人について大便所二個所以上、小便所四個所以上、女兒百人について五個所以上の割合とするがよい。男兒用の小便所には、適當の幅に仕切りを設けなければならぬ。是は風儀上必要のことであるのに、多くの學校で、往往等閑に附して居るのは遺憾の事である。

體操場

第四節 體操場

體操場は寧ろ運動場といつた方が包括的で、實際に適合すると思はれるが、法令の上には、やはり從來此の語が用ひられて居る。體操場は其の一部は校地に屬し、一部は校舍に屬するから、特に一節を設けて其の概要を記さう。

體操場は兒童の體育及び訓練に重大な關係を有し、國民教育上極めて大切なものであるから、成るべく其の設備を完全にして、兒童の心身に好影響を與へるやうにしなければならぬ。是れ實に教育の第一要件である。かの英國の教育は運動場に於て行はれると稱へられること、其の他歐米諸國で、特に運動場の設備に熱心なことは、共に運動場の教育的價値の極めて高價なことを證し得て餘あるものである。我が國に於ても、體操場の經營について一層の注意

英ロンス和...
校舎ハ...
ルカ...
モウエ...

屋外體操場

を拂ひ、其の完備を期せねばならぬ。
體操場は屋外體操場と屋内體操場の二つを設備せねばならぬ。
左に各別に之を説かう。

一、屋外體操場 屋外體操場の形狀は、方形若しくは之に類するものとし、其の面積は、尋常小學校では兒童一人について約一坪以上、高等小學校では兒童一人について約一坪半以上の割合としなければならぬ。抑、放課時間中、兒童に自由遊戯や自由運動をさせる時間は、正式の體操を行ふ時間よりも遙かに多い。而して規律的體操が、體育上に有効なことは勿論であるけれども、兒童が何等の拘束をも感じないで、その天真を發露して、自由に嬉戲運動することは體操に譲らぬ効果がある。その上、兒童の個性の赤裸々に顯はれるのは、恐らく此の時が第一で、従つて個人指導の好資料を此處に發見することが出来る。故に屋外體操場は、成る

べく廣い地積を占めることが特に肝要である。

次に屋外體操場は塵埃が少なく常に新鮮な空氣を呼吸し得るやうに設備しなければならぬ。之がために大都會の學校では、近來煉瓦造・アスファルト造・木煉瓦造などが行はれて居る。これらは體裁が甚だ佳く、且塵埃の飛散を防ぐには適するけれども、多額の經費を要するから、一般の學校に望むことは出来ない。

次に屋外體操場の位置は成るべく、校舎の南方又は東南方に定め、全體に多少の勾配を附して、排水の便をはからねばならぬ。又周邊には樹木を植ゑて、防風又は日蔭の用とするがよい。次に屋外體操場を趣味あらしめ、放課時間を有効に経過させるためには、種々の固定した體操用具及び遊具、即ち鞦韆、遊動圓木、滑臺、肋木、並行棒、鐵棒、柵、回旋塔、砂場等を設備しなければならぬ。而して是等の用具、遊具は、體操場の四邊に按排よく設置し、他の妨害と

屋内體操場

ならず、且危險の虞のないやうに留意しなければならぬ。

二、屋内體操場 屋外體操場の設けさへあれば、別に屋内體操場の必要はないやうであるが、東北地方の冬季及び西南地方の夏季は、何れも屋外で運動を強ふべきものでない。又其の他の地方でも、降雨の時、兒童を屋外に出すことは出来ない。是れ屋外體操場の外に、屋内體操場の必要な所以である。専用のもを設けることが出来なければ、講堂兼用又は兒童控所兼用としても差支ない。

屋内體操場は、成るべく其の形を長方形にし、その面積を廣くし、牀は板敷とし、光線の射入を十分ならしめ、通風の装置を完全にしなければならぬ。又場内には、之に相應した數種の用具を備へて置くがよい。

校具

第五節 校具

小學校の經營を爲すには、其の規模の大小に應じて相當の校具を備へなければならぬ。蓋し教育の效果は、校具の設備に負ふ所が多いからである。されど徒に比較的必要な少い物品を購入し、又は備品の多いのを競ふが如きは、末に趨つて本を忘れたものと謂ふべきである。今校具を教授用具、教室用具及び雜用具の三種に分けて、通例備ふべきものを左に列記しよう。

教授用具

一、教授用具

教授用具は教授上直接に必要な教辨物であるから、成るべく十分の設備をなすべく、且教師自ら進んで之が工夫製作をなすべきである。

圖書類

① 圖書類 圖書として備ふべきものは、各科の教科用圖書、兒童

器械類

② 器械類 算術、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫、手工、農業等の教科に於て、教授上必要な器械類を備ふべきである。

標本類

③ 標本類 庶物標本、地理、歴史標本、博物標本、其の他算術、圖畫、裁縫、手工、商業等の教科に於ける標本、雛形模型の類を備ふべきである。

教室用具

二、教室用具

教室用具は、平常教室に備へつけておくべき器具であるから、總て堅牢で使用に便利なものを選ばねばならぬ。

兒童用机腰掛

① 兒童用机腰掛 兒童用机腰掛は兒童の身體に重大な關係を

用及び教師用、教育法令、中央官廳及び地方官廳發布、地圖類、掛圖類、繪畫類、寫真類、繪葉書類、各種參考書類、辭書類等である。尙少年書類、傳記類、紀行類、教訓書類、實業書類、法制、經濟書類等も備へるがよい。
このほか、
算術、地理、理科、
唱歌、體操、裁縫、
手工、農業等の教科
に於ける標本、雛形
模型の類を備ふべき
である。

學校用机腰掛ノ標準

有するものであるから、これを新調する際には、最も好いものを選ぶべきは勿論だが、平常とても特に注意を拂つて、其の不都合なものには必ず改造しなければならぬ。他の用具が多少不備なのはまだしも忍ばれるが、兒童用机腰掛の缺點は直ちに兒童の身體に影響するから、片時も之を忽にしてはならぬ。而して其の選定の主義は、教授上の便利を第二とし、衛生上の要件を第一としなければならぬ。

兒童用机腰掛の寸法の標準は、従前小學校令施行規則中に規定されたが、後に削除された。今日では左に掲ぐる大正十年九月文部省通牒「學校用机腰掛ノ標準」に依ることとなつてゐる。而して同一學年の中でも、其の高さを二三種に分ち、各兒童の體格に應じて之を配置したいものである。

○學校用机腰掛ノ標準(大正十年九月文部省通牒)

(一) 學校用机腰掛ノ標準ヲ定メルニ就イテハ、先ヅ姿勢ヲ明ニスル必要ガアル故

ニ姿勢ヲ左ノ通り定メル

イ、立ツテ居ル姿勢

身體ヲ眞直ニシ、口ヲ閉ヂ、兩足ヲ自然ニ揃ヘ、手ハ自然ニ垂レ、眼ハ前方ヲ正

視スル

ロ、腰ヲ掛ケタル姿勢

横アミヨリ時足ハ直リ用ニテイレ、バノナキ

上體ハ自然ノ直立ヲ保チ、其ノ重心點ガ兩坐骨結節ノ中間ニ落チル位置ヲトリ、兩脚ハ自然ニ開キ、兩下腿ヲ垂直ニシ、兩足ハ平ニ床面ヲ踏ミ、兩手ハ股ノ上ニ置キ、眼ハ前方ヲ正視スル

(二) 腰掛

イ、腰掛ノ座面ノ高サハ下腿ノ長サ(腓骨小頭カラ踵ノ下面ニ至ル長サ)カラ五分ヲ減ジタモノヲ標準トスル、但シ履物アル場合ハ其ノ厚サヲ下腿ノ長サ

ニ加ヘタモノカラ五分ヲ減ズルコト

ロ、腰掛ノ座面ノ左右徑ハ二人掛ニアツテハ二尺六寸乃至二尺九寸五分、一人

掛ニアツテハ一尺四寸五分トスル

ハ、腰掛ノ座面ノ前後徑ハ倚靠ノ厚サハ含マナイ(上腿ノ長サ(大腿骨大轉子カ

ラ同骨下端外上髁ニ至ル長サ)ヲ以テ標準トスル

ニ、腰掛ノ座面ヲ刮リ又ハ傾斜ヲ附ケルノハ任意トスル
ホ、倚靠ハ附ケル方ガヨイ

(三) 机

イ、机面ノ高サハ先ニ定メタ腰掛ニ正座シテ前臂ヲ直角ニ曲ゲタ肘ノ下面カ
ラ腰掛ノ座面ニ至ル距離ニ七分乃至一寸三分ヲ加ヘタモノト、腰掛ノ座面
ノ高サヲ合セタモノトスル

ロ、机面ノ左右徑ハ二人用ニアツテハ三尺四寸五分乃至三尺九寸五分、一人用
ニアツテハ一尺九寸五分トスル

ハ、机面ノ前後徑ハ一尺二寸以上トスル

ニ、机面ハ約六分ノ一ノ傾斜ノアルノガヨイ、但シ止ムヲ得ナイ場合ハ水平面
トシテモ差支ナイ

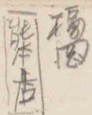
(四) 机、腰掛ハ一人用ガヨイ、止ムヲ得ナイ場合ハ二人用トシテモ差支ナイ、但シ特
別用ノモノハ此限リデナイ

(五) 机、腰掛ハ在學兒童身體ノ發達ヲ顧慮シ尋常小學校ニアツテハ少クモ六種、尋
常高等小學校ニアツテハ少クモ八種ノ大サヲ異ニシタモノヲ作製シテ置ク
ガヨイ

(六) 机、腰掛ヲ使用スルニハ學科ノ種類ニ依リ適當ナ離尺ヲ保タセル様ニ注意シ

黑板

大黑板



ナケレバナラナイ

(七) 机、腰掛ハ兒童ノ身體ノ發達ニ應ジテ毎年一回以上組換ヘナケレバナラナイ
(八) 以上ノ標準ハ主トシテ小學校兒童ニ對スルモノデアル故ニ其ノ他ノモノニ
アツテハ使用者ノ身體發育ノ程度ニ應ジテ適當ニ斟酌スベキデアル

(二) 黑板 黑板には大黑板、小黑板、回轉黑板等がある。是等は何れ
も檜、朴、杉等の材を用ひて作るがよい。

大黑板は長さ六尺幅三尺五寸とし、一教室に二枚又は三枚を
懸けるがよい。黑板の色は通例黒色であるが、淡綠色も悪くは
ない。布張りにした後に黒漆で塗り、砥石でその艶を消したも
のは最も良いが、價があまりに高いので一般には行はれない。
五倍子の煮汁に綠礬を混じた溶液で塗つて、後に生澁を塗つ
たものが現今廣く用ひられて居る。近年新案特許を得た黑板
及び黑板拭が續々販賣されて、なか／＼よいものもあるやう
である。

丸製黒板 (板製)
 黒板の厚さ
 黒板の長さ
 黒板の幅
 黒板の重量
 黒板の設置
 黒板の掃除
 黒板の保管

小黑板及び回轉黑板

① 黒板の厚さ
 ② 黒板の長さ
 ③ 黒板の幅
 ④ 黒板の重量
 ⑤ 黒板の設置
 ⑥ 黒板の掃除
 ⑦ 黒板の保管

教卓

教壇

雑用具

小黑板及び回轉黑板は兩面用とするがよい。其の用材塗り方は大黑板と同様である。是等は從來主として複式編制の學級に用ひられたが、現今では何れの學級でも必要である。尙書き方専用の小黑板として、木製又は紙製のものがある。

(三) 教卓 教卓は長さ二尺五寸、幅一尺五寸、高さ約三尺とし、上部に抽匣、下部に棚を設けて、用具を仕舞つて置くやうにするがよい。

(四) 教壇 教壇は高さ六七寸、幅三四尺とし、長さは黑板の長さに準ずるがよい。初學年の教室には、教壇の上に更に踏臺を置いて、兒童に使はせるが便利である。

三 雑用具
 教卓用机
 椅子
 戸棚
 消火器
 煖房器
 唾壺
 救急用具
 並に藥品
 宿直用具
 掃除用具
 小使室用具
 等である。

學校園

第六節 學校園

雑用具として小學校に備へ附くべきものは、國旗、門標、時計、報時器、寒暖計、提燈、日課表板、教員用机、並に椅子、戸棚、消火器、煖房器、唾壺、救急用具、並に藥品、宿直用具、掃除用具、小使室用具等である。

カガキ
 フロア
 日本
 法
 作
 情
 抄

學校園は直觀的・實驗的の教授をなす上に便宜を與へるのみならず、自然物を觀察し、研究し、兼ねて勤勞を喜ぶ習慣を兒童に得させ、且美感を養はせる上に最も必要な設備である。故に法令を以て之が設備を強制してある邦國も少くない。我が國では法規で律することなく、單に奨勵するに止めてあるが、到る處其の必要を認めて、之が施設に力を用ひるやうになつたのは、誠に悦ぶべきことである。しかし動もすれば學校の裝飾物、教員の玩弄品となる弊がないでもない。深く戒めなければならぬ。今學校園に關する大體の方案

面積

を左に記さう。

(一) 町村立の小學校で、廣い校地を有する場合には、二三百坪の地
域を劃して之を設けることは、さして困難ではなからう。され
ど都市の學校では、校地が大抵狭少なために、運動場の一部及
び其の他の空地を利用して、巧に經營しなければならぬ。注意
と工夫とが宜しきを得たならば、豫想外の成績が得られるで
あらう。

目的
教材園

(二) 學校園は、特に理科教授に資することを主要な目的とする。故
に先づ以て該科の教授細目に依つて、各種の植物を栽培する
ことを本體とすべきである。

(三) 右の外、成るべく特設すべき種類を挙げれば、花園、菜園、果樹園、
樹林園、風致園等である。その他、家畜、家禽、蜜蜂等を飼養したり、
養魚池を穿つたりすることなども亦頗る有益である。

手入

管理

(四) 學校園の手入れ、整理は學級に分擔させ、兒童をして輪番之に
當らせるがよい。

(五) 教員中に、專任擔當者を置いて兒童を指導し、且全體の手入れ
や整理等をさせるがよい。

(六) 夏季休業中の手入は、豫め分擔をきめて之をさせ、荒廢に歸
せしめぬやうに注意すべきである。

兒童圖書館
學級文庫
兒童博物館

第七節 兒童圖書館、學級文庫、兒童博物館

今日の教育法は、云ふまでもなく兒童の個性に注意し、兒童各自を
して自學自習せしめ、各天賦の能力を發揮せしめるのを本義とす
る。そして兒童に自學自習させるには、教科書のみで満足すること
は出来ない。兒童の使用に都合のよい圖書器械、標本等を豊富に備
へることが肝要である。

兒童圖書館が、自學自習に必要な設備であるは勿論であるが、一體兒童の知識慾は頗る旺盛であつて、常に何か課外の讀物を欲求する。故に兒童の能力に相應した讀物が備付けてあれば、彼等の欲求は適當に充たされ、斯くして讀書趣味と常識とを養ふことが出来る。實に兒童圖書館は、小學校に缺くことの出来ない必要な設備と謂はなければならぬ。近來此の設備が普及されつゝ、あるは喜ばしいことである。

兒童圖書館に備付ける圖書としては、文科に屬する讀物理科に屬する讀物、副讀本類、各種參考書、辭書、雜誌等である。又各學級に文庫を設けて、主に辭書、參考書、副讀本類を備付け、兒童をして自學自習の便宜を得しめることは、最も有効である。購入圖書の選定、陳列法、使用法等に就ては、専ら兒童を本位とした規定を作て置くが宜しい。

器械、標本等を備付けて兒童に學習の便を與ふるものは、之を兒童博物館と稱し、米國などでは早くから行はれてゐる。我國ではまだ餘り廣まつてゐないが、銳意之が設備を圖り、兒童の研究創作力を養ひたいものである。

第九章 就學

第一節 學齡及び就學義務

學齡

一、學齡 義務教育、強制教育

國民教育は國民の自由にすべきであるといふ説と、國家が之に干涉して國民に強制すべきであるといふ説とは、何れも理由がある。然るに現代の文明諸國は概ね強制主義を取り、國民に就學の義務を負せて居る。我が國でも亦此の制を定め、國民たるものは兵役、納税の義務と同様に、必ず兒童の就學義務を果さねば

學齡の意義

満七才

ドイ

オースト

フランス

イギリス

メキシコ

オランダ

ベルギー

スイス

デンマーク

ノルウェー

スウェーデン

フィンランド

ポーランド

ハンガリー

チェコスロバキア

ユーゴスラビア

ならぬこと、定めてある。

學齡とは、兒童が尋常小學校の教育を受け得べき時期から、之を終了すべき時期に至るまでの期間をいふ。學齡は何歳から始むべきであるか、之を教育上からいへば、兒童心身發達が教育を受けるに堪へる時を以て適當とし、之を衛生上からいへば、身體の發達が鍛練を受けるに堪へる時を以て適當とするのであるが、一面には國民の性情や習慣なども察せねばならぬから、一定の標準を立てることは困難である。されど文明諸國では、多く満六歳を以て、學齡の始とすることに一致して居る。

我が制度では、學齡を満六歳から満十四歳までの八個年と定め、義務年限の年數とちがつてゐる。蓋し學齡を義務年限と同じく六個年とする、或事情に依つて就學を遅延したものは、學齡中に義務教育を果すことが出来ないで、結局個人及び國家の不利

就學義務

二、就學義務

益となるであらう。是れ學齡を八個年とし、總ての兒童をして完全に義務教育を終へさせる道を開いた所以である。而して満十四歳に達しても尙義務教育を終へないものは、既に學齡期を過ぎることになるから、就學義務のなくなるは勿論である。

就學の始期

兒童は満六歳即ち學齡に達しなければ、就學することが出来ないけれども、學齡に達すると同時に就學するものと考へてはならぬ。就學には始期と終期とがある。始期に至つて始めて就學し、終期に至つて學校を退くのである。就學の始期とは學齡に達した日以後に於ける最初の學年の始をいふ。故に四月一日に生れて七年を経たものは、三月三十一日に満六歳となり、年齢の計算は日より日に至る。其の翌日即ち四月一日(學年の始)が就學の始期となつて入學することが出来るけれども、四月二日に生れた

二重學年

就學の終期

ものは、一日の相違のために翌年の學年始即ち四月一日に入學することゝなるのである。但し二重學年にて、別に九月一日に始まつて、翌年の八月三十一日に終る學年を設ける場合に於ては、翌年の四月を待たないで、九月一日から入學することが出来るのである。就學の終期とは、尋常小學校の教科を修了した時をいひ、其の年齢は彼此同一でない。但し滿十四歳以上に達することはないのである。

兒童保護者の義務

就學の始期に達する兒童を有する父兄即ち兒童保護者(學齡兒童に對して親權を行ふ者、又親權を行ふ者がなきときは、其の後見人)は該兒童を市町村立尋常小學校に入學させる義務がある。是れ即ち就學義務である。但し市町村立尋常小學校に限らず、之を以て試験を行ふことが出来る。若しその結果不適當と認められた場合には、その認可を取消すことが出来るのである。前に説明したやうに、學齡兒童を就學させることは、兒童の保護者たるものゝ責任で、兒童から觀れば、就學は兒童自身の權利である。此の故に、學齡兒童を雇傭する者は、雇傭に依つて兒童の就學を妨げることは斷じて出来ない。

と。令兒童保護者
 ①親権者……父又は母
 親権監督者……
 ②は見入(最近)親権者……
 同視される官立若しくは府縣立學校で、此の義務を果しても
 差支なく、又市町村長の認可を受けさへすれば、家庭若しくは其

兒童雇傭者の義務

の他(私立小學校の如き)で、此の義務を果しても差支ない。要は尋常小學校の教科を履修させるのが主眼であつて、其の履修する場所や方法等を強迫するのではない。但し家庭若しくは其の他で學習するものに就いては、市町村長は、必要に依つては監督權を以て試験を行ふことが出来る。若しその結果不適當と認められた場合には、その認可を取消すことが出来るのである。前に説明したやうに、學齡兒童を就學させることは、兒童の保護者たるものゝ責任で、兒童から觀れば、就學は兒童自身の權利である。此の故に、學齡兒童を雇傭する者は、雇傭に依つて兒童の就學を妨げることは斷じて出来ない。

願ふに學齡兒童で、人に雇傭されるほどのものは、多くは可憐の境遇にあるものである。されば雇傭者は、深くこれに同情し、相當の方法に依つて、進んで國民教育を履修させなければならぬ。

（令三二三、三五、三六、規則八六、八七參照）

第二節 就學義務の猶豫及び免除

就學義務の猶豫及び免除

猶豫

就學義務は貴賤貧富の別なく、國民の負ふものであることは勿論であるけれども、事情已むを得ないものに限り、例外としてこれを猶豫し、又は免除する規定がある。

一、猶豫 學齡兒童が病弱であるか、發育が不完全であるか、又は兒童保護者が貧窮であるときは、市町村長は、監督官廳の認可を受け、猶豫の處分をなすことが出来る。
身し此の場合に於ては直に府知事に報告すること

免除

二、免除 學齡兒童が瘋癲白痴であるか、不具廢疾であるか、又は兒童保護者が貧窮であるときは、市町村長は、*府知事*監督官廳の認可を受けて、免除の處分をなすことが出来る。又尋常小學校の設置、又は兒童教育事務の委託に關する義務を免ぜられた區域内に於ける兒童

保護者は當然就學義務を免除されるのである。

（令三二三、三四、規則八四、八五、參照）

第三節 就學に關する事務

就學に關する事務

就學に關する事務は、教育行政の基礎的事務で最も緊要なものである。故に各當事者は、法規の定めた所に従つて之を遂行處辨し、些かの誤謬や遲滯もないやうにしなければならぬ。よつて市町村長、市町村立尋常小學校長、郡長及び府縣知事並に兒童保護者の取扱ふべき事務の要點を次に列記しよう。

市町村長の事務

一、市町村長の事務

- （一）學齡簿を編製し、且之が加除訂正をなすこと。
- （二）兒童保護者に對して、該兒童を入學させる期日を豫報すること。

市町村立尋常
小學校長の事
務

- (三) 市町村市町村學校組合・町村學校組合又は學區の使用に屬する尋常小學校が二校以上あるとき、兒童の入學すべき學校を指定すること。
- (四) 入學せしむべき兒童の氏名及び入學期日を、關係學校長に通知すること。
- (五) 家庭其の他に於て受ける義務教育を監督すること。
- (六) 兒童保護者に對して、兒童の就學又は出席を督促すること。
- (七) 前項の督促が二回以上に及んでも尙實行しないときは、其の旨を監督官廳に報告すること。(規則八〇、八一、八二、八三、八六、九三、參照)
- 二、市町村立尋常小學校長の事務(尋常科を設置する官立府縣立學校長を含む)
 - (一) 學年の始に入學した兒童の學籍簿を編製し、且之が加除訂正をなすこと。
十号条に於ける
 - (二) 在學兒童の出席簿を作り、其の出缺を明かにすること。

郡長及び府縣
知事の事務

兒童保護者の
事務

- (三) 不就學兒童の氏名を、市町村長に報告すること。
- (四) 正當の事由がないのに、引續き七日間缺席した兒童があつたら、保護者に對して出席を督促すること。
- (五) 前項の缺席が仍引續いて七日以上に及んだら、其の旨を市町村長に報告すること。
- (六) 卒業した兒童の氏名を、遲滞なく市町村長に報告すること。
- (七) 當然入學すべき學校區域以外から來てゐる兒童の卒業・退學・廢學を市町村長に届け出ること。(規則八九、九二、九五、九六、參照)
- 三、郡長及び府縣知事の事務
 - 市町村長の報告を受けたときは、保護者に對して兒童の就學又は出席を督促すること。(規則九四、參照)
- 四、兒童保護者の事務
 - (一) 市町村市町村學校組合・町村學校組合又は學區の使用に屬す

尋常小學校が二校以上ある場合に、其の児童を入學させようとする學校に希望があつたら、之を選定して市町村長に申し出ること。

(二) 就學義務の猶豫又は免除の必要があるときは、之を市町村長に申し出ること。

(三) 當然入學せしむべき學校以外の市町村立尋常小學校に児童を入學させ、又は官立府縣立學校で尋常小學校の教科を修めさせやうとするときは、若しくは高等學校及び中學校の豫科に入學させようとするときは、當該學校の管理者又は學校長の承認書を添へて、市町村長に届け出ること。

(四) 家庭又は其の他で、尋常小學校の教科を修めさせやうとするときは、市町村長に願ひ出て、其の認可を受けること。

(五) 當然入學すべき學校以外で、尋常小學校の教科を修めてゐる

児童の卒業退學廢學を市町村長に届け出ること。

(令三六規則八二、八四、八八、九六、參照)

第十章 小學校の職員

第一節 職員の種類

職員の種類

小學校長

主任
事務
主任
事務
主任
事務

教員

本科正教員

正教員

小學校の職員は小學校長、教員及び代用教員の三種とする。

一、小學校長 小學校長は、學校全體の事務を整理し、職員を統督し、児童教育の責任を負ふべきもので、當該學校の本科正教員中から兼務する定めである。
省督權は有りませぬ、
学校の全責任をあたふ。

二、教員 教員は小學校教員免許狀を有するもので、これに本科正教員、専科正教員及び准教員の三通りがある。

一本科正教員 本科正教員は児童の教育を擔任し、小學校の教科全體を單獨で教授するものである。而して本科正教員には

専科正教員

尋常科高等科を通じて教授し得るもの、尋常科のみを教授し得るものがある。後者を特に尋常小學校本科正教員といふ。
 (二) 専科正教員 専科正教員は唱歌體操裁縫並に手工農業商業家事圖畫外國語の一科目若しくは數科目に限つて教授するものである。小學校の教授は、本科正教員が之を擔當するのを本則とするけれども、右諸科目の教授を有効にするためには、特に専科正教員を置く必要がある。

准教員

(三) 准教員 准教員は本科正教員を補助するもので、尋常科高等科を通じたものは單に之を准教員といひ、尋常科のみものは之を尋常小學校准教員といふ。

代用教員

三、代用教員 代用教員は、小學校教員免許状をもたない無資格者で、小學校准教員に代用されるものである。即ち教員缺乏の際、已むを得ず用ひるもので、一時的の補充教員である。しかし代用教

員の兒童に對する教育上の影響が、必ずしも正教員に劣るものと斷ずることは出来ない。職に代用教員にあるものは、自ら輕んずることなく、忠實熱心に兒童の教育に従事すべきである。

(令三九、四二、四三、参照)

資格及び待遇

第二節 資格及び待遇

資格

一、資格

小學校教員となるのには、法定上の資格即ち小學校教員免許状を所有しなければならぬ。而して該免許状は府縣知事に於て(一) 師範學校若しくは文部大臣の指定した學校を卒業した者、及び(二) 小學校教員の檢定に合格した者に對し、其の任務に耐ふべきことを認められた證據として授與するものである。全國を通じて終身効力を有するものである。(令四〇、四一、参照)

檢定
小學校教員檢
定委員會

府縣
知事
内務
部

又府縣知事が適任と認めたる者には、文部大臣の認可を受けず知事限りにて相當の免許狀を授與することが出来る。
檢定を施行する爲には、各府縣に小學校教員檢定委員會が設けられる。該委員會は會長常任委員臨時委員を以て組織する。會長は府縣内務部長を以て之に充て、常任委員及び臨時委員は府縣知事が之を任命する。(規則九八一―一二〇、参照)

檢定は學力・性行及び身體に就いて之を行ひ、無試験檢定・試験檢定の二種に分ける。(規則一〇五参照)

無試験檢定

無試験檢定

無試験檢定は、

- (一) 師範學校・中學校・高等女學校教員免許狀若しくは高等學校高等科免許狀を有する者。
- (二) 高等學校高等科又は大學豫科を卒へたる者。

(三) 文部省直轄學校に於て某科目に關し、特に教員の職に適する教育を受けて之を卒業した者。
(四) 國語 美術 音楽 算術

(四) 中學校又は高等女學校を卒業した者。
或は中等學校を卒業した者

(五) 公立私立學校認定に關する規則に依つて認定された學校の卒業生
中等學校を卒業した者

格した者及び同規程第八條第十號に依つて専門學校入學に關し指定された者
四と同じ程なものである

(六) 其の他府縣知事が特に適任と認めたる者。
無試験檢定を得たる資格を有するもの(卒業生)

の各號の一に該當する者に就き、施行規則第百八條乃至第百十二條の規定に對照して之を行ふ。但し(四)(五)に該當する者に對して本科正教員の檢定を行ふ場合は、卒業後二個年以上小學校教育に従事した者、又は高等女學校を卒業し、修業年限一個年以上の補習科で小學校教員に適する教育を受け、之を卒

職務

學校長

二訓導 小學校ノ正教員タル者ノ名稱トス
 三准訓導 小學校ノ准教員タル者ノ名稱トス
 第二條 市町村立小學校長及正教員ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ク但シ小學校長ニシテ現ニ本務月俸五十圓以上ヲ受ケ二十年以上小學校正教員ノ職ニアリ功勞著シキ者ハ道府縣各三人ヲ限り特ニ奏任文官ト同一ノ待遇ト爲スコトヲ得
 特別ノ事情アル道府縣ニ在リテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ特ニ前項ノ員數ヲ十人迄増スコトヲ得
 本務月俸廿人
 専任大正十人

第三節 職務及び服務

甲、職務 小學校職員の職務は、其の種類に依つて一様でない。左に之を示さう。

第一、學校長 學校長は校務を整理し、所屬職員を統督する職務を有するもので、實に學校の首腦である。されば其の選任を慎重にし、勉めて適材を得るやうに注意しなければならぬ。以下校務の整理と職員①の統督②に分けて、學校長の職務の要項を

校務の整理

記述しよう。

一、校務の整理 學校長の整理すべき校務は、内外に涉つて頗る多い。今その重要なものを左に擧げよう。

- (一) 法令で規定されてゐるもの。
 - (イ) 學籍簿を編製すること。(規則八九)
 - (ロ) 出席簿を作製すること。
 - (ハ) 入學しない兒童の氏名を、市町村長に報告すること。(規則九二)
 - (ニ) 缺席兒童の出席を督促し、且其の旨を市町村長に報告すること。(規則九二)
 - (ホ) 卒業者の氏名を市町村長に報告すること。(規則九五)
 - (ヘ) 尋常小學校の教科を卒へないで退學し、若くは廢學した者の氏名を市町村長に報告すること。(規則九六)

事務 就

教科事務

- (ト) 兒童の出席を停止すること。(令三八)
 - (チ) 教授細目を制定すること。(規則二二)
 - (リ) 卒業證書修業證書學習證書を授與すること。(規則二四)
 - (ヌ) 夏季休業及び冬季休業の前後に於て、教授時數を減少すること。(規則二〇)
 - (ル) 手工を加へ^{又は}圖畫を課し、又は唱歌を~~缺~~時の毎週教授時數を配當すること。(規則一七)
 - (ヲ) 補習科の教科用圖書を採定すること。(規則四四)
 - (ワ) 國語書き方算術圖畫の教科用圖書を兒童に使用させるかどうかを決定すること。(規則五三)
- (二) 當然處理すべきもの。
 (イ) 職員執務に關する規程、兒童教育に關する規程等の如き重要な規程を定めること。

職員の統督

- (ロ) 各教員の擔任學級及び擔任教科を定めること。
 - (ハ) 職員の事務分擔を定めること。
 - (ニ) 日課表、學年曆等を調製すること。
 - (ホ) 儀式を執行すること。
 - (ヘ) 職員會や研究會等を整理すること。
 - (ト) 校地、校舍、校具、其の他表簿類の整理保管をなすこと。
- 二、職員の統督 學校長が職員を統督するといふのは、上級の軍人が下級の軍人に對するやうに、絶對命令權を行使するのではない。唯所屬職員を統轄し、之をして協力一致して適當に事務を處理させ、且法規に背犯させないように指揮を爲すに過ぎない。而して若し職員が法令に違犯し、其の職を辱しめるやうなことがあつても、自ら之を處分する權能はなく、^{府知事}監督官廳に具申して其の裁斷を待つことになつて居

監督
教育官廳
の
人
に
對
し
て

正教員

る。故に學校長が、部下職員に對して有する權利は寧ろ薄弱である。しかし、學校長が學校を統轄するのは、自己の人格と材幹に依るべきもので、法律の力を頼む必要はない。教育事業の高尙純潔な所以は、實に此に在るのである。

第二、正教員 正教員は、學校長の指揮を受けて兒童の教育を擔任し、且之に屬する事務を掌るもので、其の掌理すべき事務は左の通りである。

一、擔任學級の兒童を教育する責任を有し、且該學級に關する一切の事務を整理すること。

二、學校長の定めた分擔事務を處理すること。

三、當直勤務を爲すこと。（直日、女の先生、宿直、男の先生）

第三、准教員 准教員は本科正教員の職務を助けるものである。従つて全く正教員の指導の下に立ち、決して獨立して兒童の

准教員

服務

教育に任ずべきものではない。

乙、服務 小學校教員は准官吏であるから、一般の官吏服務規律を遵奉すべきものであるが、特に服務規律として左の如く制定されてゐる。要するに住所及び營業の制限を定め、且勤務上重要な心得を指示されたものである。

一、學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ

二、市町村立小學校長及教員ハ當該學校所在ノ市町村、市町村學校組合、町村學校組合ノ地域内ニ居住スヘシ但シ監督官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

學校長及教員ハ擅ニ其ノ職務ヲ離レ又ハ職務上居住スヘキ地ヲ離ルルコトヲ得ス
三、學校長及教員ハ營利ヲ目的トスル會社ノ業務執行社員、取締役、監査役トナリ又ハ給料ヲ受ケテ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス但シ府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

學校長及教員ハ府縣知事ノ認可ヲ受クルニアラサレハ營利ヲ目的トスル業務ヲ爲スコトヲ得ス（規則一三三、一三七、一三八、參照）

特別服務

③ 營業

權限

第四節 權限

小學校教員が國の教育事務を執行するに就いては、其の職務に關聯して國家が與へた權利がある。之を權限といふ。今、左に其の主要なるものを擧げよう。

學校長の權限

一、學校長の權限

- (一) 兒童の出席停止 傳染病に罹り、若しくは其の虞ある兒童、又は性行が不良で、他の兒童の教育に妨があるを認め、た兒童に對しては、出席停止即ち停學處分をなすことが出来る。(令三八)
- (二) 兒童の懲戒 教育上必要であると認め、た場合には、兒童に懲戒を加へることが出来る。但し體罰を行ふことは出来ない。(令四七)

- (三) 教授時數の配當 教科目加除の場合に、教授時數の配當を定

めるのは、學校長の權限である。(規則一七、一八、參照。)

- (四) 教授時數の減縮 夏季休業日及び冬季休業日の前後各、二十日以内に於て、毎日の教授時數を減縮することも亦、學校長の權限に屬する。(規則二〇、參照。)

教員の權限

二、教員の權限

教員の權限としては、學校長の權限中に擧げた兒童の懲戒權が、その重なるものである。

右に掲げた外、小學校長及び教員の權限としては、俸給其の他諸給與を受ける權、及び國の教育事務を行ふに就いては、知事若しくは郡長の外、何者の監督をも受け、ない權などである。

第五節 俸給諸給與及び旅費

俸給

- 一、俸給 俸給には本俸と加俸との二通りある。即ち左の通りであ

本俸

る。
 (一) 本俸 市町村立小學校教員の俸給は、月俸を以て支給される。而して其の等級及び金額は左表に準據し、各府縣に於て適當に定むべきものとなつて居る。但し本科正教員にして一級上俸(百八十圓)を受け、特に功勞のある者は漸次二百四十圓まで(同じく専科正教員の場合は百六十圓まで)増俸することが出来る。又教員の俸給は、總て其の意に反して之を減ずることは出来ない。但し當分の内等級相當額を減ずることが出来る。

(規則一四八一—一五〇、一五二、参照)

職名	一級		二級		三級		四級		五級		六級		七級		八級		九級		
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	
本科正教員	百八十圓	百四十五圓	百二十圓	百零五圓	百零圓	八十五圓	七十五圓	六十五圓	五十五圓	四十五圓	四十五圓	四十五圓	四十五圓	四十五圓	四十五圓	四十五圓	四十五圓	四十五圓	四十五圓
専科正教員	百二十圓	百圓	八十圓	七十圓	六十圓	五十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓

加俸

年功加俸

(二) 加俸 政府は小學校教員を優遇する爲に、市町村から支出する本俸の外に、國費を以て加俸を支出する法を定めた。市町村立小學校教育費國庫補助法(明治三十三年法律第六十三號)及び市町村立小學校教員加俸令(明治三十三年勅令第三百三十三號)は即ち是れである。

加俸は、之を年功加俸及び特別加俸の二つに分ける。

(イ) 年功加俸 年功加俸とは、小學校教員中、五年以上同一府縣に於ける市町村立小學校に勤續し、地方長官が成績佳良であると認められた者に支給するもので、本科正教員には年額二十四圓乃至六十圓、専科正教員及び准教員には年額十二圓乃至二十四圓とし、爾後勤續五年を加へる毎に、本科正教員には年額十八圓乃至三十六圓、専科正教員及び准教員には

准教員	上		下	
	六十圓	五十圓	四十圓	三十圓
准教員	六十圓	五十圓	四十圓	三十圓

特別加俸

① 單級加俸

② 多級加俸

③ 僻陬加俸

年額十二圓乃至十八圓を加給することが出来る。

(ロ) 特別加俸 特別加俸とは本科正教員にして市町村立單級

尋常小學校に勤務する者に年額六十圓以下、多級學校の一

學年乃至四學年、五學年又は六學年編制の學級を擔任する

者に年額四十八圓以下、僻陬地に勤務する正教員に年額三

十六圓以下、專科正教員及び准教員に年額十八圓以下を特

別に支給することをいふ。而して同一府縣内に於て、僻陬地

の市町村立尋常小學校に五年以上勤續する者には、右特別

加俸の外、本科正教員には年額三十六圓以下、專科正教員及

び准教員には年額十八圓以下を加給するものと定めてあ

る。

諸給與及び旅費

二、諸給與及び旅費 小學校教員の教授時數が、一週三十二時を超

える場合には、^{本俸の二以内}之に手當を給し、宿直者には賄料を給し、職務のた

公立小學校教員療養金の
給與に
付す。

旅費

めに傷痕を受け、若しくは疾病に罹つた者には療治料を給し、土地の情況に依つては住宅料を給し、又特に勤勞のある者には、慰勞金を給することが出来る。

小學校教員が公務を以て旅行するときは旅費を支給する。其の額は、正教員に在つては判任文官の例に準じ、准教員に在つては地方の情況を量つて之を定める。(規則一五八一―一六三、参照)

恩給

第六節 恩給

從來小學校教員に對しては、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法と稱する法律に依り、官吏と同様に恩給の制を定められ、本人及遺族は年金若しくは一時金を給與せられたのであるが、大正十二年四月十四日法律第四十八號を以て、新に恩給法を公布せられ、^他從來各種の公務員に對する恩給法の區々であつたのを整理統

一して單行の法規とし、且恩給率及扶助料の増加を行ふこと、なつた。従て舊法は一切廢止せられること、なつたのである。左に新恩給法に依り其の要點を記述しよう。

一 普通恩給 教育職員(小學校教員を含む)在職十五年以上にして退職したときは、普通恩給を支給される。而して其の年額は在職十五年以上十六年未滿のものに對しては、退職當時の俸給年額百五十分の五十とし、十五年以上一年を増す毎に、其の一年に對し退職當時の俸給年額の百五十分の一を加へた金額とする。

(恩給法六二)

尙其の在職年中に小學校、實業補習學校、幼稚園又は盲啞學校、其の他の小學校に類する各種學校の教育職員として、勤続年十五年以上のものを含むときは、其の勤続在職年中十五年を控除した殘餘の勤続在職年一年に付、退職當時の俸給年額の百五十

勤続十五年以上 $\frac{50}{150}$ 十五年一十六年の間 $\frac{50}{150} + \frac{1}{150} + \frac{1}{150} (\frac{2}{150})$
一年未満にたがつて $\frac{50}{150} + \frac{1}{150}$
不勤続十五年以上 $\frac{50}{150} + \frac{1}{150}$

普通恩給
加給

加給

分の一の割合を以て之に加給せられる。(恩給法六二)

又在職年十五年未滿にして、公務の爲め傷疾を受け、又は疾病に罹り不具廢疾を爲りて退職したときは、在職十五年の者に給すべき普通恩給を給せられる。(恩給法六二)

又準教育職員にして、在職中公務の爲め傷疾を受け、又は疾病に罹りたるものには、普通恩給を給せられる。其の年額は退職當時の俸給年額の百五十分の五十に相當する金額とする。(恩給法六二)

二、一時恩給 教育職員在職一年以上十五年未滿にして退職したるときは、之に一時恩給を給せられる。其の金額は退職當時の俸給月額に相當する金額に在職年の年數を乗じたる金額とする。(恩給法六九)

恩給の月給に務めた年数をかける。

三、扶助料 教育職員が

(一) 在職中死亡し、其の死亡を退職と看做すときは、之に普通恩給

扶助料

一時扶助料

一時扶助料

を給すべきとき。十五年以上用給したる人

(二) 普通恩給を給せらるゝ者死亡したるとき。

は、其の遺族に扶助料を給せられる。其の年額は普通恩給年額の十分の五に相當する金額とする。而して普通公務に因る傷疾疾病の爲め死亡したるときは、其の普通恩給年額の十分の八に相當する金額とする。(恩給法七五)

四、一時扶助料

教育職員在職年一年以上十五年未滿にして、在職中死亡したる場合には、其の遺族に一時扶助料を給せられる。其の金額は死亡當時の俸給月額に相當する金額に、在職中の年數を乗じたる金額とする。(恩給法八二、参照)

恩給法中小學校教員に關係を有する條項に就き、其の主要なるものを左に摘録して參考としよう。尙恩給法施行細則に就ては、大正十二年八月十七日勅令第三百六十七號を以て、恩給法施行令が

公布せられた。

恩給法抄録

第一條 公務員及之ニ準スヘキ者並其ノ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第二條 本法ニ於テ恩給トハ普通恩給、増加恩給、一時恩給、傷病賜金、扶助料及一時扶助料ヲ謂フ

普通恩給、増加恩給及扶助料ハ年金トシ、一時恩給、傷病賜金及一時扶助料ハ一時金トス

第十六條 恩給ノ負擔ハ左ノ區分ニ依ル

三 朝鮮、臺灣及樞太ニ於ケルモノヲ除クノ外、公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園及盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ其ノ學校又ハ幼稚園ノ所在地ヲ管轄スル府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟之ヲ負擔ス

第十九條 本法ニ於テ公務員トハ文官、軍人、教育職員及警察監獄職員並第二十四條ニ掲クル待遇職員ヲ謂フ

本法ニ於テ公務員ニ準スヘキ者トハ準文官、準軍人及準教育職員ヲ謂フ
第二十二條 教育職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一 公立ノ學校若ハ圖書館又ハ在外指定學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ルモノ及判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ

二 府縣立師範學校長

前項ノ在外指定學校トハ在外國本邦人ノ爲ニ設置シタル學校ニシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定シタルモノヲ謂フ

準教育職員トハ官立又ハ公立ノ學校ノ職員ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノヲ謂フ

第二十六條 本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

三 教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職又ハ失職

第四十二條 左ニ掲クル年月數ハ之ヲ在職年ニ通算ス

四 準教育職員引續キ教育職員ト爲リタルトキハ教育職員トシテノ就職ニ接續スル其ノ勤續年月數ノ二分ノ一ニ相當スル年月數

第四十五條 公務員所定ノ年數在職シ退職シタルトキハ之ニ普通恩給又ハ一時恩給ヲ給ス

第四十六條 公務員公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癡疾ト爲リ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給及增加恩給ヲ給ス

公務員公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年内

ニ之カ爲不具癡疾ト爲リ又ハ其ノ程度増進シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキハ新ニ普通恩給及增加恩給ヲ給シ又ハ現ニ受クル增加恩給ヲ不具癡疾ノ程度ニ相應スル増加恩給ニ改定ス

前項ノ期間ヲ經過シタルトキト雖モ恩給審査會ニ於テ不具癡疾カ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ決議後之ニ相當ノ恩給ヲ給シ又ハ改定ス

公務員公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癡疾ト爲ルモ公務員ニ重大ナル過失アリタルトキハ前三項ニ規定スル恩給ヲ給セス

第四十七條 前條ノ規定ハ準文官、陸軍ノ見習士官、海軍ノ候補生以外ノ準軍人又ハ準教育職員ニシテ在職中公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノ及陸軍ノ見習士官又ハ海軍ノ候補生ニシテ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノニ付之ヲ準用ス

第五十四條 普通恩給ヲ受クル者再就職シ失格原因ナクシテ退職シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ恩給ヲ改定ス

- 一 再就職後一年以上ニシテ退職シタルトキ
 - 二 再就職後公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癡疾ト爲リ退職シタルトキ
 - 三 再就職後公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シタル後五年内ニ之カ爲不具癡疾ト爲リ又ハ其ノ程度増進シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキ
- 第五十九條 教育職員ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘ

シ但シ朝鮮臺灣又ハ樺太以外ノ地ニ於ケル公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園及盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員ハ此ノ限ニ在ラス

第六十條
第三項 前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ外國實勤續在職年十五年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十五年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年額三分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス
第四項 在職年四十年ヲ超ユル者ニ給スヘキ恩給年額ハ之ヲ在職年四十年トシテ計算ス

第六十二條 教育職員在職十五年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス
前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十五年以上十六年未滿ニ對シ退職當時ノ俸給年額百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス
前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ小學校、實業補習學校、幼稚園又ハ盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員トシテノ勤續在職年十五年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十五年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス
第一項ノ場合ニ於テ其ノ在職中ニ中學校又ハ之ト同等以下ノ程度ノ學校ノ教育職員トシテノ勤續在職年十五年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年十五年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十五年ヲ

控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年額ノ三分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

前項ノ中學校ト同等以下ノ程度ノ學校ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第四十六條 又ハ第五十四條第一項第二號若ハ第三號ノ規定ニ依リ在職年十五年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十五年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス
第六十條第三項第四項ノ規定ハ教育職員ニ付之ヲ準用ス
第四十七條ノ規定ニ依リ準教育職員ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トス

第六十九條 教育職員在職一年以上十五年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス
前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職當時ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス
第七十二條 本法ニ於テ遺族トハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子及兄弟姉妹ニシテ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時之下同一戶籍内ニ在ルモノヲ謂フ

第七十三條 公務員又ハ之ニ準スヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ遺族ニハ妻未成年ノ子、夫、父、母、成年ノ子、祖父、祖母ノ順位ニ依リ之ニ扶助料ヲ給ス
一 在職中死亡シ其ノ死亡ヲ退職ト看做ストキハ之ニ普通恩給ヲ給スヘキトキ

任用

二 普通恩給ヲ給セラル、者死亡シタルトキ
 第七十五條 扶助料ノ年額ハ左ノ各號ニ依ル
 一 公務員又ハ之ニ準スヘキ者戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痕疾病ノ爲
 死亡シタルトキハ其ノ普通恩給年額ノ金額
 二 公務員又ハ之ニ準スヘキ者普通公務ニ因ル傷痕疾病ノ爲死亡シタルトキハ其
 ノ普通恩給年額ノ十分ノ八ニ相當スル金額
 三 其ノ他ノ場合ニ於テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニ給セラル、普通恩給年額
 ノ十分ノ五ニ相當スル金額
 第八十二條 文官、教育職員若ハ待遇職員在職年一年以上十五年未滿ニシテ在職中死
 亡シ又ハ警察監獄職員在職一年以上十年未滿ニシテ在職中死亡シタル場合ニハ其
 ノ遺族ニ一時扶助料ヲ給ス
 前項ノ一時扶助料ノ金額ハ公務員ノ死亡ノ當時ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ其ノ
 公務員ノ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第七節 任用及び解職

市町村立小學校長及び教員の任用及び解職は總て府縣知事の職權である。而して任用に就いては、成るべく該地方に適當な人物を

解職

得るため、市は市長又は市町村學校組合管理者、町村は郡長の申請に依つて府縣知事が之を任命し、解職に就いては、申請を待たないで、府縣知事が直ちに之を行ふ。(令四四参照)
 小學校教員は、一旦任用された以上は府縣知事に於て濫に解職することには出来ない。若し規定の正條に因らないで解職しようとする場合には、一々文部大臣の指揮を受けなければならぬ。

休職

一、休職 市町村立小學校正教員が、左の各號の一に該當するとき
 は、府縣知事は之に休職を命ずることが出来る。休職者は職務に従事しない外、總て在職者と同様である。(規則一二二、一二五、参照)
 (一) 傷痕を受け、若しくは疾病に罹つたため、職務を行ふに妨あるとき。

(二) 學校編制の變更又は訴願の裁決に因つて、過員を生じたこと

當然休職

- (三) 教員養成を目的とする官立、府縣立學校に入學したとき。
 - (四) 名譽職たる町村長及び助役に當選したとき。
 - (五) 私立小學校の教員、又は外國で本邦人を教育するため設置した學校の教員となつたとき。
 - (六) 刑事事件に關して、告訴又は告發されたとき。
 - (七) 一年現役兵として服役した後、陸軍補充令第三十七條に依り、勤務演習に召集されたとき。
- 當然休職 市町村立小學校教員にして、陸海軍の現役に服してゐる者、又は戰時事變に際して召集された者は當然休職になる。但し徵兵令第十四條の規程に依り、一年現役兵として服役する者、又は陸軍六週間現役に服する者は此の限りではない。

(規則一二三參照)

退職

當然退職

失職

- 二、退職 市町村立小學校正教員が、左の各號の一に該當した場合には、府縣知事は之に退職を命ずることが出来る。(規則一二六參照)
- (一) 不具、廢疾又は身體若しくは精神の衰弱に因つて、職務を執るに堪へぬとき。
 - (二) 傷痕を受け、若しくは疾病に罹つて、其の職に堪へないため、又は自己の便宜のために退職を出願したとき。
 - (三) 休職者が復職したために、其の代員を要しないとき。
- 當然退職 市町村立小學校の正教員が、左の各號の一に該當するときは、當然退職となる。(規則一二八參照)
- (一) 當該學校が廢せられたとき。
 - (二) 休職の期間が満ちたとき。
- 三、失職 市町村立小學校正教員が、免許狀褫奪の處分を受けるか、又は其の免許狀が効力を失ふかしたときは、當然其の職を失ふ

懲戒處分

ものである。(規則一二九参照)

第八節 懲戒處分業務停止

一、懲戒處分

市町村立小學校長及び教員が職務上の義務に違背し、若しくは職務を怠つたとき、又は職務の内外を問はず、體面を汚辱する所爲のあつたときは、府縣知事は、之に懲戒處分を行ふ。懲戒處分には、**譴責・減俸及び免職**の三通りある。(令四八参照)
譴責とは文書を以て公然戒飭することはいひ、減俸とは一個月以上一個年以下の範圍に於て、俸給月額三分一以下を減給することはいひ、免職とは教員の職を罷免することはいふ。免職の處分を受けた者は、二個年を経過しなければ、再び教員の職に就くことは出来ない。教員としての體面を汚辱する行爲があつて、其

の情狀の重いものは、免許狀を褫奪される。

(規則一四二、一四三、令四九参照)

業務停止

二、業務停止

私立小學校長及び教員は、市町村立小學校教員と同じく、國民教育に關與するものであるけれども、國家は之を官吏として待遇しない。従つて、市町村立小學校教員の懲戒されると同様の所爲があつた場合には、府縣知事は、一個月以上二個年以下、其の業務を停止する。(令四八規則一四五参照)

處分の解除

免職若しくは業務停止の處分を受けた教員にして、改悛の實の顯著なもの、其の期間内でも、府縣知事に於て、特に文部大臣の認可を受け、其の處分を解くことが出来る。又府縣知事が行つた免職若しくは業務停止、又は免許狀褫奪の處分に對して不服のある者は、文部大臣に訴願することが出来る。(規則一四七、令五〇参照)

訴願

得 小學校教員心

第九節 小學校教員心得

小學校教員は、常に國民の模範を以て任ずる覺悟がなければならぬ。従つて精神の修養に留意し、人格の向上を圖るべきは勿論である。免許狀があつて、教員の資格さへ備へてゐれば、それで澤山だとするが如きは、以ての外の不心得と謂ふべきである。左に掲げた小學校教員心得は、明治十四年六月文部省達第十九號を以て發布されたもので、懇切に教育者の服膺すべき事項を指示し、實に吾人の規箴とするに足る。教育者たるものは、須く熟讀翫味して之が實行を期せねばならぬ。

○小學校教員心得

小學校教員の良否は普通教育の弛張に關し、普通教育の弛張は國家の隆替に係る。其任たる重且大なりと謂ふべし。今夫小學校教員其人を得て普通教育の目的を達し、人々をして身を修め業に就かしむるにあらずんば、何に由てか尊王愛國の志氣を振起し、風

道徳教育

俗をして淳美ならしめ、民生をして富厚ならしめ、以て國家の安寧福祉を増進するを得んや。小學校教員たる者宜く深く此意を體すべきなり。因て其恪守實踐すべき要款を左に掲示す。苟も小學校教員の職にあるもの、夙夜匪懈服膺して忽忘すること忽れ。

明治十四年六月

文部卿 福 岡 孝 弟

一人を導きて良善ならしむるは、多識ならしむるに比すれば更に緊要なりとす。故に教員たる者は、殊に道徳の教育に力を用ひ、生徒をして皇室に忠にして國家を愛し、父母に孝にして長上を敬し、朋友に信にして卑幼を慈し、及び自己を重んずる等、凡て人倫の大道に通曉せしめ、且常に己が身を以て之が模範となり、生徒をして徳性に薰染し、善行に感化せしめんことを務むべし。

一 智心教育の目的は、専ら人々をして智識を廣め、材能を長じ、以て其本分を盡すに適當ならしむるにあり。豈徒に聲名を博取し、奇功を貪求せしめんがためならんや。故に教員たる者は、宜

智心教育

身體教育

心

徳の方面

人格の體潔

衛生・體育の必要

しく此旨を體認し、以て生徒智心上の教育に従事すべし。
一 身體教育は獨り體操のみに依着すべからず、宜しく常に校舎を清潔にし、光線溫度の適宜及び大氣の流通に留意し、又生徒の健康を害すべき癖習に汚染する等を豫防し、以て之に従事すべし。

一 鄙吝の心志、陋劣の思想を懷くべからざるは、人々皆然りと雖も、特に教員たる者は、自己の心上に於て、最も謹で之を除去せざるべからず。蓋し幼童の智徳を養成し、身體を發育するの重任に膺り、以て世の福祉を増進するの實効を奏するは、固より鄙吝陋劣にして、偷安貪利を事とする徒の、敢て能くすべき所にあらずればなり。

一 學校管理上に缺くべからざる快活の氣象は、心神萎靡せる人の能く具有すべき所にあらず。又生徒教授上に缺くべからざる

學力の修養

教員の日課

許多の勞力は、身體孱弱なる者の能く寧耐すべき所にあらず。是故に教員たるものは、宜しく特に起居飲食等の常度を守り、散鬱及び運動等の良規に循ひて、其身心の健康を保全し、以て其職務を盡すの地を做さんことを務むべし。

一 教員たる者は、唯小學校教則中に掲ぐる所の學科に通ずるのみを以て足れりさせず、博く教則外の學科に涉らんことを要す。苟も此の如くならざれば、條ち教授上に破綻を生じて、生徒の信憑を失ひ、遂に其身を學校の上に置く能はざるに至るや必せり。

一 教員たる者は、常に整然たる秩序に由り、學識を廣め、以て其心志を練磨せんことを務むべし。否らざれば、決して教授の實効を奏する根柢を立つる能はず。蓋し我が練磨せざるの心志を以て、能く他人の心志を練磨し得るものは、未だ曾て之あらず

心志の練磨

教育法の活用

味川 教育法

心理・生理の講究

學校管理の訣

るなり。

一師範學校等に於て、嘗て學習せし所の教育法は、概ね其一様子たるに過ぎざるものなり。故に教員たる者は、徒に之を蹈襲するを以て足れりこせず、宜しく常に自ら其得失利害を考究取捨し、以て之を活用せんことを務むべし。

一人の心神及び身體の組織作用に至つては、教員たるもの最深く意を留め、講究と經驗とに由りて、其原理・實際に精通せんことを要すべし。否らざれば、假令致々汲々として教育に従事するも、遂に臆度妄作の弊を免るゝこと能はざるなり。

一學校管理の事は、之を教授の事業に比すれば、更に困難なりとす。故に教員たるものは、常に人情世態を審にし、通義・公道を辨じ、且事を處する方法、務を理するの順序等を暗練せざるべからず。

校則の厲行

教師の三徳

學校統理上必要なる諸徳

一校則は校内の秩序を整肅ならしむるに止らず、兼ねて生徒の徳誼を勧誘するの要具たり。故に教員たる者は、能く此旨趣を體認し、以て之を執行せざるべからず。校則の精神

一熟練・懇切・黽勉の三者は、亦教育上に缺くべからざるの美事たり。故に教員たる者、能く此三者を具備して、其事に従ふときは、獨り教授の實効を奏するを得べきのみならず、又生徒をして、不知不識此等の美事に感化し、習慣自然の如くならしむるに至るべし。

一學校を統率するは、殊に剛毅・忍耐・威重・懇誠・勉勵等の諸徳に由るべし。蓋し剛毅にあらざれば、難に勝る能はず、忍耐にあらざれば、久を持する能はず、威重にあらざれば、人を服する能はず、懇誠にあらざれば、衆を懐くる能はず、勉勵にあらざれば、事を成す能はず。

寛厚・中正

一生徒若し黨派を生じ、争論を發する等の事あらば、之を處置する極めて穩當詳密にして、偏頗の弊なく、苛刻の失なからんを要す。故に教員たるものは、常に寛厚の量を養ひ、中正の見を持ち、就中政治及び宗教上に涉り、執拗矯激の言論をなす等のごとあるべからず。

善良なる性行

一人として善良の性行を有すべきは、言を俟たずとも、教員たる者に至りては、最も善良の性行を有せざるべからず。否らざるときは、獨り幼童の徳性を涵養し、善行を誘掖すること能はざるのみならず、却つて其の天賦を戕賊するに至るべし。蓋し幼童の中心たる、至虚至冲にして、外物のために感染せらるゝこと極めて鋭敏なればなり。

品行・學識・經驗

一教員たる者の品行を尙くし、學識を廣め、經驗を積むべきは、亦其職業に對して盡すべきの務と謂ふべし。蓋し品行を尙くす

カミヨウキ

校務の種別

るは、其職業の品位を貴くする所以にして、學識を廣め、經驗を積むは、其職業の光澤を増す所以なり。(教育學第四編第四章参照)

第十一章 小學校の事務

第一節 校務の種別

小學校は、幼少な兒童を對象として教育を行ふ所であるから、何事も簡単なやうであるけれども、實はさうでない。處理すべき事務の複雑多岐なことは、世人の想像以上である。學校長は、此等の校務を統一して全體の責任を負ふものであるが、しかし、一人で直接に其の總てを處理することは困難である。是れ校務分擔の必要な所以である。

校務は通常學級事務、教科事務及び統括事務の三種に區別する。今其の要領を左に記述しよう。

學級事務

一 學級事務

各學級の兒童の教育は、學級擔任の正教員が之に當るべきものであるから、學級に關係のある一切の事務も、亦總て擔任教員の手で處理しなければならぬ。學級事務の大要は左の通りである。

- (一) 擔任學級の教授細目の立案、及び教案、教授録等に關すること。
(教授指導用)
- (二) 擔任學級兒童の成績考査に關すること。
- (三) 擔任學級兒童の身體検査に關すること。
- (四) 擔任學級兒童の出缺席調査に關すること。
- (五) 擔任學級の學籍簿を調製すること。
- (六) 擔任學級兒童保護者との聯絡に關すること。
- (七) 擔任學級兒童の看護に關すること。
- (八) 擔任學級兒童の學用品に關すること。
共同の場合、標準

教科事務

二 教科事務

- (九) 擔任學級教室の整理に關すること。
 - (一〇) 學級日誌、其の他の帳簿の記入保管をなすこと。
 - (一一) 其の他擔任學級經營上諸般の事務。*(全部事務)*
- 教科全體を文科、理科、技能科等に大別して、其の一部毎に、又は各教科毎に、擔任教員を置き、低學年から高學年を通じて、其の教科の研究調査をさせるのは、所謂教科擔任である。教科擔任は一人で之に當ることもあり、又數人の共同して之に當ることもある。數人で之に當る場合には、係長を置くがよい。教科事務は大要左の通りである。
- (一) 擔任教科の教授細目の立案、修正に關すること。
 - (二) 擔任教科の教授法に關して、常に研究をなすこと。
 - (三) 擔任教科に於ける各學年の教授の聯絡統一を圖ること。
 - (四) 擔任教科に關する圖書器械、標本等の設備、整頓をなすこと。

事務
庶務
會計

統括事務

附屬(大)事務
庶務
庶務
庶務
庶務
衛生
庶務

(五) 擔任教科の兒童學用品に關すること。
(六) 研究録其の他擔任教科に關する帳簿の記入保管をなすこと。

(七) 其の他擔任教科に關する諸般の事務。

三、統括事務 統括事務とは學校全體に關する事務のことである。

此等の事務は、其の種類が多いから、適宜之を分類しなければならぬ。今普通の分類に従ひ、之を教務、庶務、會計の三に分けて事務の概要を左に記さう。但し大規模の學校では、尙之を細別する必要があるであらう。

- (一) 教務係
 - (イ) 教授細目・訓練要目・教案・教授録に關すること。
 - (ロ) 日課表・兒童成績考査に關すること。
 - (ハ) 兒童の入退學・出缺席・卒業・修業・學習證書に關すること。

(二) 諸儀式及び諸種の會合に關すること。

(ホ) 兒童の衛生身體検査に關すること。

(ヘ) 圖書器械標本の整理保管に關すること。

(ト) 教務に關する帳簿の整理保管に關すること。

(二) 庶務係

(イ) 公文書の往復保管に關すること。

(ロ) 諸願届書類の保管に關すること。

(ハ) 法令規則書類の取扱保管に關すること。

(ニ) 校印・鎖鑰を保管すること。

(ホ) 校内の整頓清潔及び警備に關すること。

(ヘ) 庶務に關する帳簿の整理保管に關すること。

(ト) 小使の使用に關すること。

(三) 會計係

會計係

表簿の種類

- (イ) 經費豫算に關すること。
- (ロ) 授業料に關すること。
- (ハ) 校地校舎の保管修繕に關すること。
- (ニ) 備品消耗品の請求供給に關すること。
- (ホ) 會計に關する帳簿の整理保管に關すること。

復修費請求書
誰が供給せん
紙日とせしむ筆墨はせしむ
校用にはせしむ

第二節 表簿の種類

校務を處理するには、其の要領を記録すべき一定の表簿を備へなければならぬ。けれども徒に多數の表簿を作り、形式を整へることに汲々たるは謂れのないことである。今重要な表簿の種類を左に記さう。

- (一) 學級擔任に屬するもの。
 教案、教授録、兒童成績考查簿、操行調査簿、出席簿、學

籍簿、學級日誌、家庭通信簿等。

- (二) 教科擔任に屬するもの。

教授細目、研究録、備品目錄、學用品標準表。

- (三) 教務係に屬するもの。

教授細目、訓練要目、教授録、日課表、兒童成績考查簿、
 兒童入退學原簿、學籍簿、出席簿、卒業證書臺帳、兒童身體
 檢査統計表、¹²學年曆(この年の行事)

- (四) 庶務係に屬するもの。

公文書往復綴、願届書綴、職員出勤簿、職員履歷書綴、學
 校沿革誌、學校一覽表、日誌。

- (五) 會計係に屬するもの。

經費豫算表、備品原簿、消耗品受拂簿、
 諸帳簿の保存期限に就いては、或は永久的のもの、或は兒童在學中

保存期限

に限られるもの、或は二三年で十分なものなどいろいろある。適宜其の期限を定め、鄭重に保管すべきである。

第十二章 小學校經營上の諸施設

諸會合

第一節 諸會合

學校教育の効果を擧げ、校務の統一を圖るには種々の會合を催さなければならぬ。蓋し校務の全責任は學校長の負ふ所であるけれど、各職員に諸種の事務を分掌させてあるから、時々會合して協議打合をする必要がある。又學校長が一般職員の意見を徴し、衆議に依つて校務を行ふのは、學校經營上最も穩健で、且有益な事である。其の他兒童の會合、學藝會、運動會等も教育上必要である。今左に會合の種類を列記しよう。

職員會

一、職員會 職員會は職員全體を會し、教授訓練、管理其の他校務上

の重要な事項及び臨時の出來事等に就いて協議するもので、毎週又は隔週に一回之を開くがよい。職員會に於ては各自意見を發表して討議を盡すがよい。面従を事として、陰に喋々是非するやうなことがあつてはならぬ。而して一旦確定した事柄に就いては、職員は絶対に服従する義務がある。又祕密を要する事柄に就いては、堅く戒めて他に漏さないやうに留意せねばならぬ。

批評會

二、批評會 批評會は、或教員の實地授業を一校又は數校の職員が參觀し、之につきて批評討究する會で、教員相互に教授の手腕を練り、教育的識見を養ふに最も有效である。之をなすに當つては、感情に馳せることなく、互にその人格を尊重して、學理と經驗とに依り、眞摯なる批評をなさねばならぬ。

教科研究會

三、教科研究會 教科研究會は、教科擔任者が、該教科に屬する問題に關して、研究調査及び實驗の結果を發表し、之に就いて相互に

學級會

討究するもので、これが正當着實に行はれて居る學校は、教育の效果も亦佳良であると推定することが出来る。
四、學級會 高學年では、一學級の教授が、二三人の教師に依つて行はれるのは珍しくない。かやうな場合には、學級關係の教員が相集つて、時々教授上、訓練上の協議をする必要がある。同學年の學級が二個以上ある場合に、學級擔任者の協議會、又は關係教員全體の合同會等を催して、教授訓練の歩武を齊へる如きも、亦頗る大切なことである。

五、兒童自治會 兒童の自治心、克己心、責任心を養ひ、級風を改善し、引いて校風之美を發揮せんが爲めに、相當な學年から、兒童に自治會を設けしめるがよい。自治會には、學級自治會と學校自治會とがある。^① ② 學級自治會は、凡そ尋常科三學年頃から、各學級に於て毎月

*兒童自治會の
米口その格好、制度ヲ模倣
レテイル、
右ニ格好トモ、
自治會ヲ設
テ
テ
テ
テ
テ*

數回時を定めて之を開くこととするがよい。自治會の司會者は、成るべく兒童の互選によりて、適當なものをして之に當らしめるがよい。しかし教師が常に之を補導することを忘れてはならぬ。

學級自治會の仕事としては、兒童をして各自の學級生活を向上せしめる爲に、彼等の平素氣付いたことを豫め提出せしめ、之を議題として、討議せしめるのであるが、多くは多數決によつて之を決せしめ、教師の許可を経て後に實行せしめるがよい。學級自治會の議題となることは、多く彼等の學校生活を中心として、

- 一、當該學級の掃除整頓、裝飾
- 二、不良な級風の改善、及級の良風を益々向上せしめる諸點
- 三、不良な校風の改善、及學校の良風を益々向上せしめる諸點
- 四、兒童の學習上、及遊戯作業上の希望要求。

五、學校の内外に於て實行し、視察した善行の發表等に就いてあらう。

(2) 學校自治會 全校自治會は、各學級より數名宛選出した委員によつて組織し、毎月一、二回定期に之を開き、全校の兒童生活に關し、學級自治會と略同様の仕方、で、自治的にその生活を向上發達せしめ、以て校風を改善して、公共的情操の涵養に資せんとするものである。

斯の如き自治的訓練は、自學自習の基礎的訓練として、缺くことの出來ぬものであるゆゑ、よく指導して、その目的を達せねばならぬ。

六、學藝會 學藝會は、一學級、數學級若しくは學校全體の兒童を一堂に會し、平常學習してゐる事項を發表させるもので、兒童の獎勵ともなり、保護者に學校教育の實況を知らしめる方便ともなる。

學藝會
教科書、習字、算術、理科、音楽、美術、手工、裁縫、読書、演劇、運動、遊戯、など、を、
が、余り、度、を、す、

るものである。然し成るべく學習以外の事柄に涉つたり、娛樂に傾くやうなことは之を避けるがよい。此の會は毎年一、二回時を定めて開くのを通常とするが、尙時々小學藝會を催すことは、最も有効であらう。

七、運動會 運動會は、校庭又は便宜の場所で、平常行つてゐる體操、遊戯を演習させるもので、體育の獎勵上必要である。されど裝飾等に多額の費用を投ずるのは宜しくない。運動會は春秋二回開くのを常例とする。但し其の一回を遠足會とすることもある。尙時々小運動會を催すことも有効であらう。

かゝる學藝會及び運動會等は、なるべく兒童自らの作業とし、自治會等と聯絡して、全校兒童が自分等の仕事として、進んで實行する様に指導することが大切である。

八、成績品展覽會 兒童の作品を陳列して、展覽會を開くことは、一

成績品展覽會

運動會
體操、演習、會
體操、演習、會
が、合理、的、な、か
運、動、會、上、に
ア、カ、カ、カ、カ、カ
ソ、レ、ロ、東、人、モ
ヨ、カ、カ、カ、カ、カ
モ、コ、リ、

面には兒童の獎勵となり、一面には學校教育の成績を父兄に知らしめる機會を與へ、又教育者其の他の批評を受けて、將來の參考に供するなど、多方面の効果があるものである。

此の展覽會は、兒童作品の全部を陳列するものと、或る教科例へば圖畫手工の作品丈けを陳列するものとある。何れであつても年一回開くのを普通とする。そして優秀兒の作品のみを陳列するやうな非教育的のこを避け、兒童全體の作品を陳列することを原則とせねばならぬ。しかし別に優秀品の部を置き、之に傑作のみを陳列するのも勿論悪いことではない。又前年の作品と對照的に陳列したり、他校の成績品を借受けて、陳列するなどもよいことである。

遠足・校外散步

第二節 遠足・校外散步

遠足は兒童を大自然に觸接せしめて、其の心氣を爽快にし、其の心身を鍛鍊するに頗る有効である。又地理・歴史・理科等につき簡単な實地指導をするにも便利である。今之が實行上必要な事柄を左に記さう。

- 一、各學年に適當せる豫定案を作成すること。これは行くと定めて一日は必ず行ふ
- 二、遠足の實施に當りては、必ず豫め實地を踏査して實施案を作成し、準備に遺漏なからしめること。
- 三、遠足の際、適宜汽車・電車等を利用するのは差支ないが、それが爲めに、徒歩行程の過少とならぬこと。
- 四、遠足は平地のみでなく、成るべく登山させるがよろしい。
- 五、乗車・渡船を要する場合には、兒童の員數に注意し、又乗車・乗船心得を兒童に説示すること。
- 六、救急函を持參すること。

- 七、出發の際、兒童の健康に注意して、疑問ある兒童は臨時止めさせたり、又天候の不良な場合には、全體の遠足を見合したり、臨機の處置を誤らないこと。
- 八、遠足の外、一週間又は二週間に一度位、三十分乃至一時間校外散歩として、各學級任意に學校附近を散歩させるがよい。

校外教授

第三節 校外教授

地理・歴史・理科等に關する知識を正確にし、産業・職業に對する理解を得しめ、且社會的知識を廣める爲め、兒童をして教師引率の下に名所・舊蹟・山川・都邑・田畝・農園・工場・製造場・市場などを見學させることは、教育上最も有効なことである。之が實行上必要な事柄を左に記さう。

- 一、一學期中二回、即ち一學年六回位を度とすること。

- 二、各學級に配した一年間の見學豫定案を作つて置くこと。
- 三、校外教授の際は、豫め見學の場所、研究の事柄に就き、實地調査の上、詳細な指導案を作ること。

四、見學指導の際は、要點を逸せないやうに注意すること。

五、校外教授の前日、兒童に見學の要點を指示し置くこと。

六、校外教授の後は、兒童をして其の要領を整理發表せしめること。

と。

第四節 講堂訓話・朝會・學校揭示

講堂訓話

講堂訓話 兒童を講堂に集めて行ふ訓話は、校訓の實行を期し、全校の訓育を統一する爲めに必要である。一體小學校に於て、全校兒童に對して一緒に訓話を爲すことによつて、些細な事について一々注意を徹底せしめることは困難であるが、訓育の一般方針を了解せしめ、學校意識を發達せしめることは、共同訓練上、缺くべから

朝會
職員朝會
職員朝會
職員朝會

學校揭示

ざることである。

朝會 毎朝始業前十分に、兒童職員一同集合して禮を交換し、簡単な體操を行ひ、且訓戒注意通知などをする會である。此の場合には成るべく兒童をして、補助的任務に當らせるがよい。

學校揭示 學校揭示は、適當の場所に小黑板を掲げ、皇室に關する出來事竝に社會的國家的重要な出來事、其の他兒童に對する報告などを簡明に掲載するものである。兒童は之に依て知らずく、或る印象を得るを以て、教育上有効である。

第五節 訓育方針の統一

小學校教育の本旨は、小學校令に定められ、又畏くも教育勅語は教育の目標である。されば小學校教育の根本方針は明であるが、各學校に於ては、或は土地の情況により、或は兒童の長幼によつて、この

校訓

教育の根本方針を徹底する道を講ぜねばならぬ。現在各科の教授に於ては、此の方法は十分に考究せられてゐるが、訓育に於ては、未だその方案が具體的に整つてゐない。依て各學校に於て實地訓育の方針を統一し、之が徹底を期する爲には、校訓訓練要目、級訓、校歌、校旗などを制定するも一の方法であらう。

訓練要目

級訓

校訓は各學校獨特の事情よりして全校訓育方針の歸一する所を明にするに足るものにて、實踐指導上有力簡明なるものを制定せねばならない。十全を期せんとし、却つて繁雜に流れ、歸趣を失するものは効果が少ない。既に校訓を制定したならば、更にその實踐を指導する爲に、之を具體的に兒童の日常生活と關聯して、各學年に於ける訓練要目を制定するがよい。而して此の要項に基いて、各學級に於ては級訓を定めるがよい。校訓は一旦制定すれば、恒久的のものとして變更しない様にせねばならぬが、級訓は一時的段階的

校歌
校旗

のものとして、實踐の順を追ふて進み、從つて變更せられて然るべきものである。
又學校生活に於ける團體的訓練の一助として、校歌を定め、校旗を作り、卒業式その他學校を代表する場合に、之を用ふることは學校意識を覺醒し、學校生活を中心とする公共的情操の涵養に効果あるものである。

兒童の作業

第六節 兒童の作業

兒童に相應の作業を課して勤勞に馴れ、協同・自治の精神を養はせることは、訓育上大切なことである。しかしながら、一・二學年の兒童は之を除き、三學年以上とするを常例とする。兒童に課すべき作業は通常左の通りである。
級長・副級長 每學期交代に、各學級に級長及副級長を置く、之は兒

昇平下、掃除、曝書、會合

童に豫め候補者若干名を選擧させて、その中から、學校長が之を命ずるがよい。

級長の勤務は、學級自治の責任を負ひ、或は自治會の司會者となり、又學級に於ける敬禮の合圖、教師の命令の傳達、學級の希望申達、其の他すべて學級に關する諸般の事務を處辨するにある。

副級長の勤務は、級長を補佐し、又級長事故ある時に級長に代つて、其の勤務に當るにある。

學級當番 各學級で、毎日兒童當番數名を割宛て、輪番に教室内の整頓、其の他教室諸般の用務に當る。

特別當番 學級當番の外に、各學級に割宛て、各特別教室、圖書室、器械標本室、運動場等の整理に當る。

右に記するもの、外、大掃除、曝書、會合の時の手傳等、臨時に兒童をして相當の勤務に服させるがよい。

兒童召集

第七節 兒童召集

夏期休業は、大抵一個月の長期に亘る。故に休業に際し、休業中の心得を兒童に説示し、且家庭に通知すべきは勿論であるが、そのみで満足することの出来ない場合は、休業中一、二回位兒童全部の召集を行ふことは、又有効のことであらう。

かゝる召集は、午前中、二三時間を度とし、校長から全體に對する訓話をなし、又各學級に於てそれ／＼兒童の状態を観察し、適當の注意を與へると共に、兒童をして發表をなさしめるのである。場合に依ては、學級學藝會を催すのもよい。



第八節

學校と家庭との聯絡

學校と家庭との聯絡

學校と家庭との聯絡を密着にすることは、兒童教育上最も大切な

保護者懇談會

一週Bのつらに失く

ことである。世間往々兒童を學校に托して、自分では一向に顧みない父兄もあれば、時には學校の教育方針をよく了解せず、之と正反對のことを云爲して憚らない保護者のあることもある。是等は例外として、まだ／＼兒童教育に對する興味と理解の足りない家庭が少なくないのは遺憾である。一體兒童の生活は、主に家庭と學校とで營まれるのであるから、是非とも學校と家庭とは、能く聯絡を保ち、協力して行かなければ、教育の萬全を期することは出来ないのである。

學校と家庭との聯絡に就き、施爲すべきことは多くあるが、ここには保護者懇談會、學校雜誌、家庭訪問につき、其の要點を記さう。

保護者懇談會 保護者懇談會は、(一)保護者全部を同時に招集するものと、(二)學級別に催すものと、(三)個人別に催すものがある。全部の懇談會では、校長の談話、學級主任の懇談、授業參觀、成績品

陳列等をなし、學級別個人別の懇談會では學級主任との懇談を主とする。此の三種の懇談會は、一個年少くも一回宛開催すべきである。

學校雜誌

學校雜誌 家庭との聯絡に就ては、學校雜誌を發刊するのがよい。そして一學期一回でもよいが、成るべくは月刊にしたいものである。之には家庭欄、雜報欄、兒童欄などを設け、家庭欄には教育の主義方針、教育上の意見、家庭の協力を求める事柄、家庭の注意を喚起すべき事柄など、雜報欄には、遠足、校外教授、其の他會合の豫報、兒童又は卒業生の著しき出來事など、兒童欄には兒童の創作に係る綴方を掲載するがよい。そして雜誌編輯に就ては、職員中に擔任者を置いて、之に當らしめるがよい。只對外的に學校の意志を發表するのであるから、學校長は、編輯上の統一を計ることを忘れてはならぬ。

家庭訪問

家庭訪問 保護者を學校に招致するの外、學校からも、學級主任が家庭を訪問するの必要がある。それは兒童の生活環境なる家庭の状況を知らなければ、兒童個々に適合した教育を行ふことが出來ないからである。しかし家庭訪問は、往々他の誤解を招き、他に迷惑を掛けるなどのことが起り易いから、周到な注意を以てしなければならぬ。因に米國には、家庭訪問専務の職員を置くの制度があつて、漸次普及しつつある。これも一の制度であらうと思はれる。

職員の看護當番當直

第九節 職員の看護當番當直

職員は兒童看護の爲め、毎日交代に當番勤務をなすのを常例とする。當番の職員は、始業前三十分に必ず出勤して、校舎の内外を巡視し、

休憩時間には運動場に出て、兒童の運動遊戲を監督指導し、臨時の出來事あらば、適宜之を處置する等の勤務に服するのである。そして放課後三十分間は居残りて、當日の任務を完了し、當番日誌に要領を記載して、次番に引次ぐのである。
又職員は交代に當直しなければならぬ。之は種々の事情から主として男教員が當る慣例であるが、女教員の多い學校では、晝間の當直は女教員も分擔すべきであらう。

學校視察

第十節 學校視察

小學校の教育は、人間としての基礎を兒童に與へる事業であるから、之れほど困難なことはない筈である。如何に優良の教員でも、毎日の仕事に満足するほど立派に出來るものではない。常に或る悔恨を残しつゝ、日に追はれ時に追はれて、進んで行くのは、實に教師

教育測定及び學校調査

第十一節 教育測定及び學校調査

の生活ではあるまいか。されば教員は新刊の圖書を読み、講習、講演に出席して、知徳の修養を圖るべきは勿論であるが、又一面には成績顯著な遠近の學校を視察して、自己を反省し、識見を廣め、以て教育の進歩を圖ることが必要である。故に學校視察は、單に校長のみに偏せず、廣く凡ての教員も加はり得る様にし、そして視察した要領及び所感等は、職員會に於て發表し、且研究しなければならぬ。
教師の良言を以て己の良言と爲し、其の良言を以て己の良言と爲す。教育作用の諸問題は、必竟教育の効果如何に歸着するのである。教育の効果が、立派に擧つてこそ、始めて其の學校は優良だと云ふことが出来る。そこで此の教育の効果を知るものが所謂教育測定である。教育測定によつて人物を測定することは、事實上困難なことがあるが、知育、體育の効果は、一定の標準尺度を定めて測定すること

教育測定の尺度

教育測定
米石行ヤヤヤヤ

が出来る。そして同一の尺度を同学年の児童に行へば、何處の學校
とも比較が出来るのである。之は從前行はれた比較試験の如きも
のでなく、十分科學的に且客觀的に行はれなければならぬ。かゝる
教育測定を行ふことは教師の反省を促し、教育の能率を高めるに
必要なことである。

學校調査

學校調査 又右の如き單なる教育効果の測定に限らず、一般に或
學校の組織全體につき、或は經濟上より、或は法制上より、或は設備
上より、或は衛生上より學齡兒童の就學歩合、地方經濟と教育費と
の割合、教員の資格及び待遇、學級の編制、兒童數、卒業生狀況、其の他
地方の生業と學校教育との關係等を詳細に調査し、一の自治體に
於ける義務教育機關としての學校を、各方面より調査して見るこ
とは、單に學校内の教育に關係するもののみでなく、義務教育に關
係する地方の凡てのものに注意を喚起し、小學校教育の振興上極

めて有効なることである。

第十三章 小學校の費用負擔及び
授業料

第一節 費用の負擔

費用の負擔

市町村に於て小學校を設置し、之を經營するには相當の費用を要
することは勿論である。而して其の費用の概目は、(一)設備及び其の
維持の費用、(二)職員の俸給、旅費、其の他諸給與、(三)校費である。是等の
費用は、當該市町村が負擔するのが本則である。けれども、小學校の
設置は市町村が之に當る外、學校組合に依り、又は其の學區に依る
場合があるから、其の費用も亦市町村又は學校組合、又は其の學區
が之を負擔するのである。(令五一、參照)
學區長及び其の代理者並に學務委員が、國の教育事務を執行する

ために要する費用も、亦小學校設置に關する費用と同じく、市町村又は學校組合、又は其の學區に於て之を負擔すべきものである。

(令五五參照)

兒童教育事務を、他に委託する場合に要する費用も、亦當然該町村、學校組合、又は其の學區の負擔すべきものとなつて居る。(令五一參照)尋常小學校の設置に關する費用は總て市町村自治體の負擔に屬することは、以上記述した通である。但し種々の事情によつて、その負擔の不可能な時には、左に示す如く、上級の自治體たる府縣又は國家が之を補助する。

府縣の補助

一、府縣の補助

- (一) 一町村の資力が、尋常小學校の設置に關する費用の負擔に堪へないのみならず、其の設置のために、他の町村と學校組合をも設けることが出来ない場合、
- (二) 町村學校組合の資力が、尋常小學校

校の設置に關する費用の負擔に堪へない場合、又は町村學校組合の一部たる町村の資力が、其の學校組合の費用の負擔に堪へない場合、(三) 町村又は町村學校組合の資力が、兒童教育事務の委託に關する費用の負擔に堪へない場合、(四) 市の資力が、尋常小學校の設置に關する費用の負擔に堪へない場合の、何れかに該當するものと府縣知事が認めた場合には、府縣知事は府縣參事會の意見を聞き、文部大臣の指揮を受けて、町村又は市に相當の補助を與へなければならぬ。(令五四參照)

右の外、府縣は市町村立小學校教育費補助のため府縣費支出(北海道は地方費)の件(明治四十年勅令第二百十七號)に依り、市町村立小學校教育費國庫補助法に基づいて配賦される額に等しい金額を支出し、之を以て市町村立小學校教員の加俸、又は住宅費の補助に充てねばならぬ。

特別
定額

國家の補助

三、國家の補助

國家は國民教育を尊重し、教育者を優遇する趣旨に依り、明治三十三年法律第六十三號を以て、市町村立小學校教育費國庫補助法、同三十二年勅令第四百三十五號を以て、教育基金令を公布し、何れも同三十三年四月から之を實施して居る。前者は、毎年豫算を以て定める所の金額を補助金として國庫から支出し、其の半額は市町村立小學校の本科正教員數に比例し、他の半額は、市町村立小學校本科正教員中、五年以上同一府縣内に勤續する者の數に比例して、各府縣に配賦し、よつて以て、市町村立小學校教員の年功加俸、及び市町村立尋常小學校教員の特別加俸に充てることを規定したもので、後者は國庫に保管してゐる教育基金(明治二十七八年戦役の結果、清國から得た償金中一千萬圓)の利子を各府縣に配當して、市町村立尋常小學校の校地、校舍の設備費

ハ 八年一千万圓
 大正七年三月四千万圓
 七年七月四千万圓
 七年七月五百万圓

に貸付し、且市町村立小學校教員の獎勵、其の他普通教育に関する費用に充つべきことを規定したものである。

大正七年三月に至り、政府は更に法律を以て、市町村義務教育費國庫負擔法を發布し、毎年一千萬圓を支出して、市町村立小學校教員の俸給の一部を、國家自ら支辨することとした。之は一面には、市町村に於ける教育費増大の結果、其の負擔の過重なるを救ふため、一面には教員の待遇を高めるため、政府の英斷に出たもので、教育界の一大福音と謂ふべきである。然るに爾後世界大戰に伴ふ世態の變移と共に、市町村の教育費が頻りに膨脹し、殆ど其の負擔に堪へないものも少なくないやうになつた。是に於て、或は小學校の經費を國庫の負擔とせよと説くものもあり、或は國庫の負擔額を大に増加せよと論ずるものもあり、とても此の儘では立ち行かぬといふことは、最早全國の輿論となつたの

である。乃ち第四十六議會に於て、此の法律の改正案が議決せられ、國庫負擔金三千萬圓を増加することとなり、大正十二年三月二十八日法律第二十號を以て該改正法が公布せられた。吾人は國家がよく輿論を容れて、此の改正を斷行したことに對して、感謝しなければならぬ。尙此の改正に伴ひ、大正十二年六月十九日勅令第三百十五號を以て、市町村義務教育費國庫負擔法ノ施行ニ關スル件を公布せられ、同二十日文部省訓令第十六號を以て、市町村義務教育費國庫負擔法施行規程の改正があつた。左に參考のため、教育基金特別會計法・教育基金令・市町村立小學校教育費國庫補助法及び市町村義務教育費國庫負擔法を掲げよう。

教育基金特別會計法

○教育基金特別會計法

(明治三十二年三月 法律第八十號)

- 第一條 教育基金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般會計ト區分シ特別會計ヲ設置ス
- 第二條 價金特別會計資金ノ内千萬圓ハ教育基金ニ組入ルヘシ
- 第三條 教育基金ハ普通教育費ニ使用ス
- 第四條 前項普通教育費ノ使用ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五條 教育基金ヲ使用セントスルトキハ其ノ金額ヲ一般ノ歳入ニ組入レ一般ノ歳出トシテ拂出スヘシ但シ元資金千萬圓ハ之ヲ費消スルコトヲ得ス
- 第六條 教育基金ハ大藏省預金ニ寄託シ其ノ利子ハ之ヲ基金ニ編入スヘシ
- 第七條 政府ハ毎年教育基金特別會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ帝國議會ニ提出スヘシ

○教育基金令

(明治三十二年十一月勅令第四百三十五號 大正三年十二月勅令第二百五十九號改正)

- 第一條 教育基金ハ本令ニ依リ之ヲ使用ス
- 第二條 教育基金ハ文部大臣ニ於テ其ノ一部ヲ前前年度末現在ノ學齡兒童數ニ應ジテ北海道及府縣ニ配付シ他ノ一部ヲ普通教育ノ普及改善ニ關シ必要ト認ムル費用ニ使用ス
- 第三條 北海道及府縣ハ前條ノ配付金ヲ以テ教育資金ト爲シ特別會計ヲ設置スヘシ教育資金ハ北海道地方費又ハ府縣費ヲ以テ之ヲ補充スルコトヲ得

教育基金令

市町村立小學
教育費國庫
補助法

- 第四條 教育資金ヨリ生スル收入ハ之ヲ資金ニ編入スヘシ
- 第五條 教育資金ハ左ノ各號ノ用途ニ之ヲ用フルモノトス
 - 一 公立小學校設備費ノ貸付又ハ補助
 - 二 公立小學校教員ノ疾病療治料
 - 三 公立小學校教員ノ獎勵其ノ他地方長官ニ於テ普通教育ノ普及改善ニ關シ必要ト認ムル費用
- 第六條 前條第一號ノ規定ニ依リ使用スル教育資金ハ特別ノ必要アル場合ニ於テ公立尋常小學校ノ校地校舍ノ設備費ニ充ツル爲之ヲ市町村又ハ之ニ準スヘキ公共團體ニ貸付シ市制又ハ町村制若ハ之ニ代ハルヘキ制ヲ施行セサル地方ニ在リテハ之ヲ小學校設置區域ニ補助ス
- 公立高等小學校ノ校地校舍ニシテ變災ニ罹リ設備ノ復舊ヲ要スル場合ニ在リテハ前項ノ規定ヲ準用ス
- 前二項ノ貸付金ニ對シテハ一年百分ノ五ノ利子ヲ附セシムヘシ
- 第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル補助金額ハ設備ニ要スル費用ノ十分ノ五以内トス
- 第七條 地方長官ハ教育資金使用ニ關スル規程ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

○市町村立小學校教育費國庫補助法

(明治三十三年三月法律第六十三號)
(同四十二年三月法律第五號改正)

市町村義務教
育費國庫負擔
法

- 第一條 市町村立小學校教育費ヲ補助スル爲國庫ハ毎年豫算ヲ以テ定ムル所ノ金額ヲ支出ス
- 第二條 前條ノ補助金ハ市町村立小學校教員ノ年功加俸及市町村立尋常小學校教員ノ特別加俸ニ充ツ其ノ加俸ニ關スル方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三條 第一條ノ補助金ハ其ノ半額ハ市町村立小學校ノ本科正教員數ニ他ノ半額ハ市町村立小學校ノ本科正教員ニシテ五年以上同一府縣内ニ勤續スル者ノ數ニ比例シテ之ヲ北海道及府縣ニ配賦ス
- 附 則
- 第四條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス
- 第五條 市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法及小學校教育費國庫補助法ハ之ヲ廢止ス
- 第六條 本法施行ノ際市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法ニ依リ現ニ年功加俸ヲ受クル者ニハ同一學校ニ勤續スル間仍其ノ加俸ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ本法ニ依リ年功加俸ヲ受クル者ハ此ノ限ニ在ラス
- 前項ニ依リ支給スル金額ハ第三條ノ配賦金ヨリ支出ス

○市町村義務教育費國庫負擔法

(大正七年三月法律第十八號)
(同十二年三月法律第二十號改正)

第一條 市町村立尋常小學校教員ノ俸給ニ要スル經費ノ一部ハ國庫之ヲ負擔ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ國庫ノ負擔トシテ支出スヘキ金額ハ毎年度四千萬圓ヲ下ラサルモノトス 大正十二年七月十四日附則第七條

第三條 國庫支出金ハ第五條ノ交付金額ヲ除キ其ノ三分ノ二ハ市町村ニ三分ノ一ハ第四條ノ交付金額ヲ除キ町村ニ各其ノ半額ヲ前年六月一日ニ於ケル市町村立尋常小學校ノ教員數ニ他ノ半額ヲ前年六月一日ニ於ケル市町村ノ就學兒童數ニ比例シテ交付ス

第四條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ資力其ノ他ノ事情ニ依リ必要アリト認メタル市ニ對シ前條ノ規定ニ依リ當該市ノ受クル金額ノ二分ノ一ヲ超エサル範圍内ニ於テ特ニ交付金額ヲ増加スルコトヲ得

前項ノ増加交付金ノ總額ハ規定ニ依リ市ニ交付スル金額ノ十五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第五條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ資力其ノ他ノ事情ニ依リ必要アリト認メタル町村ニ對シ國庫支出金ノ十分ノ一ヲ超エサル範圍内ニ於テ特ニ交付金額ヲ増加スルコトヲ得

第六條 本法ニ定ムル市町村立尋常小學校教員中ニ算入スヘキ代用教員ノ範圍ハ文部大臣之ヲ定ム

第七條 本法ノ適用ニ付テハ市町村組合ハ之ヲ市町村組合及町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル町村ニ準スヘキ公共團體其ノ組合又ハ小學校設置區域ハ之ヲ町村ト看做ス

本法ノ適用ニ付テハ市町村立尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ハ之ヲ市町村立尋常小學校ト看做ス

附 則

本法ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

經費の豫算

豫算案

議決

第二節 經費の豫算

市町村は其の經營上相當の經費を要するから、毎年翌年度に於ける歳出歳入の豫算案を經常費と臨時費とに分けて調製して之を決定しなければならぬ。而して其の立案は市町村長が之に當り、議決は市町村會が之を爲すのである。市町村立小學校に關する費用も亦固より市町村の經費に屬するから、其の豫算を調製するのは全く市町村長の權能で、學校長教員は法規上何等容喙すべき權利はない。然るに學校の事情に精通してゐる學校長の意見を徴する

豫算の執行

のは、市町村長の取るべき態度であると同時に、又忠實に學校の將來を考へて豫算の案を立て、之を市町村長に提出してその参考に供するのは、學校長たるもの、當然の職務である。故に豫算の調製期が來たならば、學校長は豫算調書を市町村長に進達し、尙口頭で詳細に之を説明して、その了解を求めなければならぬ。

市町村會で議決された豫算は、新年度から着々之を執行しなければならぬ。而して之が執行の責に當るものは市町村長である。従つて小學校長は、市町村立小學校の豫算を執行して、經費支出の衝に當るものではないけれども、多少の便宜法を採らなければ、實際に差支へることがある。故に市町村長は、通常の備品消耗品等の購入に就いては、支出金額の最多限と手續を定めて、學校長に委任するが得策である。此の場合には、學校長は其の手續を嚴守し、且帳簿の記入を正確にして、差誤や疎漏のないやうにしなければならぬ。

授業料

第三節 授業料

無授業料制度

小學校で、兒童の保護者から授業料を徴收することの可否に就いては、各論據がある。我が國では、小學教育開始以來之を徴收したり、徴收しなかつたりして幾多の變遷があるけれども、今日は諸文明國の例に倣つて、無授業料制度を採ることゝなつて居る。蓋し國民教育普及の上から、誠に至當な事と謂ふべきである。

授業料の徴收

されど從來専ら授業料の收入に依つて學校を維持し來つた地方で、其の財源を失ふために、苦境に陥る虞のある場合には、特に府縣知事の認可を受けて、授業料を徴收することも出来る。但し此の場合には、市は一個月二十錢以下、町村は一個月十錢以下とし、學年に依つて差等を設けることを許さないことになつてゐる。

(令五七、規則一七四、一七八、參照)

以上は、義務教育を行ふ尋常小學校に就いての規定であるが、高等小學校は其の性質が強制的のものでなく、之を設置するに否は、全く市町村の任意に屬するものだから、授業料を徴收するに否も亦市町村の隨意である。若し之を徴收する場合には、市は一個月六十錢以下、町村は一個月三十錢以下に於て其の金額を定め、府知事 審廳の許可を受けなければならぬ。

授業料の免除
授業料の減額

尙特別の事情のあるときには、市町村又は市町村學校組合、町村學校組合に於て府縣知事の認可を受け、期間を定めて、前記の制限を超えた授業料を徴收することも出来る。又貧窮のために、授業料を納め得ないものに對しては、市町村長は授業料の全部又は一部を免除することが出来、又一家の兒童が二人以上同時に就學するときは、市町村長は其の授業料を減額することも出来る。

(規則一七五、一七六、一八〇、参照)

授業料の收入

市町村立小學校の授業料は、市町村學校組合又は其の學區の收入となるもので、直ちに之を學校の費用に充當すべきものではない。又之を徴收することは市町村吏員の管掌に屬し、教員の直接に關與すべきものでない。若し便宜上、教員が徴收の勞を取る場合には、其の取扱を鄭重にして違算のないやうにせねばならぬ。(令五八、参照)

基本財産及び積立金

第四節

基本財産及び積立金積立金を基本財産に含むことあり

市町村自治體は、其の自營のために要する費用、及び法令に依つて其の負擔に屬する費用を支辨する義務を負ふものである。而して其の財源としては、市町村に屬する財産から生ずる收入、使用料、手数料、其の他の諸收入を以て、之に充てるのを本則とし、仍不足のある場合に、始めて市町村税及び夫役、現品を賦課徴收することを得るのである。故に富裕の自治體ならば、基本財産に依る收入、其の他

の収入だけで費用を辨じ得られるが、貧弱な自治體では、僅に徴税に依つて支辨する外、仕方はない。而も之を實際に徴するに、財産の収入のみで維持される自治體は甚だ稀である。故に農産物の不作、商工業の不振、天災、地變等の殃事に遭ふと、忽ち自營することが出来ない窮境に陥る虞がある。然るに教育は、國家の基礎的重要事業であるから、かゝる災禍のために、悪影響を受けないやうに用意して置かなければならぬ。此の目的を達するには、小學校のために特別の基本財産、又は積立金を作ることに肝要である。是れ市町村制に於て、特定の目的のために、特別の基本財産を設け、又は金穀を積立てることが出来るやうに規定された所以である。

基本財産となすべきもの

小學校の基本財産となすべきものは、授業料學校に對する寄附金、歳出剩餘金、山林其の他市町村財産等である。市町村理事者は教育者とも相談して、所謂百年の大計を立て、額の多少を問はず、其の増

殖法を講ぜなければならぬ。年々積立てて止まなかつたら、竟には之によつて、市町村の教育費を支辨することが出来るやうになり、従つて學校の經濟が全く獨立するやうになるであらう。左に市町村制を摘記して参考としよう。

市制第十六條(町村制第九十六條) 市(町村)ハ其ノ必要ナル費用及從來法令ニ依リ又ハ將來法律勅令ニ依リ市(町村)ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ
 市(町村)ハ其ノ財産ヨリ生スル收入、使用料、手数料、過料、過怠金、其ノ他法令ニ依リ市(町村)ニ關スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ市税、町村税及夫役現品ヲ賦課徴收スルコトヲ得
 市制第九條二項(町村制第八十九條二項) 市(町村)ハ特定ノ目的ノ爲メ特別ノ基本財産ヲ設ケ又ハ金穀等ヲ積立ツルコトヲ得

小學校に類する各種學校

第十四章 小學校に類する各種學校

純然たる小學校ではないが、其の目的、課程等が略、小學校に準ずる學校を包括して小學校に類する各種學校といふ。裁縫學校、其の他

其の設置

技藝に關する學校は之に屬する。
各種學校を設置するには、高等小學校や私立小學校を設置する例に準じ、市町村又は私人に於て、知事の認可を受くべきものと定め
てある。但し之を特設しないで小學校に附設することも出来る。之
が教員たるべきものは、小學校教員の資格を有する者、又は府縣知
事の免許を得たるものでなければならぬ。學校長は之を缺いても
差支なく、又必要に應じては之を置くことも出来る。其の他職員
の任用、解職、懲戒、處分、業務停止等は、總て小學校教員の例に依るべき
ものである。(令五、一七規則二〇九—二二、参照)

幼稚園

第十五章 幼稚園

幼稚園は幼稚園令(大正十五年四月三日勅令第七百七十五條)及幼稚園施行規則(大正十五年四月三日勅令第七百七十六條)に準ずるものとして小學校令の支配を受ける。左に幼稚園の目的、保育の項目、職員、園兒數設備

幼稚園の目的

の五項に分けて其の要領を記述しやう。
一、幼稚園の目的 幼稚園は満三歳から尋常小學校に入學するまでの幼兒を保育することを目的とする。保育の要旨は、幼兒の心身を健全に發達させ、善良な習慣を得させて、家庭教育の缺陷を補ふにある。而して保育をなすには、常に心身發達の程度を考へ、苟も難解の事項を授け、又は過度の作業をさせるやうなことなく、又常に幼兒の心情及び行儀に注意し、善良な事例を示して、之に倣はせるやうに務めなければならぬ。
抑、幼兒保育の責任は、家庭が之を負ふべきものであるが、凡ての家庭が幼兒の教育所として適當であるとはいへない。加之小學校入學前に共同生活に慣れさせて置く事は望ましい事であるから、幼稚園の必要は實に此にある。從來我が國の幼稚園が、兎角徴々として振はず、僅かに一部中流社會以上の需要を充すに過

幼稚園の目的
幼稚園の目的は、幼兒の心身を健全に發達させ、善良な習慣を得させて、家庭教育の缺陷を補ふにある。而して保育をなすには、常に心身發達の程度を考へ、苟も難解の事項を授け、又は過度の作業をさせるやうなことなく、又常に幼兒の心情及び行儀に注意し、善良な事例を示して、之に倣はせるやうに務めなければならぬ。
抑、幼兒保育の責任は、家庭が之を負ふべきものであるが、凡ての家庭が幼兒の教育所として適當であるとはいへない。加之小學校入學前に共同生活に慣れさせて置く事は望ましい事であるから、幼稚園の必要は實に此にある。從來我が國の幼稚園が、兎角徴々として振はず、僅かに一部中流社會以上の需要を充すに過

中等科
高等科
幼稚園項目

保育の項目

二、保育の項目 保育の項目は遊戯・唱歌・談話及び手技の四種である。
フレイルが幼稚園の始まり
一八七七年生
ローマの式を参考とする
①自由保育の感官の練習
規則一九五、一九六参照

日本直轄料
主要トスルが
ナカラ直轄
直轄料
料トモロレレ
カチ存貯
四年並ニ
日本直轄料
主要トスルが
ナカラ直轄
直轄料
料トモロレレ
カチ存貯

幼稚園の保育に就いては、彼のモンテッソリー式を参考とするがよい。殊に其の恩物に關する新案に基づいて、我が國の幼兒に適切なものを作成したならば、保育上の便宜が多いであらう。保育の時数は、管理者又は設立者に於て之を定め、府縣知事の認可を受けることになつて居る。(規則一九七、二〇二参照)

職員

幼稚園(一)試乗
保育料の外
保育料あり
遊戯
談話
手技
幼稚園(一)試乗
保育料の外
保育料あり
遊戯
談話
手技

三、職員

幼稚園の職員として、園長及び保母がある。園長は必要に依つて置くことの出来るもので、必設の職ではない。又男女何れでも園長となることが出来る。保母は女子に限り、小學校本科正教員又は准教員の資格のあるものか、検定試験を受けて、保母の免許状を得たものか、でなければならぬ。特別事情あるときは保母免許状の免状を以て置くことの出来る。園長及び保母の任用、解職、懲戒、處分、業務停止は、小學校教員の例に依るべきものである。(規則二〇三、二〇五参照)

園兒數

四、園兒數 幼兒の保育は、其の手續が多くかゝり、躰方の注意も周到でなければならぬから、園兒數の多いことは避けなければならぬ。乃ち一幼稚園の幼兒數は約百二十人と定められ、特別の事情があるときは約二百人まで増加することが出来る。又保母一人の擔當すべき幼兒數は、約四十人以下と定められてある。

設備

以下の時と別とすべきである。

(規則二〇六、二〇七、参照)

五、設備

幼稚園の設備は、左の各項に依らねばならぬ。

(一) 建物は平家造とし、保育室、遊戯室、其の他必要な諸室を備ふべきこと。

(三) 保育室の大きさは幼児五人について、一坪より小さくしてはならぬこと。

(四) 主遊園は幼児一人について、一坪の割合以上であるべきこと。

(五) 四、恩物、繪畫、遊戯道具、樂器、黑板、机、腰掛、時計、寒暖計、暖房器、其の他必要な器具を備ふべきこと。

(一) 敷地、飲料水及び採光窓に關しては、小學校の例に依るべきこと。

(規則二〇八、参照)

小學校の管理及び監督

第十六章 小學校の管理及び監督

校長、監督、知事、他の人、管理、後場の人、監督

第二章第一節乃至第三節に於て、小學校教育事務の性質及び教育行政機關の要領を記述したが、本章では管理及び監督の意義を明かにしようと思ふ。

小學校教育は、國政事務の重要なもので、之に當る機關は文部大臣、府縣知事、郡長、市町村長であることは、既に説いた通りである。是等の機關は、各所管の範圍に屬する國の教育事務を、法の示す所に依つて、職權を以て處理するものである。而して市町村長は、實に小學校教育事務に關して、最後の管掌をなすものである。

市町村長は國の機關として、小學校教育事務を管掌するばかりでなく、尙市町村立小學校を管理する權能を有つて居る。茲に謂はゆる管理とは、市町村立小學校に於て、國民教育を適當に行ひ得るやう校地を選定し、校舍を建設し、備品を備へる等、主に物的設備を爲し、且之が保管の責に任ずることをいふのである。されば市町村立

監督

小學校の管理者たる市町村長は、小學校教員の進退を云爲し、又は小學校教員の執行する國の教育事務即ち教授訓練に干涉し、監督がましい行動を爲すことは出来ない。

監督とは上級官廳が下級官廳の執行する事務に對して、法規に合致してゐるかどうかを監視することを謂ふ。若し法規に反することがあつたら、監督權を以て之に制裁を加へることが出来る。文部大臣、府縣知事、郡長は、所管の教育事務に於ける管理者たると共に、下級官廳に對して監督者の位置を有する。之を詳言すれば、郡長は市町村の教育事務、町村長の管理する教育事務及び教員の執行する教育事務を監督し、府縣知事は郡市の教育事務を監督し、文部大臣は最高の監督者として、全國の小學校教育事務を統理するのである。郡長以上の官廳が、所管内の小學校教育事務を監督するため、設けられた視學機關に就いては、第二章第三節に記述した通りで

ある。(令六〇、六五、六六及本書第二章第一、二、三節参照。)

第十七章 學校衛生

學校衛生の必要

第一節 學校衛生の必要

小學校では體操運動遊戯に依つて兒童身體の發育を圖り、且其の健康を増進すると共に、一面に於て其の障害を除き、健康を保護して、完全な發達を遂げさせねばならぬ。蓋し小學校は多數の兒童の集合する所であるから、不健康を誘起する事があるのみならず、身心が未熟なため刺戟に犯され易い。是れ學校衛生の最も必要な所以である。

學校衛生に於て講究すべき事柄は、設備上の衛生、教授上の衛生、運動上の衛生、心身薄弱者の取扱、身體検査、學校醫學校看護婦、學校病學校傳染病救急療法等を重要な事項とする。左に數節を設けて其

A 設備上の衛生
B 教授上の衛生
C 運動上の衛生
D 心身薄弱者の取扱

第十七章 學校衛生

の要領を記述しよう。

第二節 設備上の衛生

採光

第一 採光

總ての生物は、日光の力に依つて發育し、且存在することが出来るもので、吾人々類も亦此の理に漏れることは出来ない。若し兒童を光線の不足な所に置いたら、其の發育を妨げ、健康を害するばかりでなく、知らず識らずその活氣を殺ぎ、陰鬱不活潑の氣風を馴致するであらう。故に兒童の住所たる教室は、採光に就いて十分注意する必要がある。

採光に關して注意すべき要點は、第八章第三節に記した通りである。光線の不十分なのは尤も忌む所であるが、さりとて強烈な光線が兒童の座席に直射するに、甚しく眼を害するから、須臾も之が注

採光の注意
①窓の掃除
②窓の障子
③窓の位置

通風

第二 通風

意を怠つてはならぬ。

人間の呼吸する空氣の新鮮でなければならぬことは言ふまでもないことである。然るに其の呼氣の中には、炭酸瓦斯や有毒性の揮發物を多く含有してゐるから、人の多く集合する場所の空氣は、忽ち不潔となるものである。故に小學校の如き多數の兒童を收容する所に在つては、周到な注意をしなければ、兒童の健康上測り知らぬ大害を醸すことがある。兒童一人について毎時要する所の新鮮な空氣の量は、約十五立方メートルであるから、空氣千分中に一分の炭酸瓦斯を含有すると、最早不潔となつて人身に害があるのである。されば學校教室の換氣法には多大の注意を拂ひ、常に新鮮な空氣を流通させなければならぬ。換氣法の不十分なために卒倒

炭酸瓦斯の他に腐敗の空氣がある故に換氣の増強を要する。衛生上の害がある。

換氣の注意

したり、頭痛や眩暈を起したりすることのあるのは、珍らしからぬことである。
通風を善くするためには、教室の天井や床下に風抜を付け、又床面に近く通気窓を設けるがよい。而して平常は、窓戸を開放して通気を自由ならしめ、嚴冬の季節でも、毎時課業の終りには、窓戸を開くことを例とするがよい。

暖房

第三 暖房

教室の温度は華氏の六十度を最も適當とする。温度が餘りに低いと心身が萎縮し、又は感冒に罹る處がある。故に冬季は暖房の設備をせねばならぬ。

暖房の設備には種々あるけれども、最も完全なのは蒸氣暖室法である。しかし多額の費用がかかるから、之を一般に、我が國の小學校

に施すことは出来ない。現時廣く行はれてゐるのは火鉢で、次は暖爐である。經費の許す限りは、成るべく暖爐を用ひるがよい。暖爐は室内の空氣を乾燥させて、呼吸器を害する處があるから、常に爐上に金盥を置いて水を盛り、水蒸氣を發散させる必要がある。又一時に燃料を多く加へることなく、常に少量を加へ、燃焼を繼續させて室内の温度を均一にすることを計らねばならぬ。又暖爐に近く兒童を坐せしめてはならぬ。火鉢を用ひる場合には、炭酸瓦斯の發生を少くするため、室外で烈火となした木炭を盛るがよい。又兒童の火傷を防ぐ等のため、金網で之を蔽ふがよい。

清潔法

第四 清潔法

校舎の設備が如何に完全でも、常に清潔法を行はなければ、忽ち衛生上の害を來すものである。我が國民は潔癖だと言はれてゐるけ

れども、歐米諸國の學校と我が國の學校とを比較すると、清潔の程度が遙かに彼に及ばない。これは學校經營者たるもの、大いに考慮すべきことである。かの兒童に教室の掃除をさせるのは、無論させないのが衛生的であるが、其の方法さへ宜しきを得たならば、必ずしも禁止するには及ばないのみならず、訓練上勤勞清潔の習慣を養ふに最も適した作業だと謂つてよからう。

學校清潔法の標準は、明治三十年文部省訓令第一號を以て發布された左の學校清潔方法に據らねばならぬ。

大正五年十二月七日文部省訓令第一號によること。

○學校清潔方法

清潔方法ヲ分チテ日常清潔方法及定期清潔方法及溼水後清潔方法トス

甲 日常清潔方法

一、教室及ヒ寄宿舎ハ毎日人ナキ時ニ於テ先ツ窓戸ヲ開キ如露ヲ以テ少シク牀板及ヒ階段ヲ潤ホシ掃出シタル後濕布ヲ以テ建具校具等ヲ拭フヘシ但掃除ノ爲メニ室内ヲ潤ホスハ生徒ノ再ヒ之ニ入ルマテニ充分乾燥シ了ルヲ度トスヘシ

學校清潔方法

本旨ありき

無距離

無距離

無距離

- 二、教室及ヒ寄宿舎ニハ其ノ人員ニ應シ紙屑籠ト少量ノ水ヲ盛レル唾壺トヲ備ヘ紙片其ノ他棄却物ハ必ス紙屑籠ニ投入シ痰唾ハ必ス唾壺ニ於テシ決シテ室内廊下等ニ放下セシムヘカラス
- 紙屑籠及ヒ唾壺ハ毎日之ヲ掃除スヘシ
- 三、寄宿舎内ニ於テハ戶外ニ於テ用フル履物ヲ禁スヘシ但止ムヲ得サル事情アリテ特ニ之ヲ許ストキハ適宜ノ方法ヲ設ケテ室内ノ不潔ニ陥ラサルコトヲ務ムヘシ
- 四、靴ノ儘昇降スル校舎ノ出入口ニハ人員ニ應シ靴拭ヲ備フヘシ
- 五、寢具ハ毎月少クトモ一回之ヲ日光ニ曝シ被覆寢衣等ハ務メテ洗濯セシムヘシ
- 六、便所ノ尿溝及ヒ注壁等ハ毎日一回水ヲ以テ洗ヒ團房ハ濕布ヲ以テ拭フヘシ種箱ニハ成ルヘク蓋ヲ設クヘシ
- 七、糞壺内ニハ防臭藥トシテ粗製過滿飽酸加里粗製格魯兒滿飽(以上百倍乃至三百倍) 硫酸鐵、泥炭末、木炭末、乾燥土粉、灰等ヲ撒布シ期ヲ悠ラス汲取ラシムヘシ
- 八、食堂、炊事場、浴室、洗面所、洗濯場等ハ時々窓戸ヲ開キテ空氣ヲ通シ惡臭煙氣又ハ湯氣ノ鬱滯ナキヲ務メ且掃除ヲ怠ルヘカラス殊ニ食堂ニ於テハ毎食前如露ヲ以テ牀面ヲ潤ホシ食後ニハ濕布ヲ以テ其ノ食卓等ヲ拭フヘシ
- 九、芥棄場ノ不潔物ハ期ヲ愆ラス搬送セシムヘシ
- 十、下水ハ常ニ疏通セシメ炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ノ下水ハ毎月少クトモ一回大掃除ヲ行フヘシ

十一、庭園、體操場、遊戲場、簷下、椽下等モ亦常ニ清潔ヲ保タシムヘシ
乙 定期清潔方法

定期清潔法ハ毎年少クトモ一回夏休又ハ其他ノ長休ニ際シ之ヲ行フモノトス

十二、先ツ教室、寄宿舎内等ニ在ル机、腰掛、寢臺、戸棚等ヲ室外ニ出シ戸障子、窓懸等ヲ外
シ敷物ヲ剝キタル後如露ヲ以テ牀板及ヒ廊下ヲ潤ホシ天井、四壁、牀板、廊下等盡ク
之ヲ拭ヒ然ル後清水ヲ以テ洗拭スヘシ但汚染殊ニ甚シキ部分及ヒ器具等ハ熱湯
汗若クハ石鹼水ヲ以テ洗拭スヘシ

十三、簷下、牀下等モ手ノ届ク限り之ヲ掃ヒ外部ノ羽目及ヒ簷廻リハ龍吐水等ヲ以テ
洗濯スヘシ

十四、寢具、窓懸、敷物等ニシテ洗濯シ得ヘキモノハ之ヲ洗濯シ其ノ洗濯シ得ヘカラサ
ルモノハ先ツ其ノ塵ヲ掃ヒ書籍、文具等ト共ニ數日之ヲ日光ニ曝シ刷掃スヘシ

十五、器具、寢具等ハ總テ室ノ乾キタル後ニアラサレハ室内ニ持込ムヘカラス
室ハ掃除後五日間以上窓戸ヲ開キテ空氣及ヒ日光ヲ通セシムヘシ

十六、牀板、壁面等ニ腐敗アルモノハ此ノ際之ヲ填塞シ風抜穴、煙突等ノ塵煤ハ之ヲ除
去スヘシ

十七、浴室、洗面所、食堂、炊事場、生徒控所、雨中體操場、便所、下水、芥棄場等ニシテ破損アル
モノハ此ノ際盡ク修理ヲ加ヘ且大掃除ヲ行フヘシ

丙 浸水後清潔方法

洪水ノ爲メ水害ヲ被リタル學校ハ開校前左ノ清潔方法ヲ施行スヘシ

十八、水ニ浸サレタル學校殊ニ寄宿舎ノ建具、牀板等ハ取外シテ空氣ヲ通シ且牀上ノ
汚物泥土ヲ除去シ場合ニ依テハ焚火鉢等ヲ用ヒテ充分ニ乾燥セシムヘシ

十九、建具、牀板、校具、腰張等ノ浸水シタルモノハ清水又ハ熱湯ヲ以テ洗拭シタル後可
成之ヲ日光ニ曝シ充分ニ乾燥セシムヘシ

二十、浸水ノ害ヲ被リタル井戸ハ必ス數回之ヲ浚渫シテ汚物ヲ除キ井戸側ハ清水ヲ
以テ洗ヒ能ク水ノ澄ミタル後ニ之ヲ使用スヘシ但開校後一箇月ハ必ス其ノ水ヲ
煮沸シテ飲用スヘシ

二十一、右ノ外定期清潔方法ニ掲ケタル各項ヲ適宜應用スヘシ

第三節 教授上の衛生

教授上の衛生

教授上の衛生とは、兒童を教授するに當つて注意すべき衛生上の
事項をいふ。今其の主要なものに就いて左に記述しよう。

一、兒童の姿勢 人は萬物の長として、靈妙な活動をなすものであ
るけれども、其の身體は器械學の法則に反することは出来ない。
故に姿勢が整はないで、或は前に傾き、或は左右に偏するなどの

兒童の姿勢

姿勢の標準

ここがあると、骨格筋肉などが正常を得ない爲に、内臓の諸器や脳や神経などを害して、病魔に襲はれることゝなるのである。されば身體を健全に保つ基礎は、實に姿勢を正しくするにあること謂つてよい。此の故に小學校では設備上、机、腰掛の構造、採光の適否などに注意するは勿論、教師は身を以て模範を示し、常に兒童の姿勢を眞直にさせるやうに訓練しなければならぬ。姿勢の標準は左の如くである。

- (一) 直立の場合 上體を眞直にし、頭を正しくし、肩を張らず、下腹に少しく力を入れ、兩足を揃へ、兩手を自然に垂れる。
- (二) 直立讀書の場合 先づ直立の姿勢を保ち、書物の下端を兩手で持ち、肘を少しく前に出し、書物を四十五度の角度に保ち、眼と書物との距離を約一尺二寸とする。
- (三) 着席の場合 上體を眞直にし、頭を正しくし、肩を張らず、下腹

文字

- に少しく力を入れることは、直立の場合と同様である。而して腰部を深く腰掛にかけ、背部を軽く椅背に接し、身體の眞直を失ふから、如何なる場合でも決して椅子に倚りかゝつてはならぬ。兩足は上脚と下脚とを直角にし、牀上に併置して相重ねないやうにし、兩手は股の上に置く。
- (四) 着席讀書の場合 先づ着席の姿勢を保ち、机と腰掛とを無距離又は加距離とし、眼と書物との距離は約一尺二寸とし、兩手で書物の兩下端を持たせる。
 - (五) 着席書寫の場合 机と腰掛とを減距離とし、上體は少しく前方に傾け、机と顔との距離は約一尺二寸とし、左上臂は軽く體に接し、左手で軽く紙面をおさへさせる。
- 二、文字 兒童の視る所の文字は、眼の衛生に大いなる關係がある。殊に近年近視眼となるものが次第に多くなる傾があるから、小

兒童の席次

學校に於ける眼の衛生には、最も注意しなければならぬ。教科用圖書の文字や印刷等に就いては、文部省で夙に其の標準を定められた。現國定教科書は之に據つて居るのである。又教師の黑板に書く文字は成るべく大きく、且鮮明でなければならぬ。板書の文字の小さ過ぎるのは特に兒童の眼に影響し易いものであるから、十分の注意を要する。又兒童の筆記する文字も餘りに小さ過ぎないやうに怠らず注意を與へなければならぬ。

三、兒童の席次 兒童の席次は、身長順に依つて後方より前方に排列するのが通例である。しかし、教授上訓練上の必要から特に劣等生を前席に置くこともある。尙衛生上の必要に依つて近視眼のものや、重聽のものを、前方に着席させることを忘れてはならぬ。

教授時間と休憩時間

四、教授時間と休憩時間 教授の目的は、兒童の心身を發達させる

に在るから、其の内容が能く兒童の程度に適應しなければならぬのみならず、教授時間と休憩時間の分配が宜しきを得て、兒童に對する過重の負擔とならぬやう、衛生上の注意をなすことが最も必要である。

一教時を四十五分とするのは、我が國多年の習慣であるけれども、各教科目を通じ學年の區別なく、一樣に同時間とすることは、教授上はさて置き、衛生的見地から見て、改良の必要があると思ふ。休憩時間も一般に十五分と定められてあるが、是れ亦衛生的だといふことは出来ない。要するに年齢の長幼と教科の種類とに依つて、教授時間及び休憩時間に差等を附することが適當であらう。唯此の問題は實行上の困難を伴ふから、一般に重要視されてゐないけれども、今後一段の工夫がなくてはならぬ。

疲勞

五、疲勞 兒童の注意が集中しなければ教授の効果はない。而も一

事に對して、兒童の注意を長く持續させることは不可能である。是は勤勞の後に疲勞が生ずるからである。或學者の實驗に依れば、注意の持續時間は、六歳の兒童にあつては十五分、七歳乃至十歳歳の兒童にあつては二十分、十歳乃至十二歳の兒童にあつては二十五分、十二歳乃至十六歳の兒童にあつては三十分を度とするといふことである。されば年齢の如何に拘らず、畫一的に四十五分間兒童を拘束して教授を強ひるのは、常に教授上不利なばかりでなく、衛生上から亦害がある。と謂はねばならぬ。疲勞の徵候としては、身體の各部が動搖し、欠伸し、私語し、顔面や皮膚が光澤を失ひ、長大息をなし、思考作用が遅鈍となる等のことがある。若し是等の徵候があつたならば、教授を中止して、適當に休息を與へるがよい。勞逸轉換を巧に行つて、兒童を疲勞させないやうにすることは、實に教授の秘訣である。

第四節 運動上の衛生

運動は體育上に多大の効果を齎らすものであるが、其の實行に當つては衛生的に細心の注意を拂はなければならぬ。如何に運動を行つても、此の注意を忽せにすると、却て心身を害するものである。今其の注意すべき必要の事柄を左に述べよう。

一、運動は、兒童の心身發育の程度(大體年齢)に適合しなければならぬ。

概して六歳より九歳までの間は、筋骨が軟弱であるから、鍛鍊的に筋の運動をなさしめるのはまだ早い。依て正しき姿勢の養成に努め、各筋を軽く運動して血行を促進し、興味多き運動を爲さしめるのを本體とすべきである。例へば簡單なる體操簡易なる平均運動、歩行運動、短距離駆足などがよろしい。而して過勞に陥

らないやうに特別の注意を要する。

概して十歳より十四歳までの間は、身體の發育旺盛で、筋骨も著しく強固なるものである。依て適度の鍛練的運動を課して差支ない。そして背筋運動、懸垂運動、跳躍器械體操、競走をなさしめ、球技、水泳、スキー、スケート等も行はせてよい。但し過勞は注意して避けねばならぬ。

二、女兒の筋骨は、男兒に比し軟弱にして、殊に上肢筋が薄弱である。故に女兒の運動は保健を主とし鍛練を副とすべきである。固より男兒に課する運動は、女兒にも課して差支ないが、其の程度を低くする必要があるのである。そして野球、蹴球、幅跳、長距離競走等は女兒に不適當である。

三、塵埃多き場所で運動させるのは善くない。

四、強き運動練習には、先づ準備運動を行ひ、終りに整理運動を行ふ

を本則とする。

五、身體の均等なる發育を促進するに留意し、各部の鈞合を損するやうな運動は避くべきである。不良の姿勢は多く發育不均等に基因するものなれば、個々に注意して、之が矯正に努力しなければならぬ。

六、運動の種目は、兒童の趣味に適したものの、みを取つてはよくない。個々の體力を増進し、體格を改善するに有効なものでなければならぬ。

七、皮膚を強くし寒氣に堪へ、感冒に罹らないやうにする爲めには、體質に應じて冷水浴、濕布又は乾布摩擦等を行ふことも有効である。又日光浴なども推奨してよい。

身體虛弱者
精神薄弱者の
取扱

第五節 身體虛弱者、精神薄弱者の取扱

兒童を大別すると、普通兒と異常兒の二つとなる。普通兒とは心身が年齢相應に正常の發育をなせるもので、異常兒とは發育の正常ならざるものである。異常兒の中には、正常以上に發達せる優秀兒も含まれる譯であるが、單に異常兒と謂へば、通例其の發達が正常兒に及ばぬものを指すのである。而して此の異常兒の中には、一般に低能兒、劣等兒、遲鈍兒などと稱せられるものもあり、又心身に著大な缺陷があつて、病院、白痴院、盲聾啞學校、感化院等に收容して、特殊の治療看護を施すことを要する缺陷兒、變態兒などと謂はれるものもあるが、本節で述べようとするのは、主に異常兒の本部とも謂ふべき身體虛弱者、精神薄弱者、即ち心身薄弱兒に就いてある。元來小學校は、大多數の普通兒を目標として教育をする所であるから、異常兒の此に入學するのは、本人の爲めにも學校の爲めにも決してよいことではない。心身薄弱兒の爲めには、特殊の養護的學

校を建設して、之に收容するのが當然である。しかしながら、特殊の施設が出来ないことすれば、小學校が引受けるより他に方法はないのである。而も小學時代の優良兒が、他日成功すること限つたこともなく、同時代の低能兒や心身薄弱兒も、親切周到の教育を施せば、成人の後、必ずしも劣敗者となるものでもない。却て低能兒と目指されたもの、中から立派な人も出来るのである。故に學校では普通兒も異常兒も、一視同仁に、否異常兒には特別の同情を垂れて懇切に指導すべきである。左に之が特別の取扱に就て、大體を述べよう。

一、心身薄弱兒を普通兒と同一に學習せしめることは、不可能である。故に西洋では、別に補助學校を設けて、特別の教育を施して居るが、我國ではまだそこまで手が届かない。依てせめて補助學級を作り、特別に指導するやうにしたものである。補助學級では

もよい。

四、尙甚しい場合は、休學或は就學猶豫、就學免除等の處置を取つてもよい。

身體検査

第六節 身體検査

兒童各自の健否は、教育上に至大の關係を有するものである。而してこれは正確な身體検査をしなければ、知悉することは出来ない。故に文部省は、夙に學生生徒児童身體検査規程を發布して、毎年四月之を行ふべきことを命令し、諸學校とも多年實行して居るのである。しかし検査を行つて、統計表を作るだけでは、何の甲斐もない。必ずや其の結果に就いて、個人別に其の成績を案じ、又一般にその良否を察して、教育上の参考に供せねばならぬ。而して保護者に向つては、兒童の身體検査の結果を通知するばかりでなく、身體上の缺陷

や疾病に關する注意を與へて、その治療を促さねばならぬ。又個人別學級別、男女別等の身體發育表を製して、常に比較精察をなさねばならぬ。又學校醫は、平常兒童の診檢を行つて、疾病を未發に防ぎ、又は治療し、兒童が正當に發達するやうに注意しなければならぬ。身體檢査規程は、大正九年文部省令第十六號を以て、左の通り改正された。

學生生徒兒童
身體檢査規定

○學生生徒兒童身體檢査規程

大正九年文部省令第十六號
昭和三年三月十一日
又即省令第三號改正

第一條 學生生徒兒童身體檢査ハ毎年四月ニ於テ之ヲ施行スヘシ 但シ止ムヲ得サル場合ハ五月ニ於テ之ヲ施行スルコトヲ得

監督官廳又ハ學校長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ學校醫ニ於テ必要ト認メ學校長ノ同意ヲ得タルトキハ身體檢査ノ全部若ハ一部ヲ臨時施行スルコトヲ得

第二條 身體檢査ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ

學校醫ナキ場合若ハ學校醫カ身體檢査ヲ行ヒ難キ事情アルトキハ他ノ醫師ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

學校職員又ハ他ノ適當ナルモノヲシテ身體檢査ノ一部ヲ助ケシムルコトヲ得

尺母尺法を
あらためた

第三條 身體檢査ハ左ノ要項ニ就キ施行スヘシ

- 一 發育身長、體重、胸圍、概評
 - 二 榮養
 - 三 脊柱
 - 四 視力及屈折狀態
 - 五 色神
 - 六 眼疾
 - 七 聽力
 - 八 耳疾
 - 九 齒牙
 - 十 其ノ他ノ疾病及異常
 - 十一 監察ノ要否
- 前項目ノ外必要ト認メタル事項ハ特ニ檢査ヲ行フコトヲ得
- 色神檢査ハ在學中一回行ヒタルトキハ其ノ後之ヲ省略スルコトヲ得
- 尋常小學校第四學年以下ノ兒童ニ在リテハ視力及屈折狀態、色神並聽力ノ檢査ヲ省略スルコトヲ得

第四條 身體檢査ハ左ノ各號ニ準據シテ施行スヘシ

- 一 檢査ノ表記ニハ度ハ尺衡ハ貫ヲ以テ單位トシ四捨五入法ヲ用ヒテ度ハ分、衡ハ分ニ止ムヘシ
- 二 身長ヲ測定スルニハ足袋靴等ヲ脱セシメ兩踵ヲ密接シテ直立シ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保タシムヘシ又女子ニシテ鬚アル者ハ小桿ヲ鬚下ニ水平ニ挿入シテ測定スヘシ
- 三 體重ハ著衣ノ儘測定シタルトキハ其ノ著衣ノ重量ヲ全重量ヨリ除去スヘシ
- 四 胸圍ハ起立ノ姿勢ニ於テ兩上肢ヲ自然ニ垂レシメ乳頭ノ水平線ニ沿ヒ普通呼吸氣ノ終レル時ヲ測定スヘシ乳房ノ下垂セル女子ニ在リテハ乳線上第四肋間ノ水平線ニ於テ測定スルモノトス
- 五 發育ノ概評ハ別ニ定ムル標準ニ據リ甲、乙、丙ノ三ニ分ツモノトス

六 榮養ハ甲、乙、丙ニ分チ其ノ佳良ナルヲ甲トシ不良ナルヲ丙トシ其ノ中間ナルヲ乙トス

七 脊柱ハ正、左彎、右彎、前彎、後彎ヲ區別シ彎ニ就テハ凡テ其ノ凸側ニ依リテ前後左右ノ方向ヲ表示スルモノトス其ノ程度ハ之ヲ強弱ノ二種ニ區別シ自己ノ意思ニ依リ容易ニ矯正シ得ルモノヲ弱トシ然ラサルモノヲ強トス

八 視力ハ萬國式視力表ニ就キ兩眼ヲ各別ニ検査シ裸眼視力ヲ記入スヘシ 裸眼視力一、〇以上ナルヲ正視眼トス

屈折線ノ異常アルモノハ其ノ種別ヲ記入スヘシ
弱視、失明等モ兩眼ニツキ各別ニ記入スヘシ

九 色神ハ其ノ異常アルモノニ就キ色盲及色弱ヲ區別スヘシ

十 聽力ハ其ノ障礙ノ有無ヲ検査スヘシ

十一 齒牙ハ齲齒ニ就キ検査スヘシ

十二 其ノ他ノ疾病及異常ハ検査ノ際發見シタルモノヲ記入スヘシ殊ニ結核性疾患、腺病、肋膜炎、心臟疾患及機能障礙、貧血、脚氣、傳染性皮膚病、腺樣增殖症及扁桃腺肥大、
「ヘルニア」神經衰弱、精神障礙ニ注意スヘシ

十三 監察ノ要否ハ検査ノ結果身心ノ健康状態不良ニシテ學校衛生上特ニ繼續的ニ監察ヲ要スト認ムル者ヲ要トシ記入スルモノトス

第五條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ其ノ結果ヲ身體検査票ニ記入

シ本人同一種類ノ學校ニ在學中連年之ヲ繼續スヘシ 但シ程度ヲ異ニスル學科部類ヲ有スル學校ニ在リテハ其ノ部類毎ニ別票ヲ用フルモノトス

第一條第二項ノ臨時身體検査ノ際必要ト認ムル事項ヲ發見シタルトキハ之ヲ身體検査票ノ裏面ニ記入スルモノトス 繼續的監察ノ場合亦同シ

他校ヨリ轉入シタル者アルトキハ學校長ハ前ノ學校ヨリ其ノ身體検査票ノ交付ヲ受ケ使用スヘシ 身體検査票ハ學校長ニ於テ保管スヘシ

第六條 身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ其ノ結果ヲ本人若ハ其ノ保護者ニ示スヘシ授業免除、就學猶豫、就學免除、休學、退學又ハ治療保護矯正等ヲ要スヘキモノアルトキハ本人若ハ其ノ保護者ニ對シテ特ニ注意ヲ與ヘ其ノ他必要ナル處置ヲ取ルヘシ

第七條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ身體検査統計表ヲ調製シ其ノ年六月限り文部省直轄學校長及公立大學長ニ在リテハ文部大臣ニ其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ報告スヘシ

地方長官ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ取纏メ其ノ年七月限り文部大臣ニ報告スヘシ

第八條 幼稚園ニ於テハ本令中尋常小學校第四學年以下ノ兒童ノ身體検査ニ關スル規定ヲ準用ス 但シ胸圍及脊柱ノ検査ヲ省略スルコトヲ得

第九條 特別ノ事情アル場合ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ本令ノ身體検査ヲ行ハサルコ

トヲ得
附則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治三十三年文部省令第四號ハ之ヲ廢止ス

尙前記學生生徒兒童身體検査規程第四條第一項第五號の發育概評決定標準は大正九年文部省訓令第九號を以て左の通り定められた。又文部省は此の發育概評決定標準に照して等位を決定するに當り、一々身長を以て體重を除するの煩を避けさせる爲め、別に發育概評決定早見表を作製して發表した。

發育概評決定標準表

發育概評決定標準表

年 齡	男			女		
	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商
八 年	三・七六	五・一三〇	一・四〇	三・六二	四・九一〇	一・三六
七 年	三・五二 ^尺	四・六六〇	一・三二	三・四八 ^尺	四・五〇〇	一・二九
九 年	三・八二	五・六〇〇	一・四七	三・七七	五・三八〇	一・四三
十 年	三・九七	六・一〇〇	一・五四	三・九二	五・九〇〇	一・五一
十一年	四・一二	六・六五〇	一・六一	四・〇八	六・四八〇	一・五九
十二年	四・二五	七・二三〇	一・七〇	四・二四	七・二〇〇	一・七〇
十三年	四・四一	七・九七〇	一・八一	四・四六	八・二〇〇	一・八四
十四年	四・六〇	八・九七〇	一・九五	四・六〇	九・二六〇	二・〇一
十五年	四・八三	一〇・三三〇	二・一四	四・七五	一〇・三九〇	二・一九
十六年	五・〇四	一一・八六〇	二・三五	四・八四	一一・三九〇	二・三五

七年ヨリ十八年マテノ男子、七年ヨリ十六年マテノ女子ニ在リテハ被検査者ノ身長體重身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商ノ三者カ何レモ前記發育標準表ニ照シテ當該年齢ヨリ一年々長ノモノノ標準以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ一年々少ノモノノ標準以上ナルヲ乙トシ甲乙孰レニモ該當セサルモノヲ丙トス
表中ニ掲ケサル年少者ニ關シテハ右ニ準シテ推定スルモノトス

學校醫

第七節 學校醫及び學校看護婦

第一 學校醫

小學校教員は、固より衛生上の一般的知識がなければならぬが、しかし其の専門家ではないから、兒童の身體を檢査して、其の生理状態を明かにするためには、是非とも醫師の力を俟たなければならぬ。是れ學校醫の必要な所以である。明治三十一年に、始めて勅令第二號を以て、公立學校に學校醫を置くべきことを規定し、文部省令第七號を以て、學校醫の資格同令第六號を以て、學校醫職務規程を定められたが、大正九年文部省令第七號を以て、左記の學校醫ノ資格及職務ニ關スル規定を定められ、學校醫の職務を督勵することとなつた。若し該規程通りに履行されたならば、學校衛生の爲に頗る意を強くするに足るが、其の實際はまだ不十分たるを免れな

學校醫ノ資格及職務ニ關スル規程

い。西洋諸國では學校醫の報酬を豊かにし、且數校聯合して専心をの職務に従事させるから、其の成績が佳良であるが、我が國の學校醫は、大抵菲薄の報酬を受けるに過ぎないから、忠實に其の責務を盡すことを望めない。今後は出来るだけ、學校醫の優遇に力めること共に、學校長、教員は能く學校醫と協力して、眞に兒童の健康を圖ることに努力しなければならぬ。

○學校醫ノ資格及職務ニ關スル規定

- 第一條 學校醫ハ醫師法ニ依ル醫師タルヘシ
- 第二條 學校醫ハ少クトモ毎月二回教授時間内ニ於テ其ノ擔當學校ニ到リ左ノ事項ヲ調査スヘシ但シ必要ニ應シ調査事項ノ取捨ヲ行フコトヲ得
 - 一、校地、建物並設備ノ衛生ニ關スル事項
 - 二、校具ノ衛生ニ關スル事項
 - 三、教授衛生ニ關スル事項
 - 四、運動ニ關スル事項
 - 五、職員生徒兒童ノ健康状態

- 六、病者、虛弱者、精神薄弱者等ノ監督養護ニ關スル事項
 - 七、清潔ニ關スル事項
 - 八、飲料水、竝飲食物ニ關スル事項
 - 九、其ノ他衛生上必要ナル事項
- 臨時必要アル場合ニ於テ學校醫ハ管理者又ハ學校長ノ請求ニ依リ特ニ前項各號ノ全部又ハ一部ニ就キ調査スヘシ
- 第三條 學校醫ハ生徒兒童中病者、虛弱者、精神薄弱者ヲ發見シ若ハ學校長其ノ他ノ職員ヨリ之ニ關スル通知アリタルトキハ其ノ狀況ニ依リ一科目若ハ數科目ノ授業免除、就學猶豫、就學免除、休學退學又ハ治療保護、矯正等ヲ要スヘキコトヲ學校長ニ申告スヘシ
- 前項ノ異狀アル生徒兒童中就學猶豫、就學免除、休學退學等ヲ要セサル者ニ對シ學校醫ハ繼續的ニ之ヲ監察スヘシ
- 第四條 學校醫ハ學校職員中學校衛生上注意ヲ要スル者ヲ發見シタルトキハ之ニ關シ必要ナル事項ヲ學校長ニ申告スヘシ
- 第五條 學校醫ハ學生生徒及幼兒身體檢査規程ニ依リ生徒兒童ノ身體檢査ヲ爲スヘシ
- 第六條 學校醫ハ學校傳染病豫防規程ニ依リ學校傳染病豫防ニ關スル事務ニ從事シ同規程第六條乃至第八條ノ場合ニ於テハ必要ナル事項ヲ學校長ニ申告スヘシ

- 第七條 學校醫ハ第三條第四條及第六條ニ掲ケタル場合ノ外學校衛生上必要ト認メタル事項ニ就キ管理者又ハ學校長ニ申告スヘシ
 - 第八條 學校醫ハ學校衛生ニ關シ學校長ノ諮問ニ應シテ意見ヲ述フヘシ
 - 第九條 學校醫ハ學校長ノ請求ニ應シ生徒兒童又ハ其ノ保護者等ニ對シテ衛生ニ關スル講話ヲナスヘシ
 - 第十條 學校醫ハ其ノ調査シタル事項、執務ノ狀況、申告若ハ建議セル事項ニ就キ其ノ大要ヲ學校醫執務日誌ニ記入シ其ノ都度學校長ニ提出スヘシ
 - 第十一條 學校醫ハ本令ニ掲ケタルモノノ外地方長官ノ命ヲ承ケ學校衛生ニ關スル職務ニ従事スヘシ
 - 第十二條 本令ニ關シ必要ナル規則ハ地方長官之ヲ定ムルコトヲ得
- 附 則
- 本令ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 明治三十一年文部省令第六號及第七號ハ之ヲ廢止ス
- 第二 學校看護婦**
- 小學校は兒童身體上の事故が起り易い所である。然るに學校醫は、常に學校に詰め居るものでもなく、又教員中救急療法等の心得あ

るものがあつても、元來が素人だから、處置を誤ることが無いとも言へない。況んや事故を未然に豫防するやうなことは、逆も普通の教員に望む譯に行かない。故に小學校には、學校看護婦を置き、常に學校醫及び學校長の指揮の下に、衛生上の専門的勤務に當らしめるが善い。英、米等の諸國には、夙に此の設けがあつて、其の効果が顯著である。我國にも制度としての規定はまだ出來てゐないが、漸次其の必要が認められて來たことは事實である。現に設置個所二百十四、看護婦三百十六で、大阪府が最も多い。而して早晚看護婦設置に關する法規が定められることは明かであるが、吾人は法令の發布を俟たないで、遍く其の施設を見るに至らんことを希望して、止まないものである。

一、學校看護婦の資格 學校看護婦となるものは、看護婦たる法定上の資格を有するものたるは勿論なるが、其の上に性質善良親

切、溫和、相當の經驗を有し、且兒童の生活に理解あり、兒童に對する愛情を有するものであらねばならぬ。

二、學校看護婦の勤務 學校看護婦の擔任すべき勤務は、凡そ左記の通りである。

- (一) 常に學校の設備、兒童の健康状態、教授上衛生の状態、體育運動の状態等を視察し、衛生上注意すべき事柄、又は疾病を發見したときは、直に學校長、教員又は學校醫に通知すること。
- (二) 急病又は不慮の災害が起つたとき、救急處置を施すこと。
- (三) 學校醫の指導監督の下に、輕微の治療手當を施すこと。
- (四) 身體の清潔、毛髮の手入、齒楊枝の使用法、鼻汁のかみ方等に就て指導すること。
- (五) 身體検査の補助。
- (六) 家庭を訪問して、兒童の疾病を注意し、且其治療に協力すること。

- (七) 家庭に於ける、諸種の衛生的事項を調査すること。
- (八) 缺席兒童の家庭を訪問し、缺席の原因を確かめ、若し疾病に原因するときは、治療の補助をなすこと。

學校病及び其の豫防

第八節 學校病及び其の豫防

小學校は多數の兒童を集めて、之に課業を授ける所であるから、其の生活の境遇上起り易い種々の疾病がある。之を總稱して學校病といふ。小學校は、強健な國民を養成する場所であるのに、却つて病人の仕上げ所となりでもしたら、由々しい大事である。故に常に之が豫防法を講ぜなければならぬ。而して之を豫防するには、學校の設備の完全と、教師の親切、周到な注意を要することは勿論である。通常學校病の種類に入るべきものは、左の數種である。

眼疾

近視眼

一、眼疾 學校兒童に起り易い疾病は、近視眼及びトラホームの二種である。

近視眼の原因は、机腰掛の構造の不完全、採光の不足、文字の過小、姿勢の不整、眼の過勞等である。されば務めて、是等の病源を除き去らねばならぬ。

近視眼に罹るもの、年々増加の傾きがあるのは、最も憂ふべきことである。依て節末に近視眼豫防に關する文部省の訓令を掲げて、特に参考に供することとした。

トラホームは、該病毒を含有する眼脂から、迅速に傳播するもので、一旦之に傳染すると、なか／＼快癒し難く、頗る恐るべき病である。其の傳染の原因は、塵埃の飛散、多人數の雜居、光線の過少等である。されば學校では、清潔法を勵行し、銘々に手巾を用意させ、且常に之が注意を怠らぬやうにして、之を豫防せね

トラホーム

脊椎彎曲症

ばならぬ。其の輕症の場合には、登校して差支ないが、重いものは出席を停止するがよい。トラホーム患者は、至る所の學校に於て、甚しきは在學生の一割にも及ぶことがあるが、家庭の衛生思想の尙低い今日に在つては、むしろ學校で適當の治療法を實行する方が便利である。

二、脊椎彎曲症 机腰掛の構造の不完全、姿勢の不良等に依つて、漸次脊椎彎曲(側方又は後方)の畸形を生ずるに至るのである。此の症に陥るときは、内臓の諸器を壓迫し、血液の循環を妨げ、往々呼吸器病や循環器病や消化器病等を發する。之を豫防するには、兒童の姿勢に對する教師の注意が最も必要である。

三、神經衰弱症 神經衰弱は、主に過重の學習や精神の過勞に起因するものである。而して此の症に罹るときは、物事に厭き易くなり、神經が過敏になり、不眠症となり、食慾が減少し、身體の

神經衰弱症

運動が緩漫となり、活氣を失ふに至るものである。此の場合には、特に學業の負擔を減じ、戶外運動を奨励すると共に、醫師の治療を受けさせるがよい。

呼吸器病

四、呼吸器病 呼吸器病は、主として空氣の不潔、姿勢の不正、冬季煖室法の不完全から起るものである。されば換氣に注意し、清潔法を勵行し、且皮膚を強くし、兒童をしてこれに犯されないやうに注意しなければならぬ。

頭痛

五、頭痛 頭痛は精神の過勞、姿勢の不正、換氣の不十分、温度の昇騰等の原因に依つて起るもので、竟には眩暈や、衄血や、卒倒を起すに至ることがある。教師たるものは、ゆめ／＼注意を怠つてはならぬ。

消化不良

六、消化不良 消化不良は、不消化物の攝取、不十分な咀嚼運動の不足等から起るもので、氣力缺乏、運動緩漫の徵候を呈し、甚し

きは慢性胃腸病となるに至るものである。かゝる兒童に對しては、十分に運動させ、又食物を能く咀嚼させ、且食後に於ける激烈な運動を避けさせるがよい。

○兒童生徒及學生ノ近視眼豫防ニ關スル件

(大正八年九月十九日 文部省訓令第九號)

兒童生徒及學生ノ近視者ガ年ト共ニ増加シテ來タノハ誠ニ憂フベキ現象デアツテ、是ハ管ニ學習ノ障害トナル。バカリデナク、他日社會ニ出テ活動スルニ當ツテ其ノ能率ニ影響スル所ガ尠クナイ。又之ヲ壯丁検査ノ結果ニ徴シテ見ルニ、近視ノ爲ニ不合格ニナル者ガ毎年多クナツテ來ル傾向ガアルノハ、國家ノ爲ニ輕視スルコトノ出來ナイ問題デア。近視ハ其ノ原因種々アルガ、學校教育ニ因ツテ誘發シ若ハ増悪スルコトガ頗ル多イ。併シ平生周到ナ注意ヲ拂ツテ適當ナ措置ヲスレバ、之ヲ未然ニ防グコトガ必シモ難事デナイカラ。學校時代ニ豫防ノ方法ヲ講ズルコトハ極メテ緊要ナル事柄デア。地方長官ハ、教育ノ任ニ當ル者ヲシテ善ク家庭トノ聯絡ヲ保チ、左ニ指示スル要項ニ則リ、豫防上其ノ宜シキヲ得サセテ、此ノ訓令ノ趣旨ヲ貫徹サセル様ニ努メラレタイ。

一、採光ニ關スル件

採光ハ主トシテ座席ノ左側カラスル。但シ紙面ニ陰影ヲ生ジナイ限上方カラシテ

モ善イ。

光度ハ十分デ平等ナコトガ必要デア。併シ授業時間中教室内ニ日光ガ直射スルノハ、光度ガ強過ギ、且頭部ヲ熱シテ充血ヲ來スカラ、適當ニ窓掛等ヲ利用シテ其ノ害ヲ避ケル様ニシナケレバナラヌ。

人工採光ヲ用ヒルトキハ、殊ニ光力ニ注意スルト共ニ、陰影ヲ生ジナイ様ニ力メナケレバナラヌ。

二、机腰掛ニ關スル件

机腰掛ハ調製スル際ニ善ク衛生上ノ要求ニ適フ様ニシ、常ニ身體ニ適シタルモノヲ用ユベキデア。且机ト腰掛ノ分離スルモノデハ、著席後常ニ其ノ離尺ニ注意シテ、輕度ノ陰性離尺ヲ保タセル様ニスベキデア。

三、讀書書字圖畫手工裁縫等ニ關スル件

學校ニ居ル時デモ、家庭ニ居ル時デモ、學習若ハ作業ノ際ニハ、姿勢ヲ正シクシナケレバナラヌ。姿勢ハ不正ニ流レ易イカラ、教師ヤ父兄ハ絶エズ監督シテ其ノ矯正ニ努メルコトガ必要デア。

讀書書字等ノ場合ニハ、紙面ト眼ノ距離ヲ大凡一尺以上保タセ、且讀書ノ際ハ書物ヲ机ノ水平面上約四十五度ノ角度ニアル様ニ注意シナケレバナラヌ。總テ讀物ハ文字ノ大イサガ適當デ、色彩等モ明瞭ナモノヲ擇ブベキデア。步行中又ハ電車、汽車、人力車ノ動搖スル處デ讀書スルコトハ避ケナケレバナラヌ。

筆記帳等ニ書ク文字ガアマリ小サ過ギルカ、又ハ明瞭デナイノハ甚シク有害ナモノデアアルカラ、努メテ之ヲ避ケナケレバナラヌ。殊ニ鉛筆ヲ細ク削ツテ非常ニ細カナ文字ヲ書ク様ナコトハ最も注意スベキデアアル。圖畫手工裁縫等ハ年少者ニ對シテ過度ニ緻密ナモノヲ課シテハナラヌ。

四、黑板・圖表等ニ關スル件

黑板及圖表等ノ文字ハ、其ノ色ガ鮮明デ且大キイガ宜シイ。黑板又ハ圖表ハ光線反射ノ關係上光ツテ見難イコトガアルカラ、適當ナ方法デ不良ナ反射ヲ避ケル様ニシナケレバナラヌ。殊ニ夜間ハ一層此ノ關係ニ注意シ、且眼ト黑板又ハ圖表ノ間ニアル光源ノ輝閃ニ依ツテ視覺ヲ妨ゲナイ様ニスベキデアアル。

五、服裝ニ關スル件

服裝特ニ頸部ニ於ケルモノニ、窮屈ナルモノヲ用ヒルトキハ、頸部ヲ壓迫シテ頭部ニ鬱血ヲ來シ、延イテ近視ノ原因トナルコトガアルカラ、常ニ寛カナモノヲ用ヒル様注意ヲ要スル。

六、眼ノ疲勞ニ關スル件

眼ノ過勞ハ、近視ノ原因トナルモノデ、長時間ニ亙ツテ微小ナ文字ヲ讀ミ、或ハ精細ナ作業ヲスレバ、眼ノ疲勞ヲ來スモノデアアル。故ニ學校ニアルト家庭ニアルトヲ問ハズ、斯様ナ場合ニハ時々作業ヲ變更シ、又ハ眼ヲ遠距離ニ轉ジテ休養ヲ圖ルベキ

デアアル。

七、身體検査ニ關スル件

身體ノ検査ノ際近視者ヲ發見シタ場合ニハ、當人ハ勿論、教師又ハ家庭ニモ適當ナ注意ヲ與ヘ、其ノ後モ絶エズ其ノ増悪ヲ防グコトニ努メナケレバナラヌ。

八、眼鏡ニ關スル件

眼鏡ヲ要スル場合ニハ必ず醫師ノ指圖ニ從ツテ適當ナモノヲ使用スベキデアアル。濫リニ自分デ選擇シテ使用スルコトハ斷ジテ善クナイ。

九、座席ニ關スル件

近視者デ特ニ必要ナル者ニハ座席ヲ黑板ノ近クニ設ケテ、視力ノ不十分ナトコロヲ成ルベク補足シテヤル様ニ注意スベキデアアル。

十、近視ニ關スル知識ヲ授クル件

兒童生徒及其ノ父兄ニ對シテ、種々ノ機會ニ近視ノ弊害原因並其ノ豫防方法ニ關スル知識ヲ授ケテ、各自自衛的ニ之ヲ豫防スル様ニ努メサセナケレバナラヌ。

十一、遺傳的素質ニ關スル件

近視者ノ子孫ハ近視ニ罹リ易イ遺傳的素質ヲ享ケテ居ルコトガアルカラ、血族中ニ近視者ノアル者ハ特ニ前記ノ諸項ニ注意スルコトガ必要デアアル。

學校傳染病及び其の豫防

第九節 學校傳染病及び其の豫防

總て兒童の身體や衣服は、常に不潔になり易いものである。故に兒童が多人數集合する小學校は、傳染病の媒介所とならないものでもない。依つて文部省は明治三十一年に省令第二十號を以て、學校傳染病豫防及消毒方法を公布されたが、大正八年に之を改正し、省令第二十九號を以て、新に學校傳染病豫防規程として公布された。而して大正十三年に至り、更に省令第十八號を以て、左の如く改正されたのである。教員たるものは、此の規程に依つて、警戒處理共にその宜しきを得るやうに注意せねばならぬ。

學校傳染病豫防規程

○學校傳染病豫防規程

第一條 學校ニ於テ特ニ豫防スヘキ傳染病ノ種類左ノ如シ

第一類 「コレラ」赤痢疫痢ヲ含ム、腸チフス、「パラチフス」、「痘瘡發疹」チフス、「猩紅熱」チフテ
リア「流行性腦脊髓膜炎」ベスト

第二類 百日咳、麻疹、流行性感冒、流行性耳下腺炎、風疹、水痘

第三類 肺喉頭其ノ他ノ機關ノ開放結核、癩

第四類 「トラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎、疥癬其ノ他ノ傳染性皮膚病

「コレラ」及「ベスト」ノ疑似症ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ「コレラ」及「ベスト」ト看做ス
地方長官ニ於テ傳染病豫防法第二條第二項ノ規定ニ依リ同法ヲ適用スルトキ其ノ他學校傳染病豫防上必要アリト認メタルトキハ「コレラ」及「ベスト」以外ノ傳染病ノ疑似症ニ對シ本令中其ノ傳染病ニ關スル規定ノ全部又ハ一部ヲ適用スヘシ官立學校長ニ於テ學校傳染病豫防上必要アリト認メタルトキ又同シ
第一類ノ傳染病ノ病原體保有者ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ其ノ傳染病ノ患者ト看做ス

第二條 學校長ハ兒童又ハ未成年ノ生徒カ入學シタル場合ニ於テハ其ノ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヲ調査シ未了者ニハ之ヲ受ケシメ又保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ第二期種痘定期ニ在ル在學中ノ生徒兒童ニ關シ亦同シ
尋常小學校又ハ小學校ニ類スル各種學校ノ卒業證書、盲學校及聾啞學校ノ初等部、中學校豫科及高等學校豫科ノ修了證書ニハ當該生徒兒童カ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヲ記入スヘシ

第三條 第一類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ治癒シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

第一類ノ傳染病病原體保有者ハ其ノ病原體消失シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス但シ左記各號ノ一ニ該當シ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 罹患後ノ病原體保有者ニシテ其ノ主要症狀消退ノ時ヨリ起算シ左ノ期間ヲ經過シタルモノ

イ 赤痢

十四日

ロ 腸チフス「バラチフス」

二十一日

ハ「チフテリア」流行性腦脊髓膜炎

七日

二 健康病原體保有者

「コレラ」ノ病原體保有者及地方長官又ハ官立學校ニ於テ特別ノ必要アリト認メタル者ニ付テハ前項但書ノ規定ヲ適用セス

第四條 「コレラ」「チフテリア」及流行性腦脊髓膜炎ニ在リテハ二十四時間以上、赤痢腸

「チフス」及「バラチフス」ニ在リテハ四十八時間以上ノ間隔ヲ置キ採取シタル検査材料

ニ付細菌學的検査ヲ行ヒ引續キ二回以上病原體ノ存在ヲ證明セサル場合ニ於テ病

原體消失シタルモノト看做ス

前項ノ検査材料ハ「コレラ」及「赤痢」ニ付テハ尿、腸チフス「及」バラチフス「ニ付テハ尿尿」チ

フテリア「及」流行性腦脊髓膜炎ニ付テハ鼻咽喉部ノ粘液トス

第五條 第二類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ左記ニ該當スルニアラサ

レハ昇校スルコトヲ得ス但シ病況ニ依リ學校醫ニ於テ其ノ傳染病ノ豫防上支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 百日咳ニ在リテハ特有ノ咳嗽消失シタルモノ

二 麻疹ニ在リテハ主要症狀消退後七日ヲ經過シタルモノ

三 流行性感冒ニ在リテハ主要症狀消退後三日ヲ經過シタルモノ

四 流行性耳下腺炎ニ在リテハ耳下腺ノ腫脹消失シタルモノ

五 風疹ニ在リテハ主要症狀消退後五日ヲ經過シタルモノ

六 水痘ニ在リテハ痂皮全部脱落シタルモノ

第六條 第三類又ハ第四類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ治愈シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス但シ肺喉頭ノ開放結核以外ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタルトキ又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 職員學生生徒兒童等ニシテ第一類又ハ第二類ノ傳染病患者アル家ニ居住スルモノ又ハ該病毒ニ感染ノ疑アルモノハ豫防處置施行ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ學校醫ニ於テ傳染ノ虞ナシト認メタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

第八條 職員等ハ學校内ニ於テ第一條ニ掲クル傳染病ノ患者又ハ其ノ疑アル者若ハ其ノ死者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ當該學校長ニ申告スヘシ
學校長ハ必要ト認ムルトキハ當該學校醫ヲシテ診斷セシメ左ニ掲クル處置ヲ爲ス

ヘシ

- 一 第一類ノ傳染病ニ在リテハ速ニ其ノ地ノ警察官吏又ハ市區町村長ニ通報シ消毒、隔離其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ
- 二 第二類ノ傳染病ニ在リテハ第五條各號ノ一ニ該當スル者及學校醫ニ於テ豫防上支障ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ
- 三 第三類ノ傳染病ニ在リテハ肺喉頭ノ開放結核以外ノ傳染病ノ患者ニシテ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ
- 四 第四類ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止スヘシ

學校内ニ第一條ニ掲クル傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件アルトキハ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ

第九條 第三條第二項但書又ハ第六條但書ニ依リ昇校スル職員學生生徒兒童等アル場合ニ於テ學校長ハ學校醫ノ意見ヲ徵シ必要ト認ムルトキハ左ニ準據シ豫防處置ヲ爲スヘシ

- 一 病原體保有者又ハ患者ノ座席ヲ健康者ノ座席ト隔ツルコト
- 二 病原體保有者又ハ患者ノ使用スル器具、書籍等ヲ専用トスルコト
- 三 病原體保有者又ハ患者ノ座席、器具、書籍等ヲ時々消毒スルコト

- 四 病原體保有者又ハ患者ノ使用シタル衣類器具、寢具、書籍其ノ他ノ物ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシムル場合ハ之ヲ消毒スルコト
- 五 「デフテリ」ノ「腦脊髓膜炎」ノ病原體保有者ニ在リテハ前各號ニ掲クル豫防處置ヲ爲スノ外左ノ事項ヲ遵守セシムルコト
 - イ 咳嗽、噴嚏ノ際ハ布片、紙片等ヲ以テ口鼻ヲ覆フコト
 - ロ 鼻汁、唾痰ノ附著シタル布片、紙片其ノ他鼻汁、唾痰ニ汚サレタル物ヲ消毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト
- 六 「赤痢、腸チフス」、「バラチフス」ノ病原體保有者ニ在リテハ本條第一號乃至第四號ニ掲クル豫防處置ヲ爲スノ外左ノ事項ヲ遵守セシムルコト
 - イ 便所ハ専用トシ上圍ノ都度便池ニ消毒藥ヲ投入スルコト
 - ロ 便所ノ手洗水ニハ消毒藥ヲ用キ上圍ノ都度消毒スルコト
 - ハ 尿尿ニ汚サレタル物ハ之ヲ消毒スルコト
- 七 「下ラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎ノ患者ニ在リテハ本條第一號乃至第四號ニ掲クル豫防處置ヲ爲スノ外眼脂ヲ拭フニ清潔ナル専用ノ布片類ヲ使用セシムルコト

第十條 學校内、學校所在地及其ノ附近ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外學校長ニ於テ學校醫ノ意見ヲ徵シ學校ノ全部若ハ其ノ一部ノ閉鎖又ハ休業ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

第十一條 學校所在地若ハ其ノ附近ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シタルトキハ其ノ狀況ニ依リ適當ナル清潔方法ヲ施行スヘシ

第十二條 傳染病ノ爲閉鎖シタル學校若ハ其ノ舍室ハ再ヒ之ヲ使用スルニ先チ十分ナル清潔方法ヲ施行スヘシ

第十三條 學生生徒兒童ノ通學區域内若ハ職員等ノ居住地ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ學校長ハ學校醫ノ意見ヲ徵シ其ノ地域ヨリ通學スル學生生徒兒童及職員等ノ昇校ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ハ第一類又ハ第二類ノ傳染病流行地ニ滞在シタル學生生徒兒童及職員等ニ對シ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ之ヲ監督官廳ニ届出ツヘシ

第十四條 學校ノ寄宿舎ニ於テ第一類ノ傳染病發生シタルトキハ官立學校長又ハ地方長官ハ左ノ各號ニ依リ文部大臣ニ報告スヘシ

一 初發ノ場合ニハ病名發病ノ日(發病ノ日不明ノトキハ診斷決定ノ日)患者數、疾病ノ經過、感染經路、發病以來ノ處置、將來執ラントスル處置其ノ他參考トナルヘキ事項ニ付遲滯ナク報告スヘシ

二 續發セル場合ニハ病名發病ノ日(發病ノ日不明ノトキハ診斷決定ノ日)患者數、初發報告以外特ニ執リタル處置其ノ他參考トナルヘキ事項ニ付報告スヘシ但シ多數ノ患者連續發生

スルトキハ即時報告スヘシ

三 前二號ノ患者ノ轉歸ハ治療、死亡其ノ他休學退學等ニ分チ報告スヘシ

第十五條 學校長ハ學校ノ設備ニ關シ第三類及第四類ノ傳染病豫防ノ爲左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 手洗水ハ流出裝置ト爲スコト

二 共同手拭ヲ備ヘサルコト

三 學生生徒兒童ノ數ニ應シ液體ヲ入レタル適當箇數ノ唾壺ヲ配置シ唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄スルコト

四 宿直其ノ他ノ爲ニ使用スル共同ノ寢具ハ之ヲ各自專用ノ白布又ハ使用者ヲ改ムル毎ニ洗濯シタル白布ヲ以テ被包スルコト

第十六條 本規程中學校醫ノ職務ハ學校醫ナキトキ若ハ止ムヲ得サル場合ニ於テハ適宜他ノ醫師ヲシテ行ハシムヘシ

第十七條 本規程ニ依リ行フ清潔方法ノ要項左ノ如シ

一 「コレラ、赤痢、腸チフス」及「バラチフス」ニ付テハ井戸側、井戸流、臺所流、下水溝、汚水溜、便所、芥溜等ニ付不潔ナル場所ヲ掃除シ必要アル場合ニ於テハ其ノ修理及井戸浚ヲ爲シ且蠅ノ驅除及蠅ノ發生シ易キ場所ノ掃除ヲ行フコト

二 痘瘡、猩紅熱、デフテリア及流行性腦脊髓膜炎ニ付テハ衣類、寢具、器具、玩具、疊、敷物等ヲ清潔ニスルコト

- 三 發疹チフスニ付テハ虱ノ驅除ヲ行ヒ且衣類寢具等虱ノ棲息シ易キ物件ヲ清潔ニスルコト
 - 四 「ベスト」ニ付テハ鼠族、蚤及南京蟲ノ驅除ヲ行ヒ且衣類、寢具、疊敷物、床下等蚤及南京蟲ノ棲息シ易キ物件及場所ヲ清潔ニシ及掃除スルコト
 - 五 第二類、第三類及第四類ノ傳染病ニ付テハ衣類、寢具、書籍、器具、玩具、疊敷物等ヲ清潔ニスルコト
 - 六 前各號ノ外必要ニ應シ左ノ清潔方法ヲ行フコト
 - イ 土地及建物ノ内外ヲ掃除スルコト
 - ロ 室内ノ採光及換氣ヲ十分ニスルコト
 - ハ 疊敷物等ヲ日光ニ曝スコト
 - ニ 床下ハ換氣ヲ十分ニシ濕潤著シキ場所ハ之ヲ埋メ又ハ排水ヲ十分ニスルコト
- 第一類及第二類ノ傳染病ニ對スル清潔方法ハ鼠族、昆蟲等ノ驅除ヲ除クノ外消毒方法ノ施行ヲ了リタル後之ヲ施行スヘシ
- 清潔方法ヲ施行スル場合ニ於テハ濫ニ消毒藥ヲ撒布スヘカラス
- 傳染病ノ流行ニ際シ溝渠ヲ掃除スル場合ニ於テ必要アルトキハ礮製石灰末、普通石灰又ハ「クロール」石灰水ヲ以テ消毒シタル後浚渫スヘシ
- 清潔方法ノ施行ニ依リ生シタル汚泥塵芥ノ類ハ適當ノ運搬器具ニ入レ一定ノ場所

ニ投棄シ又ハ燒却スヘシ

第十八條 消毒方法ノ要項左ノ如シ

- 一 消毒方法ハ左ノ五種トス
 - イ 燒却
 - ロ 蒸汽消毒
 - ハ 煮沸消毒
 - ニ 藥物消毒
 - ホ 日光消毒
- 二 蒸汽消毒ニハ流通蒸汽ヲ用キ成ルヘク消毒器内ノ空氣ヲ排除シ一時間以上攝氏百度以上ノ濕熱ニ觸レシムヘシ
 - イ 消毒ニ依リ褪色ノ虞アル物ハ蒸汽消毒ヲ避ケ他物ニ染色ノ虞アル物ハ他物ト混シ蒸汽消毒ヲ行ハサルコト
 - ロ 衣類ハ豫メ袖又ハ衣囊ヲ檢索シ爆發又ハ發火シ易キ物件アルトキハ之ヲ取出スコト
- 三 煮沸消毒ハ消毒スヘキ物件ヲ全部水ニ浸漬シ沸騰後三十分間以上煮沸スヘシ
- 四 藥物消毒ニ用ウヘキ藥品並其ノ製法及用法左ノ如シ

イ 石炭酸水 防疫用石炭酸三分
水九十七分

石炭酸水ヲ製スルニハ定量ノ防疫用石炭酸ニ少量ノ湯又ハ水ヲ加ヘ攪拌又ハ振盪シツ、徐々ニ水ヲ注キ定量ニ至ラシムヘシ

石炭酸水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ

ロ 「クレゾール」水
「クレゾール」石鹼
液三分
水九十七分

「クレゾール」水ヲ製スルニハ定量ノ「クレゾール」石鹼液ニ定量ノ水ヲ加フヘシ

「クレゾール」水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ

ハ 昇汞水 昇汞一分、普通食鹽一分
水十分

昇汞水ヲ製スルニハ定量ノ昇汞及普通食鹽ヲ定量ノ水ニ溶解シ又ハ昇汞錠

(「錠中昇汞〇・五」ヲ一錠ニ付水約五百グラム)ノ割合ニ溶解スヘシ

昇汞水ハ金屬製ニアラサル容器ニ之ヲ貯藏シ其ノ昇汞錠ヲ用キサルモノハ「ス

カレット」「フクシンS」其ノ他適當ノ色素ヲ加ヘ著色シ識別シ易カラシムルコト

ヲ要ス

ニ 燻製石灰 少量ノ水ヲ注ケハ熱
ヲ發シ崩壊スルモノ

燻製石灰末 燻製石灰ニ少量ノ水ヲ加
ヘ粉末ト爲シタルモノ

燻製石灰末ヲ製スルニハ用ニ臨ミ燻製石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末ト爲スヘシ

石灰乳 燻製石灰二分
水八分

石灰乳ヲ製スルニハ定量ノ燻製石灰ニ徐々ニ定量ノ水ヲ加ヘ十分攪拌スヘシ
石灰乳ハ用ニ臨ミ之ヲ製シ且使用ノ都度之ヲ攪拌スヘシ

燻製石灰ヲ得ルコト能ハサル場合ニ限り倍量ノ普通石灰ヲ以テ之ニ代フルコ
トヲ得

ホ 「クロー」石灰水 水九十五分

「クロー」石灰水ノ製法及用法ハ石灰乳ノ例ニ依ル

ヘ 「フォルマリン」水 「フォルマリン」一分
水三十四分

「フォルマリン」水ヲ製スルニハ用ニ臨ミ定量ノ「フォルマリン」ニ定量ノ水ヲ加フ

ヘシ

ト 「フォルムアルデヒド」

「フォルムアルデヒド」ハ「フォルマリン」ヲ噴霧發生セシメ又ハ適當ノ裝置ニ依

リ之ヲ發生セシムヘシ

「フォルムアルデヒド」ヲ使用ニ關シテハ左ノ事項ニ注意スヘシ

(一) 消毒函内又ハ室内ノ容積百立方尺ニ付「フォルマリン」四十グラム以上ヲ噴霧セシメ又ハ「フォルムアルデヒド」瓦斯十五グラム以上ヲ發生セシメ同時ニ約百グラム以上ノ水ヲ蒸發セシムルノ比例ヲ以テ處置シタル後七時間以上密閉シ置クヘシ

(二) 物件ノ内部ニ至ルマテ消毒スル必要アルモノニハ真空裝置ニ依ルニアラ

- サレハ之ヲ使用スヘカラス
- 真空装置ニ依ル消毒時間ハ其ノ装置ニ依リ之ヲ定ムヘシ
- (三) 氣密ニ閉鎖シ得ヘキ消毒函内又ハ土藏造洋風建物等ニシテ戸扉、窓孔等ヲ密閉シ得ヘキ室内ニアラサレハ之ヲ使用スヘカラス
- 五 日光消毒ハ日光ニ曝露スルト共ニ十分ニ空氣ノ流通ヲ計ルヘシ
- 日光ノ強度消毒物件ノ性質ニ依リ數時間乃至數日間繼續スヘシ
- 六 「コレラ」赤痢腸チフス及バラチフスニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
- イ 尿尿、吐瀉物及其ノ處置ニ用キタル器具、布片、紙片等
- ロ 死體
- ハ 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等
- ニ 看護人其ノ他病者ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、寢具等
- ホ 患者ノ用ニ供シタル飲食器具、患者ノ飲食物残渣等
- ヘ 病室ノ疊、敷物等
- ト 便所、便池、手洗鉢等
- チ 臺所、臺所器具、井戸、水槽等
- リ 芥溜、下水溝等
- 七 痘瘡、猩紅熱、麻疹、風疹及水痘ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

- イ 鼻汁、唾痰、膿汁、痂皮、落屑及其ノ處置ニ用キタル器具、布片、紙片等
- ロ 死體
- ハ 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等
- ニ 看護人其ノ他病者ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、寢具等
- ホ 患者ノ用ニ供シタル飲食器具、其ノ他ノ器具、書籍等
- ヘ 病室ノ疊、敷物、建物、側壁等
- 八 發疹「チフス」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
- イ 鼻汁、唾痰及其ノ處置ニ用キタル器具、布片、紙片等
- ロ 死體
- ハ 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等
- ニ 看護人其ノ他病者ニ接觸シタル者及其ノ使用ニ供シタル衣類、寢具等
- ホ 病室ノ疊、敷物等
- 九 「チフテリア」流行性腦脊髓膜炎、百日咳、流行性感冒及流行性耳下腺炎ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
- イ 鼻汁、唾痰及其ノ處置ニ用キタル器具、布片、紙片等
- ロ 患者ノ用ニ供シタル衣類、寢具等
- ハ 看護人及其ノ使用シタル衣類、寢具等

- ニ 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其ノ他ノ器具書籍玩具等
- ホ 病室ノ疊敷物建具側壁等
- 十 「ベスト」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
 - イ 血液鼻汁唾痰膿汁及其ノ處置ニ用キタル器具布片紙片等
 - ロ 死體
 - ハ 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類寢具運搬器具等
 - ニ 看護人其ノ他病者ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類寢具等
 - ホ 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其他ノ器具書籍等
 - ヘ 病室ノ疊敷物建具側壁等
 - ト 鼠ノ棲息交通スル場所
- 十一 消毒方法ノ應用概ネ左ノ如シ
 - イ 患者
 - 患者ハ治癒シタル時入浴セシメ衣類ヲ更メシムヘシ但シ温濕布ヲ以テ拭淨シ入浴ニ代フルコトヲ妨ケス
 - 入浴ニ使用シタル水ノ消毒ハ本號中汚水ノ消毒ニ依ル
 - ロ 死體
 - 死體ヲ棺ニ斂ムルニハ其ノ衣類ニ石炭酸水「クレゾール」水若ハ昇汞水ヲ十分撒布シ又ハ石炭酸水「クレゾール」水若ハ昇汞水ニ浸漬シタル布片ヲ以テ死體ヲ包

- ミ 又ハ棺内ニ普通石灰ヲ填ツヘシ
- ハ 尿尿吐瀉物其ノ他ノ排泄物
 - 尿尿吐瀉物其ノ他ノ排泄物ニハ同容量ノ石炭酸水若ハ「クレゾール」水其ノ容量ノ三十分ノ一以上ノ濃製石灰末又ハ其ノ容量ノ五分ノ一以上ノ石灰乳若ハ「クロール」石灰水ヲ加ハ十分攪拌シタル後二時間以上放置シ又ハ之ヲ煮沸シ若ハ燒却スヘシ
 - 昇汞水及「フォルマリン」水ハ尿尿吐瀉物其ノ他ノ排泄物ノ消毒ニ適セス
- ニ 病者ニ接觸シタル物
 - 看護人消毒方法ノ施行又ハ患者死體排泄物等ノ運搬ニ從事シタル者其ノ他病者ニ接觸シタル者ハ時々又ハ其ノ都度手足ヲ消毒シ入浴スヘシ
 - 手足ノ消毒ニハ石炭酸水「クレゾール」水又ハ昇汞水ヲ使用スヘシ
- ホ 衣類寢具敷物布片等
 - 蒸汽消毒若ハ煮沸消毒ヲ行ヒ又ハ石炭酸水「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ニ二時間以上浸漬シ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ
- ヘ 患者死體病者汚染物件ノ運搬器具
 - 患者死體又ハ病者ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件ヲ運搬シタル駕籠釣臺車等ハ使用ノ都度石炭酸水「クレゾール」水昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布スヘシ

- ト 圖書、書類等
- 「フオルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ
- チ 硝子器、陶器、磁器、鑲製品、竹木製品等
- 石炭酸水、クレゾール、水昇汞水、石灰乳若ハ「フォルマリン」水ニ浸漬シ又ハ石炭酸水、クレゾール、水昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布シ汽熱ニ堪フルモノニ付テハ蒸汽消毒若ハ煮沸消毒ヲ行フヘシ
- 飲食器具、玩具、金屬製品等ノ消毒ニハ昇汞水ヲ使用スヘカラス
- リ 革類、革製品、漆器其ノ他ノ塗物類、護謨製品、セルロイド製品、護謨附品、糊附品、膠附品、紙製品、毛皮、象牙、龜甲、角等
- 石炭酸水、クレゾール、水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ若ハ之ヲ撒布シ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ
- 蒸汽消毒及煮沸消毒ハ以上ノ物件ノ消毒ニ適セス
- × 校舎、寄宿舎其ノ他ノ室内各部
- 石炭酸水、クレゾール、水、昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布スヘシ但シ密閉シ得ヘキ場合ニ於テハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スルコトヲ得
- 消毒後ハ日光ノ射入、空氣ノ流通ヲ良クシ乾燥セシムルヲ要ス
- ル 便所、芥溜、溝渠等

- 便所ハ石炭酸水、クレゾール、水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布シ便池、肥料溜等ニハ燻製石灰末、石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ注キ十分攪拌スヘシ但シ尿尿ハ消毒後一週間ヲ經過スルニアラサレハ肥料ニ供スルコトヲ得ス
- 芥溜及土地ニハ石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ、溝渠ニハ燻製石灰末、石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ注キ塵芥ハ之ヲ焼却スヘシ
- 燻製石灰末ハ乾燥セル場所ノ消毒ニ適セス
- ヲ 井戸、水槽、汚水等
- 井戸、水槽、汚水等ニハ水量ノ五十分ノ一ノ燻製石灰ヲ乳狀ト爲シタルモノ若ハ水量ノ五百分ノ一ノ「クロール」石灰水ヲ投入シ十分攪拌シタル後十二時間以上放置シ又ハ適當ノ裝置ニ依リ熱蒸氣ヲ通シ三十分間以上沸騰セシムヘシ
- 昇汞水ハ飲料水ニ滲透スルノ虞アル場所ノ消毒ニ之ヲ使用スヘカラス
- ワ 船舶
- 船室ノ消毒ハ本號ヌニ準スヘシ
- 船底水ニハ其ノ容量ノ二百分ノ一ノ燻製石灰末又ハ其ノ容量ノ二千分ノ一ノ「クロール」石灰水ヲ加ヘ二十四時間ヲ經過シタル後之ヲ汲出スヘシ
- カ 動物ノ死體消毒後再ヒ用ニ供スル目的ナキ物件又ハ消毒費用ニ比シ廉價ナル物件ハ之ヲ焼却スヘシ
- ヨ 衣類、寢具、器具、敷物、圖書、書類其ノ他ノ物件ニシテ燒却、蒸氣消毒、煮沸消毒、藥物

消毒ヲ施行シ難キモノニ付テハ日光消毒ヲ行フヘシ
第十九條 本令ハ之ヲ幼稚園ニ適用ス

救急療法の大要

第十節 救急療法の大要

兒童は種々の原因に依つて、不時に發病し、又は傷害を受けることがある。されば學校には救急用器具及び藥品を備へて置かねばならぬ。又教師は救急療法の大要を辨知しなければならぬ。而して其の輕微なものに在つては、教師の手で之を始末し、稍重き場合には醫師の治療を受けるまでの間、教師に於て應急の手當をせねばならぬ。救急療法としての教師の處置すべきものは、凡そ左の如くである。

傷

一、傷 傷には擦傷、挫傷、創傷等の別がある。擦傷は石炭酸水で洗つて繃帶すべく、挫傷は石炭酸水で洗ひ、氷嚢又は濕布で壓迫すべく、創傷は輕いものは消毒して繃帶を施せばよいが、重く

て出血が甚しいときは、局部の兩側を緊縛して、血止めを行ふがよい。

挫骨

二、挫骨 骨を挫折した場合には、安靜に平臥させて、消毒や繃帶をするがよい。若し出血した場合には、血止めを行つて醫師の來るのを待つがよい。

火傷

三、火傷 火傷したときは、局部に亞麻仁油又はオリーブ油のやうな油液を塗り、布片で之を蔽ふがよい。

衄血

四、衄血 鼻腔から出血する場合には、頭を後方に下げ、頭部や頸部を冷し、綿花で鼻孔に栓をするがよい。

中毒

五、中毒 食物に中毒した場合には、速かに之を體外に排出させるために、水を多量に飲ませるか、指頭を口中に入れて嘔吐を促すがよい。

毒創

六、毒創 狂犬に咬まれ、又は毒蟲に螫された場合には、能く創部

卒倒

を洗滌して、醫師の來るのを待つがよい。
七、卒倒 腦貧血の爲に卒倒した場合には、靜かで風通しの良い所に安臥させ、頭を低くし、毛布で全身及び下肢を包み温めるとがよい。

小學校で救急手當用として備へ付くべき藥品及び器械に就いては、左記三島博士の救急用意を參考するがよい。

救急用意

○救急用意

學校ニ於テハ救急ニ要スル藥品、器械等ヲ備ヘ置キ不時ノ用ニ供スヘシ、其品目及用法左ノ如シ

- (一) 二十倍及五十倍ノ石炭酸水若クハ千倍ノ昇汞水
五十倍ノ石炭酸水ハ負傷ノ箇所ヲ洗フ用ニ供シ、二十倍ノモノハ吐瀉物其他傳染ノ虞アル不潔物ノ消毒用ニ供ス(石炭酸ハ温湯ヲ以テ溶解シ得ヘシ)
千倍ノ昇汞水ハ其價廉ニシテ消毒防腐ノ效ハ遙ニ石炭酸ニ勝ルモ劇毒ノ藥品ナレハ小學校等ニ備ヘ置クコトハ危険ナルヘシ
- (二) 百倍石炭酸、オレーフ油

右ハ火傷ノ節先ツ冷水ヲ以テ能ク火傷部ヲ洗ヒ暫ク冷シタル後此油ヲ塗布シ上ヲ油紙ニテ覆ヒ、繃帶ヲ纏フヘシ

(三) 生石炭

五ポンド

右ハ十倍乃至二十倍ニ溶解シ吐瀉物、咯痰等ノ消毒用ニ供ス

(四) 英吉利斯絆瘡膏

一卷

右ハ擦傷等ヲ生シタル節先ツ其局部ヲ防腐シ其上ニ貼付スルモノナリ

(五) 晒木綿

二反

右半反長ノモノヲ四裂、五裂又ハ八裂ニ爲シ繃帶ニ用フ(三角繃帶ヲ用意スル亦可ナリ)

(六) 脫脂綿紗

二反

右ノ五寸乃至一尺ニ切りタルモノヲ五十倍ノ石炭酸水ニテ煮常ニ之ヲ貯ヘ置キ用ニ臨ミ絞リテ創傷ノ局部ニ當テ上ニ油紙ヲ覆ヒ其上ニ繃帶スヘシ(千倍ノ昇汞水ニテ製シタルモノ亦同シ)其他石炭酸ガーゼ昇汞ガーゼト稱シテ乾製シタルモノアリ其ノ用同シ

(七) 晒綿花

一包

右ハ創傷ニ繃帶ヲ施ス節其ノ局部ヲ包被スルニ用フ

(八) 亞麻仁油紙

五枚

右ハ創傷部ノ上若クハ石炭酸ガーゼ等ノ上ヲ覆フニ用フ

(九) 太キ護謨管

三尺

右ハ大出血ノ際上部ノ大血管ヲ壓迫シテ止血スルノ用ニ供ス

一個

(十) イルリガートル若クハ水銃

一個

右ハ創傷ヲ洗滌スルニ用フ

數個

(十一) 鉢及石炭油明鑑

數個

一ハ藥液ヲ容レ一ハ汚物等ヲ容ル、ニ供ス

各一挺

(十二) 鉢及毛拔

各一挺

統合新教育教科書 學校管理法 終

附

錄

地方學事通則
小學校令
小學校令施行規則

附錄

○地方學事通則

(明治二十三年十月法律第八十九號發布大正三年三月法律第十三號、同一〇年第七〇號改正)

- 第一條 市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ教育事務ノ爲之ヲ學區ニ分畫スルコトヲ得
市ノ學區ニ關シテハ市制第四百四十五條乃至第四百四十七條及市ノ財産營造物ニ關スル規定ヲ町村ノ學區ニ關シテハ町村制
第四百二十五條乃至第四百二十七條及町村ノ財産營造物ニ關スル規定ヲ準用ス但シ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得
- 第二條 學區カ市制第六條ノ市ノ區市制第四百四十四條ノ市ノ一部又ハ町村制第二百二十四條ノ町村ノ一部ト區域ヲ同シクス
ル場合ニ於テ其ノ區又ハ一部ニ區會又ハ區總會ノ設アルトキハ學區ニ關スル事件ハ其ノ區會又ハ區總會之ヲ議決ス
- 第三條 學區ニ於テ專ラ使用スル學校幼稚園ニ關スル費用ハ其ノ學區内ニ於テ市稅町村稅ヲ納ムル義務アル者之ヲ負擔ス
財産ヨリ生スル收入又ハ學校幼稚園ニ屬スル收入アルトキハ先ツ其ノ收入ヲ以テ其ノ費用ニ充ツヘシ
特別ノ事情アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス監督官廳ノ許可ヲ受ケ市町村ニ於テ其ノ費用ノ一部ヲ負擔スルコトヲ
得
- 第四條 學區ヲ廢止セムトスル場合ニ於テ學區ノ財産ノ處分ニ付テハ關係アル市町村會及學區ノ區會又ハ區總會ノ意見ヲ
徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム
- 前項ノ府縣知事ノ處分ニ不服アル市町村又ハ學區ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得
- 第五條 市町村又ハ其ノ學區ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ他ノ市町村又ハ學區ノ兒童教育事務ノ委託ニ應スヘシ
前項ノ委託ニ對スル報償其ノ他必要ノ事項ニ付關係市町村又ハ學區ノ協議整ハサルトキハ府縣參事會ノ議決ヲ經テ府縣
知事之ヲ定ム
- 前條第二項ノ規定ハ前項ノ處分ニ付之ヲ準用ス

第六條 市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ

學區ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學務委員ヲ置クコトヲ得

第七條 教育事業ノ爲ニ設クル市町村組合町村組合ハ之ヲ市町村學校組合町村學校組合ト稱ス

市町村學校組合町村學校組合ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第八條 本法中市及其ノ學區ニ關スル規定ハ市町村組合及其ノ學區ニ町村及其ノ學區ニ關スル規定ハ町村組合及其ノ學區ニ之ヲ準用ス

第九條 府縣郡ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校圖書館ノ爲基本財産又ハ積立金ヲ設クルコトヲ得

基本財産及積立金ノ管理及處分ハ監督官廳ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 府縣制郡制市制町村制ニ規定シタル内務大臣ノ職務ハ教育ニ關スル事項ニ付テハ内務大臣及文部大臣ニ屬ス

附 則

本法ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ市制町村制ヲ施行セサル地ニハ之ヲ施行セス

従前ノ規定ニ依リ教育事務ノ爲分畫セラレタル市町村及町村學校組合ノ區ハ本法ニ依ル學區、従前ノ規定ニ依リ設ケタル町村學校組合ハ本法ニ依ル町村學校組合ト看做ス

従前ノ規定ニ依リ設ケタル市町村ノ基本財産及積立金ハ市制町村制ニ依リ設ケタルモノト看做ス

○小學校令

(勅令第三十三号 明治三十三年八月二十日) (勅令第三百四十四号)

(沿革) 明治三十六年三月勅令第六三號、同年四月同第七四號、四〇年三月同第五二號、四四年七月同第二一六號、大正二年七月同第二五八號、八年二月同第一〇號改正、十二年同第三七六號改正

第一章 總 則

第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二條 小學校ハ之ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス

尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ尋常高等小學校トス

市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ負擔ヲ以テ設置スルモノヲ市町村立小學校トシ私人ノ費用ヲ以テ設置スルモノヲ私立小學校トス

第三條 尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ尋常小學校ノ規定ヲ準用シ高等小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ高等小學校ノ規定ヲ準用ス但シ文部大臣ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 町村組合ニシテ其ノ町村一切ノ事務ヲ共同處分スルモノハ之ヲ一町村ト同視ス

第五條 幼稚園、盲啞學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校ノ規定ニ關シテハ本令中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外文部大臣之ヲ定ム

第二章 設 置

第六條 市町村ハ其ノ區域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設置スヘシ

第七條 郡長ハ一町村ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘスト認メタルトキハ其ノ町村ヲシテ尋常小學校設

置ノ爲他ノ町村ト學校組合ヲ設ケシムヘシ

第八條 郡長ハ一町村ニ於テ就學セシムヘキ兒童ノ數一尋常小學校ヲ構成スルニ足ラスト認メタルトキ又ハ適度ノ通學路
程内ニ於テ一尋常小學校ヲ構成スルニ足ルヘキ數ヲ得ルコト能ハスト認メタルトキハ左ノ例ニ依ルヘシ

一 其ノ町村ヲシテ尋常小學校設置ノ爲他ノ町村ト學校組合ヲ設ケシムルコト
二 其ノ町村ヲシテ就學セシムヘキ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ他町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ニ委託セシム
ルコト

郡長ハ町村ノ一部ニシテ前項ノ事情アルモノ其ノ町村ノ尋常小學校ニ對シ適度ノ通學路程内ニ在ラスト認メタルトキハ
亦前項ノ例ニ依ルヘシ

郡長ハ町村學校組合ノ一部ニシテ前項ニ準スヘキ事情アリト認メタルトキハ第一項第二號ノ例ニ準スヘシ
第八條ノ二 府縣知事ハ町村、町村學校組合又ハ其ノ一部ニシテ前條各項ノ一ニ該當スル事情アル場合ニ於テ必要ト認メ
タルトキハ其ノ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ市又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコトヲ得

府縣知事ハ市ノ一部ニシテ就學セシムヘキ兒童ノ數一尋常小學校ヲ構成スルニ足ラスト認メタルトキ又ハ適度ノ通學路
程内ニ於テ一尋常小學校ヲ構成スルニ足ルヘキ數ヲ得ルコト能ハスト認メタルトキハ其ノ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事
務ヲ他ノ市町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコトヲ得

第九條 市立尋常小學校ノ校數並位置ハ府縣知事ニ於テ市ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ
第十條 第七條又ハ第八條ニ依リ郡長ニ於テ町村學校組合ヲ設ケシムルコトスルトキハ組合規約ヲ定メ關係町村ノ意見ヲ聞
キ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ組合規約ヲ變更シ、組合町村ノ數ヲ増減シ又ハ組合ヲ解カシメムトスルトキ亦同シ

第八條ニ依リ郡長ニ於テ兒童教育事務ヲ委託セシメ又ハ其ノ委託ヲ止メシメムトスルトキハ關係町村、町村學校組合及
學區ノ意見ヲ聞キ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ
第八條ノ二ニ依リ府縣知事ニ於テ兒童教育事務ヲ委託セシメ又ハ其ノ委託ヲ止メシメムトスルトキハ關係市町村、町村
學校組合及學區ノ意見ヲ聞クヘシ

第十一條 府縣知事ハ市ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキ又ハ其ノ設置スヘキ尋常小學校ト兒童教育事務ノ委託
ヲ要スル場所トアルトキハ市ヲ分畫シ其ノ一區若ハ數區ニ對シ小學校設置ニ關スル費用ノ負擔又ハ兒童教育事務委託ノ
爲其ノ使用スヘキ小學校ヲ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ關係市及學區ノ意見ヲ聞クヘシ其ノ之ヲ止メムトスルト
キ亦同シ

郡長ハ町村若ハ町村學校組合ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキ、兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所數箇所アル
トキ又ハ其ノ設置スヘキ尋常小學校ト兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所トアルトキハ町村若ハ町村學校組合ヲ分畫シ其
ノ一區若ハ數區ニ對シ小學校設置ニ關スル費用ノ負擔又ハ兒童教育事務委託ノ爲其ノ使用スヘキ小學校ヲ指定スルコト
ヲ得此ノ場合ニ於テハ關係町村、町村學校組合及學區ノ意見ヲ聞キ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ止メムトスルト
キ亦同シ

第十二條 府縣知事ハ第七條及第八條第一項ノ事情アルモ同條及第五十三條並第五十四條ニ依ルコトヲ得スト認メタルト
キハ其ノ町村ヲシテ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免レシムルコトヲ得
府縣知事ハ第八條第二項又ハ第三項ノ事情アルモ同項及第五十三條並第五十四條ニ依ルコトヲ得スト認メタルトキハ其
ノ町村若ハ町村學校組合ヲシテ其ノ一部ニ關シテハ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免レシム
ルコトヲ得

第十三條 (削除)
第十四條 市町村ハ市町村又ハ其ノ學區ノ負擔ヲ以テ高等小學校ヲ設置スルコトヲ得
市町村又ハ町村ハ其ノ協議ニ依リ市町村學校組合又ハ町村學校組合ヲ設ケ高等小學校ヲ設置スルコトヲ得
前項ノ町村學校組合ヲ設ケムトスルトキハ組合規約ヲ定メ郡長ノ認可ヲ受クヘシ組合規約ヲ變更シ、組合町村ノ數ヲ増
減シ又ハ組合ヲ解カムトスルトキ亦同シ
前項ノ場合ニ於テハ郡長ハ府縣知事ノ指揮ヲ受クヘシ

第十五條 市町村立高等小學校ノ設置及廢止ハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ
第十六條 市立小學校ノ設置及廢止ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條 前三條ノ規定ハ幼稚園、盲啞學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校ニ關シ之ヲ準用ス
幼稚園、盲啞學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校ハ之ヲ小學校ニ附設スルコトヲ得

第三章 教科及編制

第十八條 尋常小學校ノ修業年限ハ六箇年トス

高等小學校ノ修業年限ハ二箇年トス但シ延長シテ三箇年ト爲スコトヲ得

第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、唱歌、體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

前項教科目ノ外、手工、農業、商業、女兒ノ爲ニハ家事ノ一科目又ハ數科目ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外圖畫、外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

前二項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目又ハ選擇科目ト爲スコトヲ得

第二十一條 小學校ニ補習科ヲ置クコトヲ得

補習科ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第二十二條 小學校ノ教科目中兒童身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ハ之ヲ其ノ兒童ニ課セサルコトヲ得

第二十三條 小學校ノ教科目ヲ加除セムトスルキハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

補習科ヲ設置シ若ハ之ヲ廢止シ又ハ高等小學校ノ修業年限ヲ延長セムトスルキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村、

市町村學校組合又ハ町村學校組合、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第二十四條 小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシ

前項ノ圖書同一ノ教科目ニ關シ數種アルトキハ其ノ中ニ就キ府縣知事之ヲ採定ス

文部大臣ハ第一項ノ規定ニ拘ラス修身、日本歴史、地理ノ教科用圖書及國語讀本ヲ除キ其ノ他ノ教科用圖書ニ限リ文部

省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定シタルモノニ就キ府縣知事ヲシテ之ヲ採定セシムルコトヲ得

補習科ノ教科用圖書ニ關シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第二十五條 (削除)

第二十六條 (削除)

第二十七條 小學校ノ休業日ハ日曜日ヲ除クノ外毎年九十日ヲ超ユルコトヲ得ス但シ補習科ハ此ノ限ニ在ラス

特別ノ事情アルトキハ府縣知事ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ日數ヲ増加スルコトヲ得

傳染病豫防ノ爲必要アルトキ其ノ他非常變災アルトキハ監督官廳ニ於テ臨時小學校ノ閉鎖ヲ命スヘシ其ノ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ之ヲ閉鎖スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

第二十八條 小學校教則及小學校編制ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四章 設備

第二十九條 小學校ニ於テハ校舍、校地、校具及體操場ヲ備フヘシ

第三十條 校舍、校地、校具及體操場ハ非常變災ノ場合ヲ除クノ外小學校ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ教育兵事産業衛生慈善等ノ目的ノ爲特別ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條 小學ノ設備ニ關スル規程ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之ヲ定ム

第五章 就學

第三十二條 兒童滿六歲ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歲ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス

學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ
 學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ
 第三十三條 學齡兒童癲癩白痴又ハ不具癱疾ノ爲就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市長村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ
 學齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得
 學齡兒童病弱又ハ發育不完全ノ爲就學セシムヘキ時期ニ於テ就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ監督官廳
 ノ認可ヲ受ケ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得
 市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧窮ノ爲其ノ兒童ヲ就學セシムルコト能ハスト認メタルトキ亦前二項ニ準ス
 第三十四條 第十二條ニ依リ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免セラレタル區域内ノ學齡兒童保
 護者ハ其ノ義務ヲ免除セラレタルモノトス
 第三十五條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇傭ニ依リテ兒童ノ就學ヲ妨クルコトヲ得ス
 第三十六條 學齡兒童保護者ハ就學セシムヘキ兒童ヲ市町村立小學校ニ入學セシムヘシ但シ市町村長ノ認可ヲ受ケ家庭又
 ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得
 官立若ハ府縣立ノ學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分、高等學校若ハ中學校ノ豫科又ハ盲學校若ハ聾啞學校ノ
 初等部ハ兒童就學ニ關シテハ之ヲ市町村立尋常小學校ト同視ス
 第三十七條 兒童ノ年齢就學ノ始期ニ達セサル者ハ之ヲ小學校ニ入學セシムルコトヲ得ス
 第三十八條 小學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル兒童ノ
 小學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

第六章 職員

第三十九條 小學校ノ教科ヲ教授スル者ヲ本科正教員トシ其ノ教科目中唱歌、體操、裁縫、竝第二十條第二項及第三項ノ
 教科目ニシテ文部大臣ノ定ムル一科目又ハ數科目ヲ限リ教授スル者ヲ專科正教員トス
 本科正教員ヲ補助スル者ヲ准教員トス

第四十條 小學校教員タルヘキ者ハ免許狀ヲ受クヘシ

免許狀ハ府縣知事之ヲ授與シ全國ニ通シテ有効トス

第四十一條 免許狀ヲ受クルニハ師範學校若ハ文部大臣ノ指定シタル學校ヲ卒業シ又ハ小學校教員ノ檢定ニ合格スルコト
 ヲ要ス

前項ノ檢定ヲ施行スルカ爲府縣ニ小學校教員檢定委員會ヲ置ク

免許狀及小學校教員檢定委員會ノ組織權限其ノ他檢定ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十二條 特別ノ事情アルトキハ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ小學校准教員ニ代用スルコトヲ得

代用教員ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十三條 市町村立小學校長ハ其ノ學校ノ本科正教員ヲシテ之ヲ兼ネシムヘシ

第四十四條 市立小學校長及教員ノ任用ハ市長又ハ市町村學校組管理者ノ申請ニ依リ市町村立小學校長及教員ノ任用ハ郡
 長ノ申請ニ依リ府縣知事之ヲ行フ

市町村立小學校長及教員ノ解職ハ府縣知事之ヲ行フ

第四十五條 市町村立小學校教員ノ俸給旅費其ノ他諸給與並其ノ支給方法ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之
 ヲ定ム

第四十六條 小學校長及教員ノ進退、職務及服務ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十七條 小學校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ス

第四十八條 市町村立小學校長及教員職務上ノ義務ニ違背シ若ハ職務ヲ怠リタルトキ又ハ職務ノ内外ヲ問ハス體面ヲ汚辱
 スルノ所爲アリタルトキハ府縣知事ニ於テ懲戒處分ヲ行フ其ノ處分ハ譴責、減俸及免職トス

私立小學校長及教員ニシテ前項ニ準スヘキ所爲アリタルトキハ府縣知事ハ其ノ業務ヲ停止ス

第四十九條 小學校教員免許狀ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ免許狀ハ其ノ効力ヲ失フ

- 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタルトキ

小學校教員免許狀ヲ有スル者不正ノ所爲其ノ他教員タルヘキ體面ヲ汚辱スルノ所爲アリテ其ノ情狀重シト認メタルトキハ文部大臣又ハ府縣知事ニ於テ其ノ免許狀ヲ褫奪ス

第五十條 府縣知事ニ於テ行ヒタル免職若ハ業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ニ不服アル者ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得

第七章 費用負擔及授業料

第五十一條 市町村立小學校ノ設置ニ關スル費用ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ負擔トス其ノ概目左ノ如シ

- 一 設備及其ノ維持ノ費用
- 二 職員ノ俸給、旅費、其ノ他諸給與
- 三 校費

兒童教育事務委託ニ關スル費用ハ市町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ノ負擔トス

第五十二條 郡長ハ町村學校組合ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキ又ハ兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所アルトキハ其ノ學校組合内ノ某町村ヲシテ其ノ數校中ノ一校若ハ數校ノ設置又ハ兒童教育事務委託ニ關スル費用ヲ一町村限り負擔セシムルコトヲ得

前項ノ處分ヲ爲シ又ハ之ヲ止ムトスルトキハ關係町村及學校組合ノ意見ヲ聞キ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第五十三條 郡長ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ郡ハ町村又ハ町村學校組合ニ相當ノ補助ヲ與フヘシ

- 一 町村ニシテ第七條ノ事情アルモ同條ニ依ルコトヲ得サルトキ
 - 二 町村學校組合ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ又ハ町村學校組合ノ一部タル町村ノ資力其ノ學校組合費ノ分擔ニ堪ヘサルトキ
 - 三 町村又ハ町村學校組合ノ資力兒童教育事務委託ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ
- 前項ノ認定ニ付テハ郡長ハ郡參事會ノ意見ヲ聞キ府縣知事ノ指揮ヲ受クヘシ

第五十四條 府縣知事ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ府縣ハ郡又ハ市ニ相當ノ補助ヲ與フヘシ

- 一 郡ノ資力第五十三條ノ補助ノ負擔ニ堪ヘサルトキ
- 二 市ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ

前項ノ認定ニ付テハ府縣知事ハ府縣參事會ノ意見ヲ聞キ文部大臣ノ指揮ヲ受クヘシ

第五十五條 區長及其ノ代理者並學務委員ニ於テ國ノ教育事務ヲ執行スルカ爲ニ要スル費用ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ負擔トス但シ區長及其ノ代理者並學區ノ學務委員ニ關スル費用ハ市町村會又ハ町村學校組合會ノ議決ヲ以テ之ヲ學區ノ負擔トナスコトヲ得

第五十六條 小學校教員檢定及免許狀ニ關スル費用ハ府縣ノ負擔トス

第五十七條 市町村立尋常小學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコトヲ得ス但シ補習科ハ此ノ限ニ在ラス特別ノ事情アルトキハ府縣知事ノ認可ヲ受ケ市町村立尋常小學校ニ於テ授業料ヲ徵收スルコトヲ得

第五十八條 市町村立小學校ノ授業料ハ市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ收入トス

第五十九條 授業料ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第八章 管理及監督

第六十條 市町村長、市町村學校組合管理者又ハ町村學校組合管理者ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ屬スル國ノ教育事務ヲ管掌シ市町村立小學校ヲ管理ス

第六十一條 府縣知事ハ市町村又ハ町村學校組合ノ區長及其ノ代理者ヲシテ市町村長又ハ町村學校組合管理者ノ指揮命令ヲ受ケテ學區ニ屬スル國ノ教育事務ヲ補助執行セシムルコトヲ得

第六十二條 市町村ハ教育事務ノ爲市制第八十三條町村制第六十九條ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ但シ市會町村會ノ議決ニ依ルノ限ニ在ラス

市町村學校組合又ハ町村學校組合ハ教育事務ノ爲條例ノ規定ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ
市町村又ハ町村學校組合ハ教育事務ノ爲條例ノ規定ニ依リ其ノ學區ニ學務委員ヲ置クコトヲ得

學務委員ニハ市町村立小學校男教員ヲ加フヘシ

委員中教員ヨリ出ツル者ハ市町村長、市町村學校組合管理者又ハ町村學校組合管理者之ヲ任免ス

第六十三條 學務委員ノ職務其ノ他學務委員ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第六十四條 (削除)

第六十五條 市立小學校長及教員ノ執行スル國ノ教育事務ハ府縣知事之ヲ監督シ町村立小學校長及教員ノ執行スル國ノ教育事務ハ郡長之ヲ監督ス

第六十六條 私立小學校ニシテ市内ニ在ルモノハ府縣知事之ヲ監督シ町村内ニ在ルモノハ郡長之ヲ監督ス

第九章 附則

第六十七條 本令ハ明治三十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ小學校ノ教科目並教則及授業料ノ徵收ニ關シテハ明治三十四年三月三十一日ニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ル

第六十八條 本令ハ市制町村制ヲ施行シタル地ニ之ヲ施行ス

第六十九條 明治二十三年勅令第二百十五號小學校令第三十三條ニ依リ設ケタル町村學校組合ハ明治三十八年三月三十一日ニ至ル迄之ヲ存續スルコトヲ得

第七十條 明治二十三年勅令第二百十五號小學校令第三條及第四條ニ依リ小學校ニ於テ加設シタル教科目中本令ノ規定ニ抵觸スルモノ又ハ同令第六條ニ依リ高等小學校ニ於テ專修科ヲ置キタルモノハ明治三十三年九月一日ニ於テ現ニ學習スル兒童ノ卒業スルニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

明治二十三年勅令第二百十五號小學校令第三條ニ依リ體操科ヲ闕ケル尋常小學校ニ於テハ明治三十六年三月三十一日迄仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

第七十一條 既設ノ尋常小學校ニシテ體操場ノ設備ナキモノハ明治三十八年三月三十一日迄其ノ設備ヲ猶豫ス

前項ノ場合ニ於テハ其ノ猶豫ノ期間内體操科ヲ闕クコトヲ得

第七十二條 本令施行前ニ授與シタル小學校教員免許狀ハ本令施行後仍其ノ効力ヲ有ス但シ小學校專科准教員ノ免許狀ハ

此ノ限ニ在ラス

第七十三條 明治二十六年勅令第四百四號及明治三十年勅令第三百十六號ハ之ヲ廢止ス

明治二十六年勅令第二百四號及明治三十年勅令第四百七號ハ明治三十四年四月一日ヨリ之ヲ廢止ス

附則 (明治四十年勅令第五十二號附則)

本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但第十三條及第三十六條第一項ノ改正ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

市町村立尋常小學校ニ代用シタル私立小學校ニ關シテハ其ノ代用期間ノ滿了スルニ至ル迄仍其ノ代用ヲ存續スルコトヲ得

特別ノ事情ニ依リ第十八條第一項ニ依リ難キ場合ニ於テハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村又ハ町村學校組合ニ於テ私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ期間ヲ定メテ府縣知事ノ認可ヲ受ケ當分ノ内尋常小學校ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ高等小學校ニ關シテモ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

前項ニ依ル尋常小學校ノ教科目ニ關シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

唱歌及第二十條第二項ノ教科目ハ當分ノ内府縣知事ノ認可ヲ受ケ之ヲ闕クコトヲ得

本令施行ノ際現ニ在學スル高等小學校ノ兒童ニ關シテハ其ノ卒業スルニ至ル迄仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

附則 (明治四十四年勅令第二百十六號)

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ高等小學校ニ在學スル兒童ニ關シテハ其ノ卒業ニ至ル迄仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

附則 (大正二年勅令第二百五十八號附則)

本令施行前府縣知事ニ於テ授與シタル免許狀ハ本令ノ免許狀ト同一ノ効力ヲ有ス明治二十五年勅令第四十號ニ依リ北海

道廳長官ニ於テ授與シタル免許狀ニ付亦同シ

附則 (大正八年勅令第十號附則)

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ高等小學校ニ於テ授クル圖畫ハ第二十三條ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

附則 (大正十二年勅令第三百七十六號附則)

本令ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存シ小學校令ニ依リ設置セラレタル私立ノ盲啞學校ニシテ盲學校及聾啞學校令ニ依ラサルモノハ私立學校令ニ依リ設立セラレタルモノト看做ス

○小學校令施行規則

(明治三十三年八月二十一日文部省令第十四號)

(沿革) 明治三十四年一月文部省令第二號、三十五年二月同第三號、同年十二月同第一五號、三十六年三月同第一一號、同年四月同第二二號、同年一月同第三四號、三十七年二月第一號、同年一〇月同第一九號、三十八年五月同第七號、四〇年三月同第六號、同年六月同第二〇號、同年八月同第二四號、四一年三月同第八號、同年四月同第一五號、同年五月同第一八號、同年九月同第二六號、四二年四月同第一二號、四三年三月同第四號、同年七月同第二一號、四四年四月同第一五號、同年七月同第二四號、四五年一月同第三號、大正二年七月同第二〇號、同第二一號、三年一月同第一號、八年三月同第六號、十年八月同第三十六號改正、十二年同第三十五號、十三年同第十六號、十四年同第十三號

第一章 教科及編制

第一節 教則

第一條 小學校ニ於テハ小學校令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ

道德教育及國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス
知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシメンコトヲ務ムヘシ
兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシメンコトヲ期シ何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童ノ心身發達ノ程度ニ副ハシメンコトヲ要ス

男女ノ特性及其ノ將來ノ生活ニ注意シテ各々適當ノ教育ヲ施サンコトヲ務ムヘシ
各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第二條 修身ハ教育ニ關スル勸語ノ旨趣ニ基キテ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ初ハ孝悌、親愛、勤儉、恭敬、信實、義勇等ニ就キ實踐ニ適切ナル近易ノ事項ヲ授ケ漸ク進ミテハ國家及社會ニ對スル義務ノ一斑ニ及ホシ以テ品位ヲ高メ志操ヲ固クシ且進取ノ氣象ヲ長シ公德ヲ尙ハシメ忠君、愛國ノ

志氣ヲ養フハシコトヲ務ムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ一層陶冶ノ功ヲ堅實ナラシメシコトヲ務ムヘシ

女兒ニ在リテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養フハシコトニ注意スヘシ

修身ヲ授クルニハ嘉言善行及諺辭等ニ基キテ勸戒シ常ニ之ヲ服膺セシメシコトヲ務ムヘシ

第三條 國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及普通文ニ及ホシ又言語ヲ練習セシムヘシ

高等小學校ニ於テハ稍々進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ授ケ又言語ヲ練習セシムヘシ

讀ミ方、書キ方、綴リ方ハ各々其ノ主トスル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモ特ニ注意シテ相聯絡セシメシコトヲ要ス

讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ其ノ材料ハ修身、歴史、地理、理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取リ趣味ニ富ムモノタルヘシ

女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フヘシ

文章ノ綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナラシコトヲ要ス

書キ方ニ用フル漢字ノ書體ハ尋常小學校ニ於テハ楷書行書ノ二種トシ高等小學校ニ於テハ尙草書ヲ加フ

國語ヲ授クル際ニハ語句文章ノ意義ヲ明瞭ニシ且其ノ用法ニ習熟セシメシコトヲ務ムヘシ

他ノ教科目ヲ授クル際ニ於テモ常ニ言語ヲ練習及文字ノ書キ方ニ注意セシメシコトヲ要ス

第四條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ初ハ十以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル數ヘ方、書キ方及加減乗除ヲ授ケ漸ク其ノ範圍ヲ擴メテ百以下ノ

數ニ及ホシ更ニ進ミテ通常ノ加減乗除並ニ小數、諸等數及簡易ナル分數、歩合算ヲ授ケヘシ

高等小學校ニ於テハ分數、歩合算ヲ授ケ比例ニ及ホシ學校ノ修業年限ニ應シ更ニ求積ヲ授ケ又土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ授ケヘシ

算術ハ筆算ヲ用フヘシ土地ノ情況ニ依リテハ珠算ヲ併セ用フルコトヲ得

算術ヲ授クルニハ理會ヲ精確ニシ運算ニ習熟シテ應用自在ナラシメシコトヲ務メ又運算ノ方法及理由ヲ正確ニ説明セシメ且暗算ニ習熟セシメシコトヲ要ス

算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ナルモノヲ選フヘシ

第五條 日本歴史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ建國ノ體制、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、國民ノ武勇、文化ノ由來、外國トノ關係等ノ大要ヲ授ケ以テ國初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ヲ知ラシムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ稍々詳ニ我國發達ノ蹟ヲ知ラシムヘシ

日本歴史ヲ授クルニハ成ルヘク圖畫、地圖、標本等ヲ示シ兒童ヲシテ當時ノ實狀ヲ想像シ易カラシメ特ニ修身ノ教授事項ト聯絡セシメシコトヲ要ス

第六條 地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ狀態ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理會セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ本邦ノ地勢、氣候、區劃、都會、產物、交通等並ニ地球ノ形狀、運動等ノ大要ヲ理會セシメ且滿洲地理ノ大要ヲ授ケ兼テ本邦トノ關係ニ於テ重大ナル諸國ノ地理ニ關スル簡單ナル知識ヲ得シムヘシ

高等小學校ニ於テハ各大洲ノ地勢、氣候、區劃、交通等ノ概略ヨリ進ミテ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ノ大要及本邦ノ政治經濟上ノ狀態並ニ外國ニ對スル地位等ノ大要ヲ知ラシメ又地文ノ一斑ヲ授ケヘシ

地理ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ又地球儀、地圖、標本、寫真等ヲ示シテ確實ナル知識ヲ得シメ特ニ歴史及理科ノ教授事項ト聯絡セシメシコトヲ要ス

第七條 理科ハ通常ノ天然物及自然現象ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ兼

テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ植物、動物、礦物、及自然ノ現象ニ就キ主トシテ兒童ノ目撃シ得ル事項ヲ授ケ特ニ重要ナル植物、動物、礦物ノ名稱、形狀、効用及發育ノ大要ヲ知ラシメ又通常ノ物理化學上ノ現象及人身生理ノ初步ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ特ニ重要ナル元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身ノ生理衛生ノ大要ヲ授ケ兼テ植物、動物、礦物ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシムヘシ

理科ニ於テハ務メテ農事、水産、工業、家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ特ニ植物、動物等ニ就キ教授スル際ニハ之ヲ以テ製スル重要ナル加工品ノ製法、効用等ノ概略ヲ知ラシムヘシ

理科ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ若ハ標本、模型、圖畫等ヲ示シ又簡單ナル實驗ヲ施シ明瞭ニ理會セシメンコトヲ要ス

第八條 圖畫ハ通常ノ形體ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ單形ヨリ始メ漸ク簡單ナル形體ニ及ホシ實物若ハ手本ニ就キ又時々自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムヘシ高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ諸般ノ形體ヲ畫カシムヘシ土地ノ狀況ニ依リテハ簡易ナル幾何畫ヲ授クルコトヲ得

圖畫ヲ授クルニハ成ルヘク他ノ教科目ニ於テ授ケタル物體及兒童ノ日常目撃セル物體中ニ就キテ之ヲ畫カシメ兼テ清潔ヲ好ミ綿密ヲ尙フノ習慣ヲ養ハントニ注意スヘシ

第九條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フルコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ授クヘシ又便宜簡易ナル複音唱歌ヲ授クルコトヲ得

第十條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ體操、教練及遊戲ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ又男兒及女兒ノ

別ニ依リ其ノ授クヘキ事項ヲ斟酌スヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ

土地ノ情況ニ依リ體操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲ爲サシメ又ハ水泳ヲ授クルコトアルヘシ

體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保持シメンコトヲ務ムヘシ

第十一條 裁縫ハ通常衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ運針法ヨリ始メ漸ク通常ノ衣類ノ縫ヒ方ヲ授ケ又便宜裁チ方、繕ヒ方等ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ初ハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方ヲ授クヘシ

裁縫ハ其ノ材料ヲ日常所用ノモノニ取リ之ヲ授クル際用具ノ使用方、材料ノ品類、性質及衣類ノ保存方、洗濯方等ヲ教示スヘシ

第十二條 手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

手工ハ紙、絲、粘土、麥稈、木、竹、金屬等其ノ土地ニ適切ナル材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作ヲ爲サシメ高等小學校ニ於テハ簡易ナル製圖ヲ併セ授クヘシ

第十三條 農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勞利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

農業ハ土地ノ狀況ニ依リ農事若ハ水産ヲ授ケ又ハ農事、水産ヲ併セ授クヘシ

農事ハ土壤、水利、肥料、農具、耕耘、栽培、養蠶、養畜等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ノ理會シ易キ事項ヲ授クヘシ

水産ハ漁撈、養殖、製造等ニ就キ其ノ土地ノ業務ニ適切ナルモノヲ授クヘシ

農業ヲ授クルニハ特ニ地理、理科等ノ教授事項ト關聯シ時々其ノ土地實際ノ業務ニ就キテ示教シ其ノ知識ヲ確實ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第十四條 商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

商業ハ學校所在ノ地方ニ於ケル賣買、金融、運輸、保險其ノ他商業ニ關スル重要ナル事項ニシテ兒童ノ理會シ易キモノヲ選ビ國語、算術、地理、理科等ノ教授事項ト關聯シテ之ヲ授ケ且簡易ナル商用簿記ヲ授クヘシ
第十五條 家事ハ家事ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ家事ノ趣味ヲ長シ兼テ節約、利用、秩序、清潔ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

家事ハ衣食住、看病、育兒其ノ他一家ノ經濟等ニ關スル事項ノ大要ヲ授クヘシ家事ヲ授クルニハ特ニ理科トノ聯絡ニ注意シ又實習ニ重キヲ置キ土地ノ情況ニ適切ナラシメシコトヲ務ムヘシ

第十六條 外國語ハ日常簡易ノ英語ヲ習得セシムルヲ以テ要旨トス

外國語ハ發音、綴字ヨリ始メ簡易ナル文章ノ讀ミ方、話シ方、綴リ方、書キ方ヲ授クヘシ

外國語ヲ授クルニハ成ルヘク日常ノ生活ニ關聯セシメテ其ノ理解ヲ容易ニシ練習ニ重キヲ置クヘシ

第十七條 尋常小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第四號表ニ依ルヘシ
手工ヲ加フルトキ又ハ第一學年、第二學年ニ於テ圖畫ヲ課スルトキハ其ノ每週教授時數ハ學校長ニ於テ他ノ教科目ノ每週教授時數ヲ減シ之ニ充ツヘシ

唱歌ヲ闕クトキハ其ノ每週教授時數ハ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

第十八條 高等小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第五號表又ハ第六號表ニ依ルヘシ

第十八條ノ二 第三十四條ノ規程ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ教科目ノ每週教授時數ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條 土地ノ情況ニ依リ管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ左ノ制限内ニ於テ第十七條及第十八條ノ規定ニ依ル時數ヲ増減スルコトヲ得

一、尋常小學校ノ每週教授時數ハ三十時ヲ超エ又ハ十八時ヲ下ルコトヲ得ス

二、高等小學校ノ每週教授時數ハ三十二時ヲ超エ又ハ二十四時ヲ下ルコトヲ得ス

第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ每週教授時數ハ各部十八時以上トス但シ尋常小學校ニ於ケル年少ノ部ニ在リテハ之ヲ十二時マテニ減スルコトヲ得

第二十條 學校長ハ夏季冬季休業日ノ前後各二十日以内ニ於テ毎日ノ教授時數ヲ減スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ教授時數ヲ減スルトキハ學校長ニ於テ便宜各教科目ノ每週教授時數ヲ斟酌スヘシ

第二十一條 尋常小學校若ハ高等小學校ニ於テ數學年ノ兒童ヲ一學級ニ編制スルトキハ各學年ノ程度ニ拘ラス全部又ハ一部ノ兒童ヲ同一ノ程度ニ依リ教授スルコトヲ得

第二十二條 學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ

第二十三條 小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトナク兒童平素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ

第二十四條 學校長ハ修業年限ノ終ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校ノ教科ヲ修了セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ

學校長ハ學年末ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書、第二十一條ノ規定ニ依リ一學年間學習セシ者ニハ學習證書ヲ與フルコトヲ得

第二節 學年、休業日及式日

第二十五條 小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得

小學校ノ學期ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第二十六條 毎日ノ教授終始ノ時刻ハ學校長之ヲ定ムヘシ

第二十七條 小學校ノ休業日ハ左ノ如シ但シ第三號乃至第六號ノ休業日ハ學年ニ依リ之ヲ異ニスルコトヲ得

- 一 祝日、大祭日
- 二 日曜日
- 三 夏季休業日
- 四 冬季休業日

- 五 學年末休業日
- 六 其ノ他府縣知事ノ定ムル休業日
- 前項第三號乃至第五號ノ休業日數ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ
- 第二十八條 紀元節、天長節祝日及一月一日ニ於テハ職員及兒童、學校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フヘシ
 - 一 職員及兒童「君カ代」ヲ合唱ス
 - 二 職員及兒童ハ
 - 天皇陛下
 - 皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ
 - 三 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス
 - 四 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス
 - 五 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス
- 御影ヲ拜戴セサル學校及特ニ府縣知事ノ認可ヲ受ケ複寫シタル御影若ハ府縣知事ニ於テ適當ト認メタル御影ヲ奉藏セサル學校ニ於テハ前項第二號ノ式ヲ闕ク又唱歌ヲ課セサル學校ニ於テハ第一號及第五號ノ式ヲ闕クコトヲ得

第三節 編制

- 第二十九條 小學校ノ學級數ハ十八學級以下トス
 - 特別ノ事情アルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ私立小學ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得
 - 特別ノ事情ニ依リ小學校ニ於テ分教場ヲ設クルトキハ一分教場ノ學級數ハ六學級以下トシ第一項ノ制限外ト爲スコトヲ得
- 第三十條 一學級ノ兒童數ハ尋常小學校ニ在リテハ七十人以下、高等小學校ニ在リテハ六十人以下トス
 - 特別ノ事情アルトキハ前項ノ制限ヲ超過シテ各十人マテヲ増スコトヲ得

- 第三十一條 尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ同一學年ノ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ該學年ノ學級ヲ別ツヘシ
 - 第一學年及第二學年ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
 - 高等小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全校女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ學級ヲ別ツヘシ
 - 特別ノ事情アルトキハ第一項又ハ第三項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
- 第三十二條 (削除)
- 第三十三條 修身、體操、唱歌、裁縫、手工、農業、商業及小學校令第二十條第三項ニ依リ加ヘタル教科目ハ數學級ノ全部又ハ一部ノ兒童ヲ合セテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得但シ裁縫、手工、農業、商業ニ就キテハ兒童ノ數七十人ヲ超エサル場合ニ限ル
- 第三十四條 土地ノ情況ニ依リ小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全部若ハ一部ノ兒童ヲ前後二部ニ分チテ教授スルコトヲ得
- 第三十五條 小學校ニ於テハ各學級ニ本科正教員一人ヲ置クヘシ
 - 土地ノ情況ニ依リ二學級毎ニ本科正教員一人及准教員一人又ハ三學級毎ニ本科正教員二人ヲ置クコトヲ得
 - 特別ノ事情アルトキハ第二項ノ規定ニ依ル外尙准教員ヲ置キ兒童ノ教授ヲ補助セシムルコトヲ得
 - 前條ノ規程ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ前後二學級毎ニ本科正教員一人ヲ置クヲ常例トス
- 第三十六條 六學級以上ノ小學校ニ於テハ學校長ノ擔任スル教授ヲ補助スル爲正教員一人若ハ准教員一人ヲ置クコトヲ得
- 第三十七條 小學校ニ於テハ適宜專科教員ヲ置クコトヲ得
- 第三十八條 補習科ノ學級數ハ第二十九條ニ規定シタル學級數ノ制限外トス但シ其ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ此ノ限ニアラス
- 第三十九條 全校兒童ヲ一學級ニ編制スル學校ヲ單級小學校トシ二學級以上ニ編制スル學校ヲ多級小學校トス
- 第四十條 (削除)
- 第四十一條 小學校ノ學級ヲ編制シ又ハ變更シタルトキハ遲滯ナク管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ニ届出ツヘシ

第四節 補習科

第四十二條 補習科ハ分テ尋常小學校補習科及高等小學校補習科トス

尋常小學校補習科ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ尋常小學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス

高等小學校補習科ハ高等小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ高等小學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス

第四十三條 補習科ノ教科目ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ

前項ノ規定ニ依リ定メタル教科目ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第四十四條 補習科ノ教科用圖書ハ學校長ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十五條 補習科ノ教科ヲ授クルニハ其ノ土地ノ業務ニ適切ナル事項ヲ交フヘシ

第四十六條 補習科ノ修業年限ハ二個年以下トシ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十七條 補習科ノ教授ハ一定ノ季節ヲ選ヒテ之ヲ爲スコトヲ得

第四十八條 補習科ノ教授日、教授時間及每週教授時數ハ兒童ノ便宜ヲ圖リ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十九條 高等小學校補習科ノ學級ハ男女ヲ合シテ之ヲ編制スルコトヲ得ス但シ其ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ此ノ限ニアラス

第五十條 補習科ノ教場ハ正教科ヲ授クル校舍外ニ之ヲ設クルコトヲ得

第五十一條 補習科ノ教授ハ正教科ヲ教授スル教員又ハ代用教員ニ於テ之ヲ擔任スヘシ

補習科ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ前項ノ規定ヲ適用セス

特別ノ事情アルトキハ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第五十二條 第四十三條第一項、第四十四條第四十六條及第四十八條ノ場合ニ於テハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第五節 教科用圖書

第五十三條 小學校教科用圖書中修身、國語、算術、日本歷史、地理、理科、家事、圖畫ヲ除キ其ノ他ノ圖書ニ限リ文部

省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ就キ府縣知事之ヲ採定ス但シ體操、裁縫、手工及尋常小學校第四學年以下ノ唱歌ニ關シテハ兒童ニ使用セシムヘキ圖書ヲ採定スルコトヲ得ス又國語書キ方、算術、理科、家事、圖畫ノ教科用圖書及小學地理附圖ハ學校長ニ於テ之ヲ兒童ニ使用セシメサルコトヲ得

第五十四條 小學校令第二十四條第二項又ハ前條ニ依リ教科用圖書ヲ採定シタルトキハ之ヲ使用セントスル學年ノ開始ヨリ九十日前ニ其ノ旨ヲ公布スヘシ

特別ノ事情アルトキハ前項ノ公布期限ニ依ラサルコトヲ得

第五十五條 文部大臣ノ檢定ヲ經タル小學校教科用圖書ノ定價ヲ增加シタルトキハ其ノ採定ハ効力ヲ失フ

第五十六條 小學校教科用圖書ハ使用ヲ始メタル後四箇年ヲ經ルニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

小學校教科用圖書ヲ變更シタル場合ニ於テハ其ノ圖書ハ最下學年ノ兒童ヨリ用ヒシメ其ノ他ノ兒童ニハ從來ノ圖書ヲ襲用セシムヘシ

特別ノ事情アルトキハ府縣知事ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケテ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第五十七條 小學校教科用圖書ノ採定ニ關シ其ノ前後ヲ問ハス左ノ各號ノ一ニ該當スル所爲アル者ハ三箇月以下ノ禁錮又ハ百圓以内ノ罰金ニ處ス

一 直接又ハ間接ニ金錢物品手形其ノ他ノ利益若ハ公私ノ職務ヲ官吏、學校職員若ハ運動者ニ供與シ又ハ供與センコトヲ申込ミタル者又ハ供與若ハ申込ヲ承諾センコトヲ周旋勸誘シタル者並供與ヲ受ケ若ハ申込ヲ承諾シタル者

二 直接又ハ間接ニ酒食遊覽等其ノ方法及名義ノ何タルヲ問ハス人ヲ饗應接待シ又ハ饗應接待ヲ受ケタル者又ハ旅費若ハ宿泊料ノ類ヲ代辨シ及其ノ代辨ヲ受ケタル者並此等ノ約束ヲ爲シ又ハ約束ヲ受ケタル者

三 官吏、學校職員又ハ其ノ關係アル學校法人等ニ對スル利害ノ關係ヲ利用シ直接若ハ間接ニ官吏、學校職員ヲ誘導シ又ハ威逼シタル者及其ノ誘導威逼ニ應ジタル者

四 官吏又ハ學校職員ニ暴行脅迫ヲ加ヘ若ハ之ヲ拐引シタル者

五 採定ヲ妨クル目的ヲ以テ新聞紙雜誌張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス官吏若ハ學校職員ニ對シ虛偽ノ事項ヲ流布シタル者

- 第五十八條 (削除)
- 第五十九條 (削除)
- 第六十條 (削除)
- 第六十一條 (削除)
- 第六十二條 (削除)
- 第六十三條 (削除)
- 第六十三條ノ二 (削除)
- 第六十三條ノ三 (削除)

第二章 設備準則

- 第六十四條 校地、校舍、體操場及校具ハ學校ノ規模ニ適應スルヲ要ス
校地ハ道德上竝ニ衛生上害ナク且兒童ノ通學ニ便利ナル場所ヲ選フヘシ
校舍ハ教授上管理上竝ニ衛生上適當ニシテ質朴堅牢ナランコトヲ要ス
- 第六十五條 (削除)
- 第六十六條 (削除)
- 第六十七條 (削除)
- 第六十八條 (削除)
- 第六十九條 (削除)
- 第七十條 (削除)
- 第七十一條 (削除)
- 第七十二條 (削除)
- 第七十三條 (削除)

- 第七十四條 (削除)
- 第七十五條 土地ノ情況ニ依リ成ルヘク教員ノ住宅ヲ設クヘシ
- 第七十六條 校舍ヲ新築、増築、改築シ若ハ市町村立高等小學校及私立小學校ノ校地ヲ選定又ハ變更セントスルトキハ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 第七十七條 (削除)
- 第七十八條 (削除)
- 第七十九條 (削除)

第三章 就學

- 第八十條 市町村長ハ其ノ市町村内ニ居住シ翌年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ヲ調査シ第九號表ノ様式ニ依リ毎年十二月末日マテニ其ノ學齡簿ヲ編製スヘシ但シ第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ヲ調査シ毎年六月末日マテニ學齡簿ヲ編製スヘシ
- 第八十一條 市町村長ハ學齡簿編製後三月三十一日マテニ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者アルトキハ遲滞ナク之ヲ學齡簿ニ記入スヘシ但シ第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ市町村長ハ學齡簿編製後八月三十一日マテニ其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者ヲ遲滞ナク學齡簿ニ記入スヘシ
- 市町村長ハ學齡簿ニ登載ノ兒童ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ遲滞ナク之ヲ抹消スヘシ但シ第二號ニ該當スル者アルトキハ市町村長ハ之ヲ抹消スルト同時ニ學齡簿ノ謄本ヲ兒童ノ轉住地ノ市町村長ニ送付スヘシ
- 一 兒童死亡シタルトキ
- 二 兒童市町村外ニ轉住シタルトキ
- 三 兒童ノ居所一箇年以上分明ナラサルトキ
- 前二項ノ外學齡簿ニ記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滞ナク之ヲ加除訂正スヘシ

第八十二條 市町村長ハ兒童ヲシテ市町村立尋常小學校ニ入學セシムヘキ期日ヲ豫メ其ノ保護者ニ通知スヘシ

市町村、町村學校組合又ハ學區ノ使用ニ係ル尋常小學校二校以上アル場合ニ於テハ市町村長ハ前項ノ通知ヲ爲スニ當リ兒童ノ入學スヘキ尋常小學校ヲ指定スルコトヲ得但シ兒童ノ保護者ハ其ノ兒童ヲ入學セシメントスル尋常小學校ヲ選定シテ之ヲ市町村長ニ申立ツルコトヲ得

第八十三條 市町村長ハ前條ノ規定ニ依リ通知シタル兒童ノ氏名及入學期日ヲ關係學校長ニ通知スヘシ其ノ通知ヲ爲シタル後兒童ノ就學ニ關シ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第八十四條 就學スヘキ兒童又ハ其ノ保護者ニシテ小學校令第三十三條ニ掲クル事由アルトキハ其ノ保護者ハ就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ヲ市町村長ニ申立ツヘシ但シ貧窮ニ因ル場合ヲ除外醫師ノ證明書ヲ添フルコトヲ要ス

第八十五條 就學猶豫ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ一箇年トシ既ニ就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ一箇年以下トス

第二十五條二項ノ學年ヲ置キタル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ五箇月其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ七箇月トシ既ニ就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ各五箇月以下又ハ七箇月以下トス

第八十六條 市町村長ハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル兒童ノ教育ヲ監督スヘシ必要ト認メタルトキハ其ノ兒童ニ就キ試驗ヲ行フコトヲ得

第八十七條 市町村長ハ前條ノ兒童ノ教育ヲ不適當ナリト認メタルトキハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ與ヘタル認可ヲ取消スヘシ

第八十八條 兒童ノ保護者ニ於テ其ノ兒童ヲ當然入學セシムヘキ學校以外ノ市町村立尋常小學校ニ入學セシメ又ハ官立、府縣立學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシメントスルトキ若ハ高等學校及中學校ノ豫科又ハ盲學校及聾啞學校ノ初等部ニ入學セシメントスルトキハ其ノ學校ノ管理者又ハ學校長ノ承認書ヲ添ヘ關係市町村長ニ届出ツヘシ

第八十九條 市町村立尋常小學校長ハ第十號表ノ様式ニ依リ學年ノ始ニ於テ入學シタル兒童ノ學籍簿ヲ編成スヘシ學籍簿ハ入學ノ兒童ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滞ナク之ヲ加除訂正スヘシ

第九十條 市町村立尋常小學校長ハ在學兒童ノ出席簿ヲ作り其ノ出席缺席ヲ明ニスヘシ

第九十一條 市町村立尋常小學校長ハ第八十三條ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル兒童中入學期日後七日以内ニ其ノ小學校ニ入學セサル者アルトキハ其ノ氏名ヲ關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十二條 在學兒童ニシテ正當ノ事由ナク引續キ七日間缺席シタルトキハ關係學校長ハ遲滞ナク其ノ保護者ニ對シ兒童ヲシテ出席セシムヘキ旨ヲ通知シ仍引續キ七日以上出席セシメサルトキハ其ノ旨ヲ關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十三條 市町村長ニ於テ前二條ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スヘシ

前項ノ規定ニ依リ二回以上ノ督促ヲ爲スモ仍就學又ハ出席セシメサルトキハ市町村長ハ其ノ旨ヲ監督官廳ニ報告スヘシ

第九十四條 郡長又ハ府縣知事ニ於テ前條第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スヘシ

第九十五條 市町村立尋常小學校長ハ每學年ノ終ニ卒業シタル兒童ノ氏名ヲ遲滞ナク關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十六條 第八十八條ノ規定又ハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ當然入學スヘキ學校以外ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル兒童ニシテ其ノ教科ヲ卒リタルトキ又ハ其ノ教科ヲ卒ラスシテ退學シ若ハ廢學シタルトキハ關係學校長又ハ兒童ノ保護者ハ其ノ旨ヲ關係市町村長ヘ届出ツヘシ

第四章 教員檢定及免許狀

第一節 教員ノ檢定

第九十八條 小學校教員檢定委員會ハ左ノ職員ヲ以テ組織ス

- 一 會長
- 一 常任委員

一 臨時委員

第九十九條 會長ハ道廳府縣内務部長ヲ以テ之ニ充ツ

常任委員及臨時委員ハ府縣知事之ヲ命ス

臨時委員ハ試驗施行ノ際之ヲ命ス

第一百條 會長ハ會務ヲ整理シ檢定ノ成績ヲ府縣知事ニ報告ス

會長事故アルトキハ府縣知事ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

臨時委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ試驗檢定ニ關スル事ヲ掌ル

第一百二條 小學校教員檢定委員會ニ書記ヲ置キ道廳府縣判任官ヲ以テ之ニ充ツ

書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第一百三條 會長、常任委員、臨時委員及書記ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

第一百四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ教員ノ檢定ヲ受クルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 (削除)

三 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者

四 免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ三箇年ヲ經過セサル者

第一百五條 教員ノ檢定ハ分テ無試驗檢定及試驗檢定トシ學力、性及身體ニ就キ之ヲ行フ

第一百六條 試驗檢定ハ每年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試驗檢定ハ隨時之ヲ行フ

第一百七條 無試驗檢定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ第八條乃至第一百二條ノ規定ニ對照シテ之ヲ行フ

一 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀若ハ高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者

二 高等學校高等科又ハ大學豫科ヲ卒ヘタル者

三 文部省直轄學校ニ於テ某科目ニ關シテ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者

四 中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者

五 公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ認定セラレタル學校ノ卒業生、專門學校入學者檢定規程第三條ノ試驗檢定ニ合格シタル者及同規程第八條第一號ニ依リ專門學校入學ニ關シ指定セラレタル者

六 其ノ他府縣知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者

前項第四號及第五號ニ該當スル者ニ對シ小學校本科正教員ノ檢定ヲ行フ場合ハ卒業後二箇年以上小學校教育ニ從事シタル者又ハ高等女學校ヲ卒業シ修業年限一箇年以上ノ補習科ニ於テ小學校教員ニ適スル教育ヲ受ケ卒業シタル者ニ限ル

第一百八條 小學校本科正教員ノ試驗科目及其ノ程度ハ男子ニ在リテハ師範學校男生徒、女子ニ在リテハ師範學校女生徒ニ課スル學校程度ニ準ス但シ手工、農業、商業、英語ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ闕クコトヲ得

本條ニ小學校本科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ本科正教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第一百九條 小學校准教員ノ試驗科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ女子ノ小學校本科正教員ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ

修身 道德ノ要旨

教育 教授法ノ大要

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例、求積

歷史 日本歷史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ大要

圖畫 自在畫及簡易ナル幾何畫

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操、教練及遊戲

裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方

手工 手工ノ大要

農業 農業ノ大要

商業 商業ノ大要

前項ノ科目中農業及商業ハ男子ニ限り裁縫ハ女子ニ限ル

圖畫、音樂、手工、農業、商業ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ闕クコトヲ得

本條ニ小學校准教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ准教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第一百十條 小學校專科正教員ノ試驗科目ハ音樂、體操、裁縫、手工、農業、商業、家事、圖畫、外國語ノ一科目若ハ數科目トス

府縣知事ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前項試驗科目ノ外必要ナル科目ニ付試驗ヲ行フ事ヲ得

試驗科目ノ程度ハ師範學校生徒ニ課スル各科目ノ程度ニ準ス但シ前項ノ試驗科目ニ在リテハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ府縣知事ノ定ムル所ニ依ル

各科目ノ試驗ハ教育ノ大要及受験科目ノ教授法ヲ附帶セシメ之ヲ行フ

小學校專科正教員ノ試驗ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ修身、國語、算術ニ關シ普通ノ學力ヲ有スト認メタル者ニアラサレハ之ヲ行ハス

本條ニ小學校專科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ專科正教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第一百十一條 尋常小學校本科正教員ノ試驗科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ女子ノ小學校本科正教員ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ

修身 道德ノ要旨

教育 教育、教授法及學校管理法ノ大要

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、步合算、比例、求積

歷史 日本歷史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ大要

圖畫 自在畫

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操、教練及遊戲

裁縫 通常ノ衣類ノ裁テ方、縫ヒ方、繕ヒ方

前項ノ科目中裁縫ハ女子ニ限ル

音樂ハ之ヲ闕クコトヲ得

第一百十二條 尋常小學校准教員ノ試驗科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ第一百十一條第一項但書ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ

修身 道德ノ要旨

教育 教育、教授法ノ大要

國語 小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、步合算、比例

歷史 日本歷史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ初步

圖畫 簡易ナル自在畫

唱歌 單音唱歌

體操 體操、教練及遊戲

圖畫 唱歌ノ一科目若ハ二科目ハ之ヲ闕クコトヲ得

第一百十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ試驗檢定ヲ行フトキハ小學校教員檢定委員會ニ於テ第八條乃至第一百十二

條ノ規定ニ對照シテ某科目ニ關シ同等以上ノ學力アリト認メタル者ニ對シテハ其ノ科目ノ試験ヲ闕クコトヲ得

- 一 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀若ハ高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者
- 二 小學校教員免許狀ヲ有スル者
- 三 文部省直轄學校ニ於テ某科目ニ關シテニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者
- 四 小學校教員免許狀又ハ小學師範學校卒業證書ヲ有シ其ノ有効期間滿チタル者
- 五 小學校教員講習科ヲ卒リタル者
- 六 中學校又ハ明治三十二年文部省令第三十四條ニ依リ文部大臣ニ於テ中學校ト同等以上ト認メタル學校ヲ卒業シタル者
- 七 高等女學校ヲ卒業シタル者

第百十四條 試験檢定ヲ受ケタル者ニシテ其ノ試験ニ合格セサルモ某科目ニ關シ成績佳良ナルトキハ府縣知事ハ其ノ科目ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與スルコトヲ得

前項ノ證明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ試験檢定ヲ出願スルトキハ其ノ證明書ニ記載シタル科目ノ試験ヲ闕ク

第百十五條 府縣知事ハ檢定手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第二節 教員ノ免許狀

第百十六條 (削除)

第百十七條 師範學校長ハ師範學校ヲ卒業シタル者ニ對シ小學校教員免許狀ノ授與ヲ府縣知事ニ申請スヘシ

第百十八條 (削除)

第百十九條 府縣知事ハ小學校教員免許狀登錄簿ヲ作り免許狀ヲ授與シタル者ノ氏名其ノ他必要ナル事項ヲ記入スヘシ

第百二十條 免許狀ヲ有スル者其ノ氏名ヲ變更シ又ハ免許狀ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ書換若ハ再渡ヲ府縣知事ニ出願スルコトヲ得

前項ニ依リ免許狀ノ書換若ハ再渡ヲ出願スル者ハ手数料トシテ府縣知事ノ定メタル金額ヲ納ムヘシ

第五章 職員

第一節 學校長及教員ノ進退

第百二十一條 免許狀ヲ受ケタル者ノ氏名及免許狀ノ種類ハ府縣知事之ヲ公告ス

第百二十二條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ休職ヲ命スルコトヲ得

- 一 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタルニ因リ職務ヲ行フニ妨アルトキ
- 二 學校編制ノ變更又ハ訴願ノ裁決ニ因リ過員ヲ生シタルトキ
- 三 教員養成ヲ目的トスル官立、府縣立學校ニ入學スルトキ
- 四 名譽職タル町村長及助役ニ當選シタルトキ
- 五 私立小學校ノ教員又ハ外國ニ於テ本邦人ヲ教育スル爲ニ設置シタル學校ノ教員トナルトキ
- 六 刑事事件ニ關シ告訴若ハ告發セラレタルトキ
- 七 一年現役兵トシテ服役シタル後陸軍補充令第三十七條ニ依リ勤務演習ニ召集セラレタル時

第百二十三條 市町村立小學校正教員ニシテ陸海軍現役ニ服シ又ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者ハ當然休職者トス但シ徵兵令第十四條ノ規定ニ依リ一年現役兵トシテ服役スル者又ハ陸軍六週間現役ニ服スル者ハ此ノ限ニアラス

第百二十四條 休職ノ期間ハ第百二十二條第一號第二號第四號及第五號ノ場合ニ在リテハ一箇年トシ同條第六號ノ場合ニ在リテハ其ノ事件ノ裁判所ニ繫屬中トシ同條第三號及第百二十三條ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尙三箇月、第百二十二條第七號ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尙一箇月トス但シ第百二十二條第五號後段ノ場合ニ在リテハ府縣知事ハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

第百二十五條 休職者ハ職務ニ從事セサル外總テ在職者ト異ナルコトナシ但シ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニアラス

第百二十六條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得

- 一 不具、癡疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ
- 二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ退職ヲ出願シタルトキ

三 休職者復職シタル爲其ノ代員ヲ要セサルトキ

第二百二十七條 第二百二十二條又ハ第二百二十六條ノ事由ニ因ラスシテ休職又ハ退職ヲ命スル必要アリト認メタルトキハ府縣知事ハ文部大臣ノ指揮ヲ受ケテ特別ノ處分ヲ爲スコトヲ得但シ休職ノ場合ニ於テハ豫メ期間ヲ定メテ具申スルコトヲ要ス

第二百二十八條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然退職者トス

一 當該學校ノ廢セラレタルトキ

二 休職期間滿チタルトキ

第二百二十九條 市町村立小學校教員ニシテ免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ又ハ其ノ免許狀ニシテ效力ヲ失ヒタルトキハ當然其ノ職ヲ失フ

第二百三十條 市町村立小學校准教員ノ進退ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム

第二百三十一條 第二百二十二條第一號、第二百二十六條第一號及第二號前段ノ事由ニ因リ處分セントスルトキハ府縣知事ハ其ノ府縣恩給顧問醫ノ意見ヲ開クコトヲ要ス

第二百三十二條 私立小學校長及教員ノ採用解職ハ設立者ニ於テ遲滯ナク府縣知事ニ届出ツヘシ

第二節 學校長及教員ノ職務及服務

第二百三十三條 學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ

第二百三十四條 學校長ハ校務ヲ整理シ所屬職員ヲ統督ス

第二百三十五條 正教員ハ兒童ノ教育ヲ擔任シ且之ニ屬スル事務ヲ掌ル

第二百三十六條 准教員ハ本科正教員ノ職務ヲ助ク

第二百三十七條 市町村立小學校長及教員ハ當該學校所在ノ市町村、市町村學校組合、町村學校組合ノ地域内ニ居住スヘシ但シ監督官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

學校長及教員ハ擅ニ其ノ職務ヲ離レ又ハ職務上居住スヘキ地ヲ離ル、コトヲ得ス

第二百三十八條 學校長及教員ハ營利ヲ目的トスル會社ノ業務執行社員、取締役、監査役ト爲リ又ハ給料ヲ受ケテ他ノ事務

ヲ行フコトヲ得ス但シ府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス
學校長及教員ハ府縣知事ノ認可ヲ受クルニアラサレハ營利ヲ目的トスル業務ヲ爲スコトヲ得ス

第三節 懲戒處分、業務停止及免許狀褫奪

第二百三十九條 市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行ハントスルトキハ府縣知事ハ期間ヲ定メテ本人ヨリ手續書ヲ徵スルコトヲ要ス但シ之ヲ徵スルコト能ハサル事由アルトキハ此ノ限ニアラス

第二百四十條 懲戒處分ヲ行フヘキ事件刑事裁判所ニ繫屬スル間ハ同一事件ニ關シ懲戒處分ヲ行フコトヲ得ス

第二百四十一條 市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行フトキハ府縣知事ハ本人ニ處分書ヲ交付スヘシ

第二百四十二條 市町村立小學校長及教員ノ減俸ハ一ヶ月以上一箇年以下減俸ノ處分ヲ受ケタル當時ノ俸給月額ノ三分ノ一以下ヲ減給ス

第二百四十三條 市町村立小學校教員ニシテ免職ノ處分ヲ受ケタル者ハ二箇年ヲ經ルニアラサレハ教員ノ職ニ就クコトヲ得

第二百四十四條 第二百三十九條乃至第二百四十一條ノ規定ハ業務停止、免許狀褫奪ノ處分ニ關シ之ヲ準用ス

第二百四十五條 私立小學校長及教員ノ業務停止ハ一箇月以上二箇年以下トス

第二百四十六條 府縣知事ニ於テ學校長又ハ教員ニ對シ免職、業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ヲ行ヒタルトキハ其ノ氏名、職名及事由ヲ具シ文部大臣ニ報告スヘシ

第二百四十七條 府縣知事ハ免職又ハ業務停止ノ處分ヲ受ケタル學校長及教員ニシテ改悛ノ實顯著ナリト認メタル者ニハ第

百四十三條ノ期間内又ハ業務停止ノ期間内ト雖モ文部大臣ノ認可ヲ受ケ教員ノ職ニ就クコトヲ得シメ又ハ業務停止ヲ解

クコトヲ得

第四節 俸給、旅費及諸給與準則

第二百四十八條 教員ノ月俸額ハ左表ニ依リ之ヲ定ムヘシ

職名	本科正教員		專科正教員		准教員	
	上	下	上	下	上	下
一級	百八十圓	百六十圓	百二十圓	百十圓	六十圓	五十圓
二級	百四十圓	百三十圓	百圓	九十圓	五十圓	四十圓
三級	百二十圓	百十圓	八十圓	七十圓	四十圓	三十圓
四級	百圓	九十圓	七十圓	六十圓	三十圓	二十圓
五級	八十五圓	八十圓	六十圓	五十圓	二十圓	十五圓
六級	七十五圓	七十圓	五十圓	四十圓	十五圓	十圓
七級	六十五圓	六十圓	四十圓	三十圓	十圓	八圓
八級	五十五圓	五十圓	三十圓	二十圓	八圓	七圓
九級	四十五圓	四十圓	二十圓	十五圓	七圓	六圓

第四百四十九條 一級上俸ヲ受ケテ特ニ功勞アル者ニハ本科正教員ニ在リテハ二百四十圓マテ專科正教員ニ在リテハ百六十圓マテ漸次増給スルコトヲ得

第五百十條 教員ノ俸給ハ當分ノ内等級相當ノ額ヲ減シテ之ヲ支給スルコトヲ得

第五百十一條 專科正教員ニシテ他ノ小學校ノ專科正教員ヲ兼スル者ニハ關係學校ノ經費ヨリ其ノ俸給ヲ分割シテ給スルコトヲ得

第五百十二條 教員ノ俸給ハ其ノ意ニ反シテ之ヲ減スルコトヲ得ス

第五百十三條 休職者ニハ其ノ休職中俸給ノ三分ノ一ヲ給ス但シ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ其ノ學區ニ於テ特別ノ事情アル場合若ハ第二百二十二條第三號乃至第五號ニ該當スルモノニ對シテハ之ヲ給セサルコトヲ得

第五百十三條ノ二 市町村立小學校正教員ニシテ徵兵令第十四條ノ規定ニ依ル一年現役兵ニ服スル者ハ其ノ在營中俸給ノ三分ノ二ヲ減ス

第五百十四條 教員ニシテ在職ノ儘小學校教員講習科ニ入學スル者ニハ俸給ノ一部若ハ全部ヲ給ス但シ其ノ額ハ府縣知事ニ於テ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ學區ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ

第五百十五條 教員ニシテ陸軍給與令又ハ海軍給與令ニ依リ俸給ヲ受クル者ニハ其ノ關係給ヲ給セス但シ其ノ額本職ノ俸

給額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ不足額ヲ給スルコトヲ得

第五百十六條 教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當月分ノ俸給ハ日割ヲ以テ給スヘシ

一 懲戒ニ因リ免職ニ處セラレタルトキ

二 免許狀褫奪又ハ免許狀ノ失効ニ因リ教員ノ職ヲ失ヒタルトキ

第五百十七條 教員死亡シタルトキハ其ノ在職中ト休職中トニ拘ハラズ在職最終ノ俸給月額四箇月分ヲ其ノ遺族ニ給スヘシ

前項ノ遺族及其ノ順位ニ關シテハ判任官俸給令第十三條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第五百十八條 正教員ノ旅費額ハ判任文官ノ例ニ準シ之ヲ定メ准教員ノ旅費額ハ地方ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ但シ正教員ニシテ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル學校長ヲ兼務スル者ノ旅費額ハ奏任文官ノ例ニ準シ之ヲ定ムヘシ

第五百十九條 教員ニシテ一週三十二時ヲ超エ教授ヲ擔任スル者ニハ手當ヲ給スヘシ

第六十條 學校長又ハ教員ニシテ特ニ勤勞アル者ニハ慰勞金ヲ給スルコトヲ得

第六十一條 教員ニシテ宿直スル者ニハ賄料ヲ給スヘシ

第六十二條 學校長又ハ教員ニシテ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者ニハ療治料ヲ給スヘシ

第六十三條 教員ニハ土地ノ情況ニ依リ住宅料ヲ給スヘシ

第六十四條 第五百十九條及第六十條ニ依リ給スル金額ハ府縣知事ニ於テ管理者ノ意見ヲ聞キテ之ヲ決定シ第百六十一條乃至第百六十三條ニ依リ給スル金額ハ管理者ニ於テ之ヲ決定スヘシ

第六十五條 本節ニ規定アルモノヲ除ク外俸給及旅費ノ支給方法ハ判任文官ノ例ニ準シ地方ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ

第六十六條 第百四十八條ニ掲クル表ニ依リ難キ事情アルトキハ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第六十七條 本節ニ學校長、教員トアルハ市町村立小學校ノ學校長、教員ヲ謂フ

第五節 代用教員

第六十八條 市町村立小學校代用教員ノ採用解職及懲戒處分ハ市町村立小學校准教員ノ例ニ依ル

第六十九條 (削除)

第七十條 私立小學校代用教員ノ採用解職ニ關シテハ第三百三十二條ノ規定ヲ準用ス

第七十一條 小學校令第四十七條ノ規定並ニ本令第五章第二節ノ規定中准教員ニ關スルモノハ代用教員ニ準用ス

第七十二條 府縣知事ニ於テ私立小學校代用教員ヲ不適當ト認メタルトキハ之ヲ解職セシムルコトヲ得

第七十三條 市町村立小學校代用教員ノ俸給、旅費其ノ他諸給與ニ關スル規定ハ府縣知事之ヲ定ム

第六節 授業料

第七十四條 尋常小學校ニ於テ授業料ヲ徵收セントスルトキハ市ニ在リテハ一箇月二十錢以下、町村又ハ町村學校組合

ニ在リテハ一箇月十錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第七十五條 高等小學校ニ於テ徵收スル授業料ハ市又ハ市町村學校組合ニ在リテハ一箇月六十錢以下町村又ハ町村學校

組合ニ在リテハ一箇月三十錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定メ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第七十六條 特別ノ事情アルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ期間ヲ定メ

テ前二條ノ制限ヲ超エタル授業料ヲ徵收スルコトヲ得

第七十七條 小學校補習科ノ授業料額ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第七十八條 小學校ニ於テハ學年ニ依リ授業料額ニ差等ヲ設クルコトヲ得ス

第七十九條 他ノ小學校設置負擔ノ區域ヨリ入學スル兒童ニ就キテハ第三百七十四條及第三百七十五條ノ制限以內ニ於テ授

業料額ヲ増スコトヲ得但シ兒童教育事務ヲ委託シタル市町村、町村學校組合又ハ學區ヨリ入學スル兒童ニ就キテハ此ノ

限ニアラス

第八十條 貧窮ノ爲授業料ヲ納ムルコト能ハサル者ニ對シテハ管理者ハ授業料ノ全部又ハ一部ヲ免除スヘシ

一家ノ兒童二人以上同時ニ小學校ニ就學スルトキハ管理者ハ授業料額ヲ減スルコトヲ得

第八十一條 本章ノ規定ハ私立小學校ニ關シ之ヲ適用セス

第七章 學務委員

第八十二條 市町村、市町村學校組合、町村學校組合並ニ學區ノ學務委員八十人以下トス但シ東京市ニ在リテハ十五人マ

テニ増スコトヲ得

第八十三條 學務委員ハ左ニ掲クル事項ニ就キ市町村長、市町村學校組合管理者、町村學校組合管理者、區長並ニ其ノ代

理者ヲ補助シ又ハ其ノ諮問ニ應ジテ意見ヲ陳述ス

一 就學督促ニ關スルコト

二 家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル者ノ認可ニ關スルコト

三 就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ニ關スルコト

四 設備ニ關スルコト

五 經費豫算ノ調製ニ關スルコト

六 授業料ニ關スルコト

七 學校基本財産ニ關スルコト

八 教科目ノ加除及小學校令第二十條第二項及第三項ノ教科目選定ニ關スルコト

九 修業年限ニ關スルコト

十 補習科ノ設置廢止ニ關スルコト

第八十四條 公民中ヨリ選舉セラレタル學務委員ノ任期ハ四箇年トス

補缺選舉ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第八十五條 學務委員ニシテ資格ノ要件ヲ失ヒタル者ハ當然其ノ職ヲ失フ

第八章 削除

第八十六條 (削除)

第八十七條 (削除)

第八十八條 (削除)

- 第百八十九條 (削除)
- 第百九十條 (削除)
- 第百九十一條 (削除)
- 第百九十二條 (削除)
- 第百九十三條 (削除)
- 第百九十四條 (削除)

第九章 幼稚園及小學校ニ類スル各種學校

第百九十五條 幼稚園ハ滿三歳ヨリ尋常小學校ニ入學スルマテノ幼児ヲ保育スルヲ以テ目的トス

第百九十六條 幼児ヲ保育スルニハ其ノ心身ヲシテ健全ニ發達セシメ善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ補ハンコトヲ

要ス

幼児ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス

常ニ幼児ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメンコトヲ務ムヘシ

- 第百九十七條 幼兒保育ノ項目ハ遊戲、唱歌、談話及手技トス
 - 第百九十八條 (削除)
 - 第百九十九條 (削除)
 - 第二百條 (削除)
 - 第二百一條 (削除)
 - 第二百二條 保育ノ時數ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ
 - 第二百三條 幼稚園ニ園長ヲ置クコトヲ得
 - 第二百四條 幼稚園ニ於テ幼児ヲ保育スル者ヲ保姆トス
- 保姆ハ女子ニシテ小學校ノ本科正教員又ハ准教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ府縣知事ノ免許ヲ得タル者タルヘシ

第二百四條ノ二 保姆ノ免許ヲ得ルニハ檢定ニ合格スルコトヲ要ス

前項ノ檢定ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ之ヲ行フ

檢定ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム

- 第百四條、第百十四條、第百十五條、第百十九條乃至第二百一十一條ノ規定ハ保姆ノ檢定及免許ニ關シ之ヲ準用ス
- 第二百五條 幼稚園長及保姆ノ採用、解職、懲戒處分、業務停止ハ小學校教員ノ例ニ依ル
- 市町村立幼稚園長及保姆ノ俸給旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム
- 第二百六條 幼稚園ノ幼兒數ハ約百二十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百人マテニ増スコトヲ得
- 第二百七條 保姆一人ノ保育スル幼兒數ハ約四十人以下トス
- 第二百八條 幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ

- 一 建物ハ平家造トシ保育室、遊戲室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フヘシ
- 二 保育室ノ大サハ幼兒五人ニ付キ一坪ヨリ小ナルコトヲ得ス
- 三 遊園ハ幼兒一人ニ付一坪ノ割合ヲ以テ設クルヲ常例トス
- 四 恩物、繪畫、遊戲道具、樂器、黑板、机、腰掛、時計、寒暖計、暖房器其ノ他必要ナル器具ヲ備フヘシ
- 五 敷地、飲料水及採光窓ニ關シテハ小學校ノ例ニ依ルヘシ

第二百九條 小學校ニ類スル各種學校ニハ學校長ヲ置クコトヲ得

第二百十條 小學校ニ類スル各種學校教員ハ小學校教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ府縣知事ノ免許ヲ得タル者タルヘシ

第二百十一條 小學校ニ類スル各種學校ノ學校長及教員ノ採用、解職、懲戒處分、業務停止ハ小學校教員ノ例ニ依ル市町村立ノ小學校ニ類スル各種學校ノ學校長及教員ノ俸給、旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム

第十章 附則

第二百十二條 本令ハ明治三十三年九月一日ヨリ施行ス但シ第一章中第一節乃至第四節、第五章中第四節及第五節、第六章、第八章ノ規定ハ明治三十四年四月一日ヨリ施行ス

第二百十三條 小學校ニ於テ第三十五條ノ規定ニ依リ難キ事情アルトキハ明治三十四年四月一日ヨリ五箇年間ハ三學級毎ニ本科正教員一人及准教員二人ヲ置クコトヲ得

既設小學校ノ編制ニシテ第三十五條ヲ除外第一章第三節ノ規定ニ抵觸スル場合ニ於テ特別ノ事情アルトキハ市町村、町村學校組合又ハ設立者ニ於テ期間ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受ケ同節ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第二百十四條 既設ノ補習科ニ於テ第一章第四節ノ規定施行ノ際現ニ其ノ教科ヲ學習スル兒童ニ就キテハ其ノ兒童ノ修了スルニ至ルマテ仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

第二百十五條 本令施行前府縣知事ニ於テ探定シタル小學校教科用圖書ハ本令施行後仍其ノ効力ヲ有ス

第六十條ノ規定ニ依リ學年開始前公布ヲ爲スヘキ期間ハ本令施行ノ日ヨリ明治三十四年三月三十一日マテハ六十日トス

第二百十六條 本令施行前府縣知事ニ於テ定メタル規定ニ依リ編製シタル學齡簿及學籍簿ハ第三章ノ規定ニ依リ編製シタルモノト見做ス

第二百十七條 本令施行前ニ授與シタル小學校教員免許狀及之ト同一ノ効力ヲ有スル小學師範學科卒業證書ハ本令ノ規定ニ依ル小學校教員免許狀中之ニ相當スルモノト同一ノ効力ヲ有ス

第二百十八條 本令施行前從前ノ規定ニ依リ休職ヲ命セラレタル教員ノ休職期間ハ仍從前ノ例ニ依ル

第二百十九條 市町村立小學校教員ノ俸給、旅費其ノ他給與ニ關シテハ本令施行ノ日ヨリ明治三十四年四月三十一日マテハ府縣知事ニ於テ定メタル從前ノ規程ニ依ル

第二百二十條 本令施行ノ際現ニ學務委員ノ職ニ在ル者ニシテ公民中ヨリ選舉セラレ任期アル者ハ任期ノ滿了マテ其ノ職ヲ失フコトナシ其ノ任期ナキ者ハ本令施行ノ日ヨリ第八十四條第一項ノ任期ヲ起算ス

本令施行ノ際現ニ學務委員ノ職ニ在ル者ノ數第八十二條ニ規定シタル制限ニ超過スルトキハ抽籤ニ依リテ退職者ヲ定ムヘシ

第二百二十一條 第八章ノ規定施行ノ際現ニ代用中ノ私立小學校ノ代用ニ關シテハ協議ニ依リ定メタル期間ノ滿了マテ仍

從前ノ例ニ依ル

第二百二十二條 既設幼稚園ニシテ第二百六條及第二百八條ノ規定ニ依リ難キトキハ期間ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受ケ之ニ依ラサルコトヲ得

第二百二十三條 明治二十四年文部省令第九號、同第十四號、同第十六號、同第十八號乃至同二十三號、明治二十六年文部省令第二號、同第三號、明治二十七年文部省令第一號、同第九號、明治二十九年文部省令第十號、同第十一號、明治三十二年文部省令第三十號、同第三十二號同第三十七號ハ之ヲ廢止ス

明治二十七年文部省令第二十六號中補習科ニ關スル規定、明治二十四年文部省令第一號、同第四號、同第八號、同第十號乃至同第十三號、明治二十五年文部省令第七號、明治二十六年文部省令第九號、明治三十年文部省令第二號ハ明治三十四年四月一月ヨリ之ヲ廢止ス

附則 (大正八年文部省令第六號附則)

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ在學スル兒童ニ課スヘキ各學年ノ各科目、每週教授時數ニ關シテハ其ノ卒業ニ至ルマテ仍從前ノ規定ニ依リ又ハ之ヲ斟酌スルコトヲ得

大正十四年拾月廿三日 印
 大正十四年拾月廿五日 發行
 大正十五年一月五日 訂正再版印刷
 大正十五年一月八日 訂正再版發行



著者 著者 著者 著者 發行所 印刷者 印刷所

統合教育新教科書 學校管理法

【定價金七拾壹錢】

度臨時定價 壹圓貳拾錢

田中寬 日田權 北澤種 島田民 松田孫 村田豐 大倉印刷所
 東京市京橋區南鍛冶町一番地 東京市京橋區新榮町五丁目七番地 東京市京橋區新榮町五丁目七番地

發兌元

松邑三松堂

東京市京橋區南鍛冶町
 電話銀座七一三五番
 振替東京七九三四番

費受示



大正十五年一月八日
大正十四年十一月九日
大正十四年十一月三日

田 田
田 田
田 田
田 田

田

田 田 田 田
田 田 田 田
田 田 田 田
田 田 田 田

大正十五年一月八日
大正十四年十一月九日
大正十四年十一月三日

広島大学図書

2000039146

